

電子渡航認証制度（E S T A）の導入に
向けた調査研究業務

調査報告書

2021年3月

(株) インターフュージョン・コンサルティング

目次

1. 目的	3
2. 報告書の構成.....	3
3. 用語	3
4. 前提条件	6
5. 制度に関する調査結果	7
5.1. 根拠法令及び規定している内容	7
5.1.1. 米国の調査結果	7
5.1.2. オーストラリアの調査結果.....	8
5.1.3. IAPI のみ導入国の調査結果.....	9
6. 業務に関する調査結果	11
6.1. 主要な業務内容及び業務フロー	11
6.1.1. 米国の調査結果	11
6.1.2. オーストラリアの調査結果.....	11
6.1.3. IAPI のみ導入国の調査結果.....	12
6.2. 運用における職員体制及び運用費用	13
6.2.1. 米国の調査結果	13
6.2.2. オーストラリアの調査結果.....	13
6.2.3. IAPI のみ導入国の調査結果.....	13
7. システムに関する調査結果.....	13
7.1. システム化範囲及びシステム関連図.....	13
7.1.1. 米国の調査結果	13
7.1.2. オーストラリアの調査結果.....	14
7.1.3. IAPI のみ導入国の調査結果.....	15
7.2. システム構築及び運用に係る費用.....	16
7.2.1. 米国の調査結果	16
7.2.2. オーストラリアの調査結果.....	16
7.2.3. IAPI のみ導入国の調査結果.....	17
7.3. セキュリティ対策	17
7.4. その他の調査結果	17
7.4.1. EU の ETIAS 導入時における費用見積り	17
7.4.2. EU におけるセキュリティ対策の検討.....	17
7.4.3. COVID-19 への対応	18
7.4.4. 運用における懸念点	18
7.4.5. 自動パスポートコントロール (APC) について.....	19

8. ESTA 及び IAPI を併用した場合と IAPI のみを使用した場合における出入国審査への効果等の比較.....	19
8.1. 比較結果.....	19
付録.....	21
付録 1. 別添資料一覧.....	21

1. 目的

諸外国では、電子渡航認証制度（以下「ESTA」という。）を導入し、査証免除国の国籍者（以下、「査免対象者」という。）に渡航前の承認申請を義務付けることによって査免対象者に対するスクリーニングを強化している。

したがって、本邦においても ESTA の導入が水際対策の強化及び円滑な出入国審査の更なる推進に効果的である可能性が考えられるところ、ESTA 導入に当たっては、出入国在留管理行政に与える影響の大きさを鑑み、事前に詳細な調査を行う必要がある。また、ESTA の導入は、膨大な数の渡航者に義務を課すこととなり、世界中からの大量の申請を処理することが必要になることから、法改正等を含む制度設計、必要な業務体制、それらに対応した最適なシステム等を入念に研究、検討する必要がある。

一方、航空会社のカウンター等でのチェックイン時に ESTA の有無を確認する場合、IAPI と呼ばれるシステムの機能を利用して確認するのが一般的であるが、この IAPI だけでスクリーニングを導入している国もあるのが現状である。

そこで、本調査研究は、ESTA 導入国及び IAPI のみ導入国から制度、業務、システム等に係る情報を収集して比較することにより、日本に最適なスクリーニングの仕組みの導入に貢献することを目的とする。

2. 報告書の構成

本書は調査結果の概要を記載している。調査の詳細については対象国、調査項目ごとに別添としてまとめてあるため、そちらを参照されたい。

調査対象国としては、公開されている情報が多い米国、オーストラリアを ESTA 導入国として選択した。IAPI については公開されている情報が少なく、比較的情報が得られた韓国、イスラエル、英国について調査を実施し、IAPI のみを導入している国としてまとめている。

3. 用語

関連する用語を以下に示す。

表 1 関連用語

略称	英語表記	日本語表記
ABF	Australian Border Force	オーストラリア国境警備隊
ANAO	Australian National Audit Office	オーストラリア国家監査局
API	Advance Passenger Information	事前旅客情報
APIS	Advance Passenger Information System	事前旅客情報システム

略称	英語表記	日本語表記
APP	Advance Passenger Processing	事前旅客処理
APPS	Advance Passenger Processing System	事前旅客処理システム
BOC	Border Operations Centre	(オーストラリア) 国境オペレーションセンター
CBP	Customs and Border Protection	アメリカ合衆国税関・国境警備局
CTA	Crew Travel Authority	乗務員渡航許可
DAL	Document Alert List	(オーストラリア) 渡航文書警戒リスト MAL の構成要素
DHA	Department of Home Affairs	オーストラリア政府内務省
DHS	Department of Homeland Security	アメリカ合衆国国土安全保障省
DV	Document Validation	文書検証
ESTA	Electronic System for Travel Authorization	電子渡航認証システム
ETA	Electronic Travel Authority	(オーストラリア) 電子渡航許可
ETAS	Electronic Travel Authority System	(オーストラリア) 電子渡航許可システム
IAPI	Interactive Advance Passenger Information	対話型事前旅客情報
ICAO	International Civil Aviation Organization	国際民間航空機関
KOCA	Korea Office of Civil Aviation	大韓国民間航空当局
MAL	Movement Alert List	(オーストラリア) 移動警戒リスト MAL には補助的なデータベースとして DAL と PAL がある
MOEF	Ministry of Economy and Finance	大韓民国企画財政部
MOLIT	Ministry of Land, Infrastructure and Transport	大韓民国国土交通部
OMARA	Office of the Migration Agents Registration Authority	オーストラリア政府移住手続代行業者認定局
PAL	Person Alert List	(オーストラリア) 個人経歴警戒リスト MAL の構成要素
PIBA	Population and Immigration Authority	イスラエル政府人口・移民・国境局
TRIP	Traveler Redress Inquiry Program	(米国) 渡航者向け苦情申し立てプログラム

略称	英語表記	日本語表記
TRIPS	Traveler Redress Inquiry Program System	(米国) 渡航者向け苦情申し立てプログラムシステム
TRIPS	Travel and Immigration Processing System	(オーストラリア) 旅行および入国管理システム
TSA	Transportation Security Administration	アメリカ合衆国運輸保安庁
TSDB	Terrorist Screening Database	(米国) テロリストスクリーニングデータベース
VWP	Visa Waiver Program	(米国) ビザ免除プログラム
-	Watch List	(米国) ウォッチリスト (搭乗拒否リストおよび監視リスト) ウォッチリストは TSDB を基に作成される

4. 前提条件

本書で ESTA、IAPI としているものは、原則として以下を指す。

・ESTA

査免対象者に対する電子的に渡航認証を行うシステムであり、インターネットから申請でき、シールやスタンプ等がパスポートへ貼付されることはなく、電子的な認証情報のみがシステム上に保管される。

なお、オーストラリアにおいては ETAS と呼ばれている。

・IAPI

空港等でのチェックイン時に航空会社のシステムは取得したパスポートの情報を IAPI システムに送信する。送信された情報は、当該航空機が到着する国の入国管理システム等が持つ情報と照合され、渡航者が渡航可能か判断し、結果が航空会社のシステムに通知される。このやり取りは原則としてリアルタイムに実施され、このリアルタイムのやり取りの仕組みを IAPI としている。

なお、船舶も対象とする場合は、船舶の乗船時等も対象に含まれる。

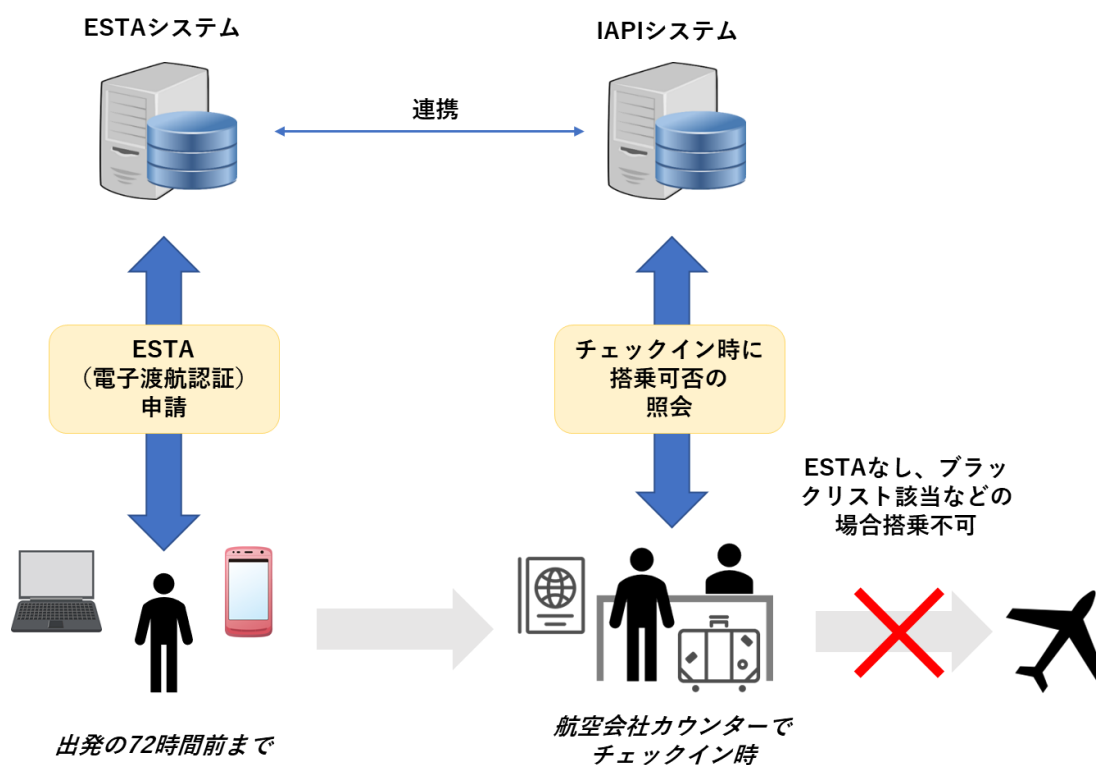


図 1 ESTA と IAPI

5. 制度に関する調査結果

5.1. 根拠法令及び規定している内容

5.1.1. 米国の調査結果

米国では、ESTA 及び IPAI に関する法令として、ESTA に関する「移民及び国籍法」(Immigration and Nationality Act) と、IAPI に関係する「航空運輸安全法」(Aviation and Transportation Security Act) がある。

航空運輸安全法は 9.11 テロの後、2001 年 11 月 19 日に施行されたものであり、移民及び国籍法は古くから存在するが、9/11 法と呼ばれる「IMPLEMENTING RECOMMENDATIONS OF THE 9/11 COMMISSION ACT OF 2007」(2007 年 8 月 3 日施行) により ESTA が必要となった。

上記法令が施行後、各種改正が行われているため、実際の確認には合衆国法典 (United States Code) により確認を実施した。

表 2 米国の法令

法令	該当する合衆国法典
移民及び国籍法	Title 8 ALIENS AND NATIONALITY CHAPTER 12 SUBCHAPTER II Part II Section 1187. Visa waiver program for certain visitors
航空運輸安全法	Title 49. TRANSPORTATION Subtitle VII. AVIATION PROGRAMS Part A. AIR COMMERCE AND SAFETY Subpart iii. Safety Chapter 449. SECURITY Subchapter I. REQUIREMENTS Section 44909. Passenger manifests

定められている具体的な内容は以下のとおり。

【移民及び国籍法 (合衆国法典第 8 編第 1187 条)】

- ・ビザ免除プログラムの提供条件
- ・入国不許可人物を特定するために行うシステムを利用したチェックの実施と、そのための情報を航空会社等が提供すること
- ・渡航者に問題があった場合 (入国拒否時、オーバーステイ時、問題あるパスポートの所持時) の航空会社等の罰則
- ・ESTA の料金

【航空運輸安全法（合衆国法典第 49 編第 44909 条）】

- ・ 航空会社は、乗客および乗務員の名簿（マニフェスト）を電子送信によって税関・国境取締局（CBP）に提供すること
- ・ 上記マニフェストはシステムを利用して送信できること
- ・ 上記マニフェストは航空機が米国に着陸する前に、規定する方法、時間、及び形式で税関に送信すること
- ・ 米国発着の全ての国際線の乗客情報を、当該航空機の出発前にテロリストの監視リストと比較できるよう規制できること

5.1.2. オーストラリアの調査結果

オーストラリアでは、ESTA 及び IPAI に関する法令として、「移民法」（MIGRATION ACT 1958）と、その規則である「移民規則」（MIGRATION REGULATIONS 1994）がある。

ETA（Electronic Travel Authority）については移民規則第 2.07AB 条（電子渡航認証ビザの申請）にて規定されている。なお、オーストラリアの ETA は厳密にはビザの一種に分類される。

1998 年に APP（Advance Passenger Processing）と呼ばれる仕組みとして IAPI が導入された。当初は、航空会社との自主的な取り決めとして運用されていたが、2003 年に移民法第 245L 条（オーストラリアに到着する人物の報告義務）として法制化された

その後、詳細な内容が定められた「APP infringement regime」と呼ばれる制度が 2009 年に開始されたが、ABF（Australian BORDER FORCE）のホームページ上に問合せ先についての記載が見つかったのみであり、同制度の内容については確認ができなかった。

なお、同ホームページには罰金等について記載されていたが、根拠法令についての記載はなかった。

表 3 オーストラリアの法令

法令	
移民法	MIGRATION ACT 1958
移民規則	MIGRATION REGULATIONS 1994

定められている具体的な内容は以下のとおり。

【移民法】

- ・ システムを利用した乗客と乗組員に関する情報の報告義務
- ・ 乗客と乗組員に関する報告の内容、報告期限
- ・ 報告義務を遵守しなかった場合の罰則

【移民規則】

- ・ 電子渡航認証の申請方法
- ・ 電子渡航認証の申請先(在外公館、代理店等)
- ・ インターネット申請に関連する申請料金
- ・ インターネット申請に関連する申請手段(クレジットカード及び PayPal)とその場合の追加料金

なお、ABF のホームページには以下が記載されている。

- ・ 報告義務を遵守しなかった場合の罰金金額
- ・ システムが停止した場合の対処方法
- ・ 不適切なドキュメントの乗客を乗せた場合の罰金金額

5.1.3. IAPI のみ導入国の調査結果

(1) 韓国の調査結果

韓国では、IAPI に関する法令として、航空安全及び保安法 (AVIATION SAFETY AND SECURITY ACT) があり、この第 15 条にて API データの送信義務について記載されている。

詳細については条例 (Ordinance) で定めるとあるが、この条例については見つけることができなかった。

表 4 韓国の法令

法令	
航空安全及び保安法	AVIATION SAFETY AND SECURITY ACT

定められている具体的な内容は以下のとおり。

【航空安全及び保安法第 15 条】

「航空運送事業者は、空港等の保安のため、航空機に搭乗した旅客の氏名、国籍、旅券の番号その他の国土交通省令で定める輸送に関する情報を空港等のオペレーターに提供しなければならない。この場合において、輸送情報の提供の方法、手続その他必要な事項は、国土交通省の条例で定める。」

(2) イスラエルの調査結果

イスラエルでは、IAPI に関する法令として、イスラエル入国法 (Entry into Israel Law) があり、この第 8 条にて乗客データの提供が記載されている。

イスラエルが公開している運用ガイドラインでは、IAPI の運用が行われているこ

とが確認できることから、IAPIの詳細については規則(regulations)で定められていると推察されるが、この規則については見つけることができなかった。

表 5 イスラエルの法令

法令	
イスラエル入国法	Entry into Israel Law

定められている具体的な内容は以下のとおり。

【イスラエル入国法第8条】

- ・ 全乗員に関する情報の報告義務
- ・ 乗り物に対する立ち入り検査の実施

(3) 英国の調査結果

英国では、IAPIに関する法令として、「Immigration Act 1971」と「The Immigration and Police (Passenger, Crew and Service Information) Order 2008」がある。

「Immigration Act 1971」の SCHEDULE 2 (別表 2) の 27B、「The Immigration and Police (Passenger, Crew and Service Information) Order 2008」の PART 2 にて API について記載されている。

表 6 英国の法令

法令	
移民法	Immigration Act 1971
移民及び治安に関する要求法	The Immigration and Police (Passenger, Crew and Service Information) Order 2008

定められている具体的な内容は以下のとおり。

【移民法】

- ・ システムを利用した乗客とサービスに関する情報の報告義務

【移民及び治安に関する要求法】

- ・ 乗客リストと乗組員の詳細を要求する入国管理官の権限
- ・ 乗客リストと乗組員の詳細および関連する連絡を提供および受領する形式と方法

6. 業務に関する調査結果

6.1. 主要な業務内容及び業務フロー

6.1.1. 米国の調査結果

ESTA に関する業務の調査結果としては、以下のとおり。

- ①申請者が WEB サイトで入力、送信
- ②システムによる自動チェック
- ③システムによる自動チェックの結果が OK の場合は、そのまま ESTA 発給
NG の場合は、政府職員による審査を実施
- ④結果を電子メールで申請者に送信
- ⑤ESTA が発給されなかった場合で、渡航したい場合は領事館等へビザ申請

API/I-API に関する業務の調査結果としては、以下のとおり。

- ①72 時間前までに API データを一括送信 (API)
- ②システムがウォッチリスト等と照合
- ③政府職員が照合結果を確認、必要に応じて追加調査 (必要に応じて関係機関とも連携)
- ④追加調査結果の内容をシステムに入力
- ⑤チェックイン時に航空会社職員がデータ入力 (実際はパスポートリーダーで読み取り)
- ⑥システムによるデータ照合
- ⑦航空会社職員によるその他のチェック (本人確認、ドキュメントチェック等)
- ⑧チェック結果に問題なければ発券、搭乗

その他、ウォッチリストとの照合での誤認によるチェックインやフライトの遅延や搭乗拒否を回避するために、DHS Traveler Redress Inquiry Program (DHS TRIP) という制度を設けており、WEB サイトから申請し、審査を経て Redress Number (救済番号) (航空券の予約時等に使用する) を発行する業務が確認された。

6.1.2. オーストラリアの調査結果

ETA に関する業務の調査結果としては、以下のとおり。

- ①申請者が WEB サイトで入力、送信
- ②システムによる自動チェック
- ③システムによる自動チェックの結果が OK の場合は、そのまま ETA 発給
- ④結果を電子メールで申請者に送信
- ⑤発給されなかった場合は、渡航希望者はビザオフィス等へ

オーストラリアはビザの発給業務を認可した事業者に外部委託しており、ETAの申請に係る対応が容易になっていると推測される。

IAPIに関する業務の調査結果としては、以下のとおり。

- ①チェックイン時に航空会社職員がデータ入力（基本情報はパスポートリーダーで読み取り）
- ②システムによるデータ照合
- ③航空会社職員によるその他のチェック（本人確認、ドキュメントチェック等）
- ④航空会社職員は、チェック結果に問題なければ発券。
システムの返答が、「BOC（Border Operations Centre）へ問い合わせ」の場合は、BOCへ問い合わせ
搭乗不可通知の場合は、搭乗拒否

6.1.3. IAPIのみ導入国の調査結果

IAPIに関する業務については、公開されている情報がほとんどなく、韓国・イスラエルから多少の情報が得られたのみであった。

なお、情報が少ない理由としては、IAPIはICAO等でルールが整備されていること、システムが行うチェックやその回答の仕組みが単純なものであることが考えられる。

(1) 韓国の調査結果

韓国の業務に関する情報はあまり得られなかったが、大韓航空が発表している資料に多少の情報があったため、それを基に業務フローの推察を行った。

- ①チェックイン時に航空会社職員がデータ入力
- ②システムによるチェック（チェック内容は不明）
- ③航空会社職員は、チェック結果に問題なければ発券

(2) イスラエルの調査結果

イスラエルの業務に関する情報はあまり得られなかったが、イスラエルが公開しているIAPIの導入ガイドラインから多少の情報を得ることができた。

IAPIに関する業務の調査結果としては、以下のとおり。

- ①チェックイン時に航空会社職員がデータ入力
- ②システムによるチェック（チェック内容は不明）
- ③航空会社職員は、チェック結果に問題なければ発券

システムの返答が、「Advisory」の場合は、追加情報等の要求や提示などのやり取りが行われる
搭乗不可通知の場合は、搭乗拒否

6.2. 運用における職員体制及び運用費用

6.2.1. 米国の調査結果

職員体制及び運用費用については特に情報が得られなかったが、ESTA の電子申請のサポートとしては、24 時間電話対応が行われていることが確認できた。

なお、IAPI については、具体的には確認できなかったが、過去の FAQ では 24 時間のサポートが記載されていることが確認された。

6.2.2. オーストラリアの調査結果

職員体制及び運用費用については特に情報が得られなかった。

オーストラリアではビザの発行等を外部に委託しており、ETA の発行が行われなかった場合は、領事館に行く以外に、外部委託業者からサポートを受けることが可能となっているなど、全体的に米国と比較して手厚くサポートを受けることができる体制となっている。

なお、IAPI のヘルプデスクも設置されており、BOC (Border Operations Centre) が 24 時間 365 日、電子メールまたは電話で対応している。

6.2.3. IAPI のみ導入国の調査結果

IAPI については公開されている情報が少なく、IAPI のみ導入国の職員体制及び運用費用に関する情報は得られなかった。

7. システムに関する調査結果

7.1. システム化範囲及びシステム関連図

7.1.1. 米国の調査結果

以下のシステムが確認された。

①ESTA (Electronic System for Travel Authorization)

インターネットを通じて ESTA の申請受付・審査・認証を行う。

ESTA の導入においては、強制力がなく自発的に取得してもらう試行段階 (5 か月間)、取得が必須だが渡航できる (またはペナルティが免除される) 段階 (14 か月間) を経て、2010 年 3 月に本格運用が開始された。

②APIS (Advance Passenger Information System)

航空会社等のシステムと連携し、API の受信、搭乗判定を行う。

APIS (IAPI) の導入は段階的に行われ、最終ルールを決定する際にはパブリックコメントを受け付けていたようである。

2009年10月に Secure Flight Program (セキュアフライトプログラム) として導入された。

③TRIPS (DHS Traveler Redress Inquiry Program)

誤ってウォッチリストの人物と識別された旅客からの救済を求める申請を受理し、審査完了後、審査結果の登録を行う。

その他、渡航希望者に対する審査等を実施するための情報を提供する、各種システムがある。

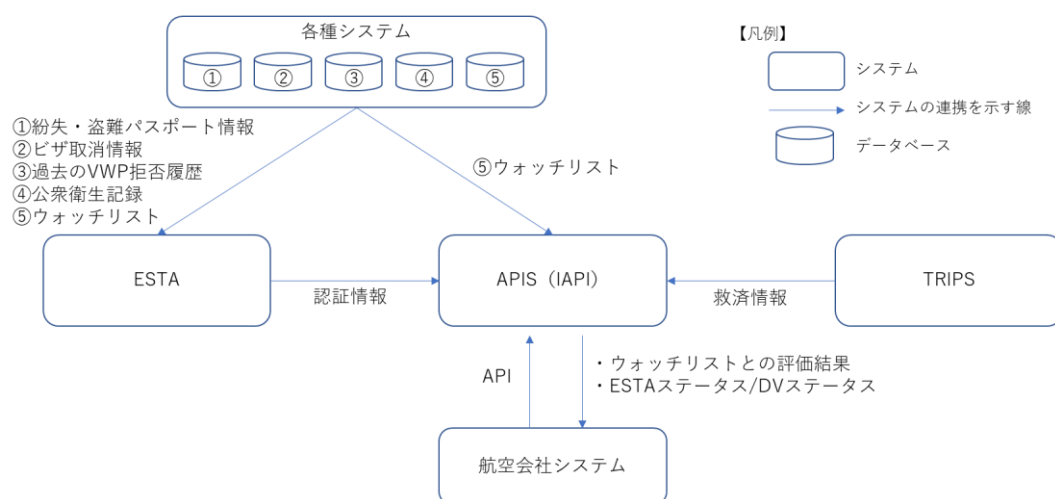


図 2 米国のシステム関連図

各種システムと ESTA、APIS (IAPI) とのデータ連携は、各種システムからのデータ送信により同期が行われる。

7.1.2. オーストラリアの調査結果

以下のシステムが確認された。

① ETAS (Electronic Travel Authority System)

渡航希望者がインターネットを通じて ETA の申請受付・審査・認証を行う。

また、航空会社や旅行代理店などは SITA ネットワークを通じて利用することができる。

1996年9月に運用が開始された。

② APPS (Advance Passenger Processing System)

航空会社等のシステムと連携し、API の受信、搭乗判定を行う。
1998 年に運用が開始された。開始月については、情報を得られなかった。

- ③ キャリアポータル
航空会社向けのポータルサイト。API の受信と搭乗判定を行う。
- ④ TRIPS (Travel and Immigration Processing System)
出入国に関する主要な部分を担うシステム。

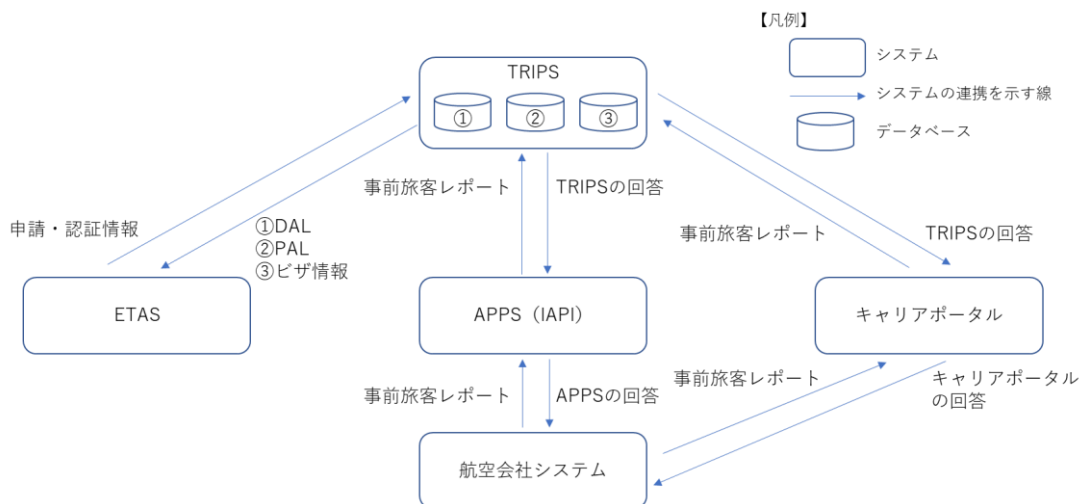


図 3 オーストラリアのシステム関連図

TRIPS と ETAS 間のデータ連携は、ETAS が TRIPS を参照する（データの同期は行われず）方式であると推測される。

7.1.3. IAPI のみ導入国の調査結果

(1) イスラエルの調査結果

韓国及び英国のシステムに係る情報は得られなかったが、イスラエルについては、2020 年 7 月に運用が開始された、航空会社等のシステムと連携し、API の受信、搭乗判定を行う APPS (Advanced Passenger Processing System) と呼ばれるシステムが確認された。

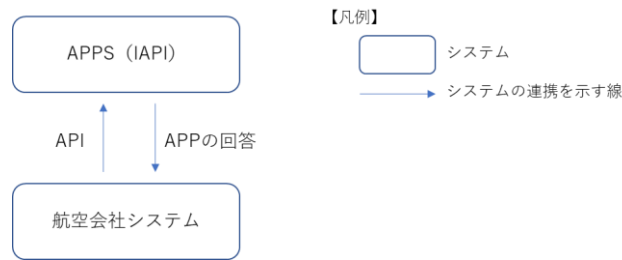


図 4 イスラエルのシステム関連図

7.2. システム構築及び運用に係る費用

7.2.1. 米国の調査結果

費用について、確認された情報は以下のとおり。

① ESTA

ESTA の構築及び 2 年間の運用費用に、36,000,000 US ドル (3,168,000,000 円¹⁾ の予算が計上された。ESTA の進展に伴い、その全部または一部が手数料で賄われることになる。

上記には、構築、導入、ESTA ポリシーの伝達のための活動、プログラム・マネジメント・オフィスの費用が含まれる。

② APIS

2006 年度までに Secure Flight Program (セキュアフライトプログラム) (2009 年に運用開始) に約 150,000,000 US ドル (13,200,000,000 円) が費やされた。これは、主に IT インフラ構築、及びウォッチリストの照合プロセス構築に使用された。

2007 年度の予算では、15,000,000 US ドル (1,320,000,000 円) の予算が計上されたが、前年度の予算からの繰越金は 18,000,000 US ドル (1,584,000,000 円) であった。

7.2.2. オーストラリアの調査結果

費用については、ETAS や APPS は 1996 年 1 月から順次開発されており、詳細な開発費用等は確認できなかったが、ETAS に関する費用として以下の情報が得られた。

¹ 1US ドル=88 円換算 (2010 年の年平均)

開発費用 : 6,000,000 AU ドル (492,000,000 円²)
 運用費用 (1998 年) : 5,500,000 AU ドル (451,000,000 円)

7.2.3. IAPI のみ導入国の調査結果

各国とも、開発、運用等の費用についての情報は得られなかった。

7.3. セキュリティ対策

各国とも、システムのセキュリティについては、情報を得られなかった。

7.4. その他の調査結果

7.4.1. EU の ETIAS 導入時における費用見積り

EU のレポート (Feasibility Study for a European Travel Information and Authorisation System (ETIAS) (2016 年)) において、EU の ETIAS 導入時における費用試算 (2025 年時点で年間 4,700 万人からの申請を想定) が行われていたため、参考情報として以下に記述する。

なお、現時点では ETIAS 運用開始予定は 2022 年となっている。

表 7 ETIAS 導入費用³ (単位:千ユーロ、百万円)

段階 年	開発段階			運用段階						
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
EUR	25,453	13,182	58,832	22,593	22,593	22,593	22,593	22,593	22,593	22,593
JPY ⁴	3,054	1,582	7,060	2,711	2,711	2,711	2,711	2,711	2,711	2,711
	計: EUR 245,547 (千ユーロ) 、 JPY 29,466 (百万)									

開発段階合計費用: EUR 97,467 (千ユーロ)、JPY 11,696 (百万)

7.4.2. EU におけるセキュリティ対策の検討

米国、オーストラリア及び韓国のシステムに関する調査において、システムのセ

² 1AU ドル=82 円換算 (1998 年の年平均)

³ 委託業者開発費用、ネットワーク費用、ハードウェア費用、ソフトウェア費用、管理費用 (ヘルプデスク、オペレーション等) の合計

⁴ 1 ユーロ = 120 円換算 (2016 年の年平均)

セキュリティについては、具体的な情報を得られなかった。

但し、EU のレポート（Feasibility Study for a European Travel Information and Authorisation System (ETIAS) (2016 年)) において、EU の ESTA 導入時におけるセキュリティリスクの評価が行われており、ここにセキュリティリスク軽減措置に関する記載があった。

記載されている具体的な内容は以下のとおり。

【セキュリティリスク軽減措置】

- ・ 人的資源保護
- ・ 暗号保護
- ・ 通信保護
- ・ システムの取得・開発及び保守に関する保護
- ・ インシデント管理の保護
- ・ 業務セキュリティ保護

7.4.3. COVID-19 への対応

2020 年 3 月現在、米国とオーストラリアの両方で、申請のトップページに COVID-19 についてのメッセージ（宣言）を確認することができ、そこでは ESTA/ETA の申請はできない旨が記載されている。

また、オーストラリアでは、実際にシステムから申請できないようになっているのが確認された。

なお、米国では ESTA 所有者が渡航しようとする場合、ESTA が強制的に取り消される旨も併せて記載されている。

7.4.4. 運用における懸念点

EU のレポート（Policy study on an EU Electronic System for travel Authorization (EU ESTA) Annexes (2016 年)) において、米国の ESTA 導入時に発生したトラブルの事例があったため、今後の運用を検討する際において懸念すべき事項として以下に示す。

- ・ 渡航者が文字 o（オー）と 0（ゼロ）を誤って入力するケース
- ・ ある国籍の渡航者が別の国に居住し、居住国でパスポートを発行している場合、誤って居住国をパスポート発給国に入力するケース
- ・ 複数のパスポートを所持している渡航者が、ESTA 申請時のパスポートとは別のパスポート情報を入力するケース
- ・ フランスとドイツには、最初のページにチェックディジットが含まれているパスポート番号が記載されているパスポートがあり、チェックディジット込みの

パスポート番号を誤って入力するケース

なお、人的ミスによる誤入力に対応するための方法の一つとして、オーストラリアの ETA 申請では、姓、パスポート番号、メールアドレスの欄に確認用の欄が設けられているのが確認できた。

7.4.5. 自動パスポートコントロール (APC) について

米国では多くの空港に自動パスポートコントロール (APC、Automated Passport Control) が導入されている。

無人のキオスク端末で入国審査を実施するものであるが、在日米国大使館のホームページでは「渡航前に電子渡航認証システム (ESTA) を取得し、2008 年以降に少なくとも一度米国を訪問していること」が条件とされているが、現在では少なくとも一部の空港では初回の米国訪問時でも APC は利用できるようであり、実際に問題なく入国できた事例がインターネット上で多く報告されている。

8. ESTA 及び IAPI を併用した場合と IAPI のみを使用した場合における出入国審査への効果等の比較

8.1. 比較結果

IAPI のみ使用した場合は、審査の精度を上げると処理が複雑になる傾向となり、システムのレスポンスが遅くなってしまう懸念が生じる。また、人による判断が必要となる場合は、回答までに時間がかかってしまうため、チェックイン時のみに審査を行う IAPI だけで対応が可能であるかは見極める必要がある。

IAPI だけで目的が達成できるのであれば、ESTA は不要であるが、IAPI だけでは難しい部分がある場合、それを ESTA によって補完できる可能性が高いと考えられる。

調査より導出された、比較の観点及びそのメリット・デメリットは以下のとおり。

① 審査項目数

ESTA の場合は、申請時の項目を追加することで様々な情報を入手することが可能であるが、IAPI の場合は原則としてパスポート上の情報しか得ることはできない。

② 審査時間の確保

ESTA の申請により、事前に審査を行うことができる。それにより、ビザ保

有者も含めたすべての渡航者を事前審査済みとすることができる。IAPI の場合はチェックイン時に搭乗可否の審査を行うため、審査で問題が見つかった場合、審査者はかなりの短時間で判断する必要がある。

③ チェックイン時のレスポンス速度と誤認リスク

ESTA を導入している場合は、チェックイン時の審査を ESTA の有無で判断することも可能となる。その場合、レスポンス速度の向上のほか、パスポート番号で特定できるため、人物誤認のリスクを排除できる。IAPI のみの場合は、審査が複雑な場合等はレスポンスが遅くなる可能性が高いほか、提供される情報が少ないため、人物誤認のリスクが生じることとなる。

④ 航空会社の負担

ESTA を導入している場合、航空会社職員は問題のある渡航者に対して「ESTA を所持していないため搭乗させることができない」と搭乗を拒否できるため、心理的負担が少ないが、IAPI の場合は理由の説明が難しく、心理的負担が大きい。

⑤ 構築、運用費用

ESTA を導入する場合は、開発等の初期費用及び運用開始後のシステム運用費用が発生する。IAPI だけの場合は、大きな追加投資は生じない。ただし、各国とも ESTA 発給の手数料等の料金を徴収することで、ESTA のシステムに係る費用面の問題を解消している。

⑥ セキュリティリスク

ESTA は個人情報を扱うが、インターネット接続となることから攻撃等を受ける可能性が高い。IAPI のみであれば、インターネットへの接続はないか、かなり限定されるため、攻撃等のリスクは少ない。

⑦ 個人情報を取り扱う際の負担の発生

ESTA を導入する場合、個人情報を扱うため、EU の一般データ保護規則 (GDPR) を含め、各種制約が発生する。IAPI については、現状も情報の取得自体は行っており、追加で問題は発生しない。

⑧ 外交面での問題

ビザ免除国に新たな義務を課すことになるため、外交面での調整が発生する可能性がある。IAPI については、外交面の問題は特に生じない、

以上

付録

付録 1. 別添資料一覧

- ・別添 1-1.米国の調査結果（制度）
- ・別添 1-2.オーストラリアの調査結果（制度）
- ・別添 1-3.IAPI のみ導入国の調査結果（制度）
- ・別添 2-1.米国の調査結果（業務）
- ・別添 2-2.オーストラリアの調査結果（業務）
- ・別添 2-3.IAPI のみ導入国の調査結果（業務）
- ・別添 3-1.米国の調査結果（システム）
- ・別添 3-2.オーストラリアの調査結果（システム）
- ・別添 3-3.IAPI のみ導入国の調査結果（システム）
- ・別添 3-4.システムに関するその他調査結果
- ・別添 4.E S T A及び I A P I を併用した場合と I A P I のみを使用した場合における出入国審査への効果等の比較

以上

電子渡航認証制度（E S T A）の導入に
向けた調査研究業務
調査報告書

別添 1-1. 米国の法令調査結果

1. 制度に関する調査結果

1.1. 根拠法令及び規定している内容

(1) 調査結果概要

米国では、ESTA 及び IPAI に関する法令として、ESTA に関する「移民及び国籍法」(Immigration and Nationality Act) と、IAPI に関する「航空運輸安全法」(Aviation and Transportation Security Act) がある。

航空運輸安全法は 9.11 テロの後、2001 年 11 月 19 日に施行されたものであり、移民及び国籍法は古くから存在するが、9/11 法と呼ばれる「IMPLEMENTING RECOMMENDATIONS OF THE 9/11 COMMISSION ACT OF 2007」(2007 年 8 月 3 日施行) により ESTA が必要となった。

上記法令が施行後、各種改正が行われているため、実際の確認には合衆国法典 (United States Code) により確認を実施した。

表 1 法令

法令	該当する合衆国法典
移民及び国籍法	Title 8 ALIENS AND NATIONALITY CHAPTER 12 SUBCHAPTER II Part II Section 1187. Visa waiver program for certain visitors
航空運輸安全法	Title 49. TRANSPORTATION Subtitle VII. AVIATION PROGRAMS Part A. AIR COMMERCE AND SAFETY Subpart iii. Safety Chapter 449. SECURITY Subchapter I. REQUIREMENTS Section 44909. Passenger manifests

(2) 調査結果詳細

ア) 移民及び国籍法 (合衆国法典第 8 編第 1187 条 (特定の国籍の渡航者のためのビザ免除プログラム))

合衆国法典第 8 編第 1187 条 (特定の国籍の渡航者のためのビザ免除プログラム)
(抜粋)
<p>■(a)プログラムの制定</p> <p>国土安全保障省長官および国務長官は、次の要件を満たす外国人の場合、協議の上、この条に従い、この編第 1182 条(a)第(7)項第(B)号(i)(II) (参照条文 ①) の要件を免除することができるプログラム (この条においては以下「ビザ</p>

免除プログラム¹⁾ という) を制定する権限を与えられる。

(1)90 日以内の観光客としての入国

非移民としての訪問者 (この編第 1101 条(a)第(15)項第(B)号に記載) として 90 日を超えない期間の入国をビザ免除プログラムを利用して申請している外国人

(2)ビザ免除プログラム対象国の国民

以下の国の国民であり、その国から発行されたパスポートを提示している外国人

(A)主権国家であると考えられる国、または第(B)号に記載され、入国の協定が確立されている一つまたは複数の国と合わせて、米国民・国民に、相互特権を拡張 (または拡張することに同意) している国

(B)は同条(c) (ビザ免除プログラム対象国の指定) の下でビザ免除パイロットプログラム国として指定されている。

(3)パスポート要件

入国申請時に、次の各号を満たす有効なパスポートを所持している外国人

(A)機械で読み込み可能

改ざん防止機能を備え、ドキュメント認証識別子が組み込まれ、その他の点では機械の可読性に関する国際的基準を満たす機械で読み込み可能なパスポート

(B)IC 旅券

2016 年 4 月 1 日以降の、不正防止に強く、関連する経歴および生体情報 (国土安全保障省長官が決定) を含み、その他の点では IC 旅券に関する国際的基準を満たしている IC 旅券

(4)入国フォームの遂行

入国時間までに国土安全保障省長官が決定した入国フォーム²⁾を完成させた外国人

(5)米国への入国

海上または空路で到着する場合、連邦規則集第 14 編第 135 条³⁾に基づいて運航する運送業者又は同条(e)に従って国土安全保障省長官と協定を締結した連邦規則集第 14 編第 91 条⁴⁾に基づいて事業を行う国内企業が所有または運用する非商用航空機で米国への入国港に到着する外国人。

¹ 2009 年 1 月 12 日より、日本を含む全てのビザ免除プログラム対象国の渡航者がビザなしで観光や商用で米国に 90 日以下の渡航をする場合、ESTA 認証が必要となった。

² 陸路の場合、ESTA は不要となるが、フォーム (I-94W フォーム) が必要となる。ここでいうフォームは、この I-94W フォームを指していると思われる。

³ 14 CFR 135 - OPERATING REQUIREMENTS: COMMUTER AND ON DEMAND OPERATIONS AND RULES GOVERNING PERSONS ON BOARD SUCH AIRCRAFT (運用要件: そのような航空機の搭乗者を管理するコミューターおよび需要の運用と規則)

⁴ 14 CFR 91 - GENERAL OPERATING AND FLIGHT RULES (一般的な操作と飛行規則)

国土安全保障長官は、連邦規則集第 14 編第 135 条に基づいて事業を行う運送業者又は連邦規則集第 14 編第 91 条に基づいて事業を行う国内企業に、適切かつ正確な保証をそのような合理的な金額で提供することを、そのような合意の条件として国土安全保障省長官がこの条の保証要件のコンプライアンスを保証するに十分とみなすような状況を含め、要求する権限が与えられる。

(6)安全上の脅威

米国の福祉、健康、安全、治安を脅かすものではないと判断されていること。

(7)ビザ免除プログラム違反

過去にビザ免除プログラムの入国許可条件に違反していないこと。

(8)往復チケット

往復または次の目的地までの航空券・乗船券を所持していること（国土安全保障長官が規制に基づいてこの要件を放棄するか、連邦規則集第 14 条第 135 条に基づいて事業を行う運送業者又は連邦規則集第 14 条第 91 条に基づいて事業を行う国内企業が運行する航空機または船舶で入国地に到着する場合を除く）。

(9)自動システムチェック

入国不許可人物の情報を持つデータベースを使って自動チェックを行い、それに該当しない外国人

(10)識別情報の電子送信

この条に基づき入国を申請する乗客を輸送している連邦規則集第 14 編第 135 条に基づく航空機、または連邦規則集第 14 編第 91 条に基づいて事業を行う国内企業が所有または運営する非商用航空機のオペレーターは、国土安全保障省長官が身元確認及び移民法の試行のために必要であると規定する情報を提供するものとする。この情報は、自動電子データベースを使用して不許可をチェックする目的で、入国地に到着する 1 時間以上前に電子的に送信されるものとする。

(11)渡航認証のための電子システムの下での適格性の決定

同条(h)第(3)項に基づいて開発された渡航認証用の電子システムが完全に運用される日から、ビザ免除プログラムに基づいて旅行する外国人は、米国への入国を申請する前に、国土安全保障省長官が外国人の米国旅行の許可にあたり、適格性や法執行またはセキュリティのリスクが存在するかを判断するために必要だと決定した経歴情報やそのようなその他の情報を電子的に提供するものとする。国土安全保障省長官は、そのような経歴情報を検討した上で、外国人がビザ免除プログラムの下で米国に旅行する資格があるかどうかを判断するものとする。

(12)イラク、シリア、または関連のあるその他の国や地域には提供しない。

■(e) 運送業者との契約

(1)全般

同条(a)第(4)項で言及されている契約は、ビザ免除プログラムに基づく非移民訪問者に関するビザ要件の免除の尊重を考慮した運送業者（連邦規則集第 14 編第 135 条に基づいて業務を行っている運送業者を含む）または連邦規則集第

14 編第 91 条に基づいて業務を行っている国内企業と国土安全保障省長官の間の契約である。

(A)訪問者が米国への入国を拒否された場合、または同条(a)第(1)項第(A)号に記載されている 90 日以上米国に不法に滞在した場合に、米国からの外国人の輸送にかかるすべての費用を米国に補償すること。

(B)ビザ免除プログラムの基で免除された非移民訪問者から受け取った入国フォーム⁵を入国管理官に毎日提出すること。

(C)国土安全保障省長官によって公表された規則に準じたパスポートなしで、指定された国の国民を米国へ輸送した結果、罰金の対象となること、および

(D)同条(h)第(1)項第(B)号で要求されるように、乗客データを収集、提供、および共有すること。

■(h)情報システムの利用

(1) 自動出入国制御システム

(A)システム

遅くとも 2001 年 10 月 1 日までに、国土安全保障長官は、ビザ免除プログラムによってビザなしで、空港または港湾から米国に出入国する全ての外国人の情報を収集する完全に自動化された出入国管理システムを開発および実装するものとする。

(B)要件

第(A)号に基づくシステムは、以下の要件を満たさなければならない。

(i) 運送業者によるデータ収集

遅くとも 2001 年 10 月 1 日までに、第(A)号に掲げる出入国の情報は、実行可能な最大限の範囲で、同条(a)第(4)項の合意のもと、各運送業者が自動出入国制御システムに自動で電子的に送信することが基本となる。

(ii) 運送業者によるデータ提供

遅くとも 2001 年 10 月 1 日までに、運送業者は、この条に基づき運送機で空港または港湾から米国に入国する外国人について国土安全保障長官が決定した乗客情報を自動出入国管理システムに電子送信する。

～中略～

(3) 電子渡航認証システム

(A)システム

国土安全保障省長官は、国務長官と協議して、外国人の米国旅行の許可にあたり、適格性や法執行またはセキュリティのリスクが存在するかを判断するために必要な経歴情報やその他の情報を、旅行前に収集するための渡航認証用の自動化された電子システム（この項では「システム」という）を開発および実装するものとする。

(B)料金

⁵ 合衆国法典第 8 編第 1187 条(a)第(4)項（入国フォームの遂行（Executes immigration forms）で「入国フォーム」が記載されている。

(i)全般

2010年3月4日から6か月以内に、国土安全保障省長官は、システムの使用料を設定し、その料金の査定と徴収を開始するものとする。初期費用は以下の合計とする。

(I) 旅行承認ごとに10ドル⁶。そして

(II) システムの提供および管理にかかる全費用の回収を最低限確実にを行うための長官が決定した金額。

(ii)徴収額の処分

同号(i)(I)に基づいて徴収された金額は、トラベル・プロモーション・ファンドの収入となる⁷。同号(i)(II)に基づいて徴収された金額は、財務省の財源となり、システムを管理するために発生した費用を支払うために利用することができる。

(iii) トラベル・プロモーション・ファンド料金の期限

長官は、2027年9月30日以降の会計年度については、同号(i)(I)によって承認された料金を徴収することはできない。

【参照条文】

① 合衆国法典第8編第1182条(a)第(7)項第(B)号(i)(II)

合衆国法典第8編第1182条(容認できない外国人)

(7)パスポート要件

(B)非移民

(i)全般

非移民である者のうち、

(I)入国から最初の期間の満了から最低6か月間有効、またはその期間中に帰国もしくは他の国へ入国するとみとめられるパスポートを所持していない者、または

(II)入国申請時に有効な非移民ビザまたは国境通過身分証明書を所持していない者

は入国を許可しない。

⁶ 現在のESTAの申請料は14\$である。

アメリカ合衆国税関・国境警備局「公式ESTAの申請(よくある質問)」
<<https://esta.cbp.dhs.gov/faq?lang=ja>> (最終検索日:2021年3月8日)

⁷ トラベル・プロモーション・ファンドは、合衆国法典第22編第2131条(d)(公的資金と民間資金の照合)によって設立された。

イ) 航空運輸安全法（合衆国法典第 49 編第 44909 条（乗客名簿））

合衆国法典第 49 編第 44909 条（乗客名簿）	
（抜粋）	
■(c)米国への国際線フライト	
(1)全般 —	米国への国際線で旅客便を運航する各航空会社および外国航空会社は、第(2)項で指定された情報を含む乗客および乗務員の名簿（マニフェスト）を電子送信によって税関・国境取締局（CBP）に提供するものとする。運送業者は、1930年の関税法（合衆国法典第 19 編第 1431 条）の第 431 条に基づいて構築された事前旅客情報（API）システムを使用して、前文の必要な情報を提供することができる。
(2)情報 —	第(1)項に基づいて要求される乗客および乗務員の名簿（マニフェスト）には、以下の情報が含まれるものとする。 (A)フルネーム (B)生年月日と国籍 (C)性別 (D)パスポート番号と発行国（旅行時） (E)米国ビザ番号または居住外国人カード番号 (F)運輸保安局の管理者が税関・国境取締局長官と協議のうえ、航空安全を確保するために合理的に必要であると判断したその他の情報。
(3)乗客予約記録 —	運送業者は、要求に応じて、税関が乗客予約記録を利用できるようにするものとする。
(4)名簿（マニフェスト）の送信。 —	第(5)項および第(6)項に従い、第(1)項に基づくフライトに必要な名簿（マニフェスト）は、航空機が米国に着陸する前に、規定する方法、時間、及び形式で税関に送信されるものとする。
(5)他の連邦機関へのマニフェストの送信。 —	要求に応じて、この条(c)に基づいて運輸保安局または税関の管理者に提供された情報は、国家安全保障を保護する目的で他の連邦機関と共有される場合がある。
(6)国際線の乗客の事前スクリーニング	(A)全般— 国土安全保障省長官または長官に指名された者は、米国発着の全ての国際線の出発前に乗客情報を連邦機関が整備するテロリストの監視リストと比較できるように規制案の通知を発行するものとする。 (B)控訴手続き— (i)全般 — 国土安全保障省長官は、第(A)号で脅威として特定された個人が国土安全保

障省対して決定に抗議し、誤った情報を修正するためのタイムリーで公正なプロセスを確立するものとする。

(ii)記録 —

このプロセスには、国土安全保障省長官が、誤認され、誤った情報を訂正した乗客およびその他の個人の記録を保守できる方法の確立が含まれるものとする。

誤認された乗客及び他の個人の繰り返しの遅延を防ぐために、国土安全保障省の記録には、そのような乗客または個人の身元を証明するために国土安全保障長官によって決定された情報が含まれるものとする。

以上

(a) Establishment of program	(a) プログラムの制定
The Secretary of Homeland Security and the Secretary of State are authorized to establish a program (hereinafter in this section referred to as the "program") under which the requirement of paragraph (7)(B)(i)(II) of section 1182(a) of this title may be waived by the Secretary of Homeland Security, in consultation with the Secretary of State and in accordance with this section, in the case of an alien who meets the following requirements:	国土安全保障省長官および国務長官は、次の要件を満たす外国人の場合、協議のうえこのセクションに従い、このタイトルのセクション1182 (a) のパラグラフ (7) (B) (i) (II) の要件を免除することができるプログラム（以下、このセクションでは「プログラム」と呼ぶ）を制定する権限を与えられる。
(1) Seeking entry as tourist for 90 days or less The alien is applying for admission during the program as a nonimmigrant visitor (described in section 1101(a)(15)(B) of this title) for a period not exceeding 90 days.	(1) 90日以内の観光客としての入国 非移民としての訪問者（このタイトルのセクション1101 (a) (15) (B) に記載）として90日を超えない期間の入国をプログラムを利用して申請している外国人
(2) National of program country The alien is a national of, and presents a passport issued by, a country which—	(2) プログラム国の国民 以下の国の国民であり、その国から発行されたパスポートを提示している外国人
(A) extends (or agrees to extend), either on its own or in conjunction with one or more other countries that are described in subparagraph (B) and that have established with it a common area for immigration admissions, reciprocal privileges to citizens and nationals of the United States, and	(A) 単独で、またはサブパラグラフ (B) に記載され、移民入国の共通領域が確立されている一つまたは複数の国と合わせて、米国民・国民に、相互特権を拡張（または拡張することに同意）している国
(B) is designated as a pilot program country under subsection (c).	(B) はサブセクション (c) の下でパイロットプログラム国として指定されている。
(3) Passport requirements The alien, at the time of application for admission, is in possession of a valid unexpired passport that satisfies the following:	(3) パスポート要件 入国申請時に、以下を満たす有効な期限の切れていないパスポートを所持している外国人
(A) Machine readable The passport is a machine-readable passport that is tamper-resistant, incorporates document authentication identifiers, and otherwise satisfies the internationally accepted standard for machine readability.	(A) 機械で読み込み可能 改ざん防止機能を備え、ドキュメント認証識別子が組み込まれ、その他の点では機械の可読性に関する国際的基準を満たす機械で読み込み可能なパスポート
(B) Electronic Beginning on April 1, 2016, the passport is an electronic passport that is fraud-resistant, contains relevant biographic and biometric information (as determined by the Secretary of Homeland Security), and otherwise satisfies internationally accepted standards for electronic passports.	(B) 電子化 2016年4月1日以降の、不正防止に強く、関連する経歴および生体情報（国土安全保障省長官が決定）を含み、その他の点では電子パスポートに関する国際的基準を満たしている電子パスポート
(4) Executes immigration forms The alien before the time of such admission completes such immigration form as the Secretary of Homeland Security shall establish.	(4) 入国フォームの遂行 入国時間までに国土安全保障省長官が決定した入国フォームを完成させた外国人
(5) Entry into the United States	(5) 米国への入国
If arriving by sea or air, the alien arrives at the port of entry into the United States on a carrier, including any carrier conducting operations under part 135 of title 14, Code of Federal Regulations, or a noncommercial aircraft that is owned or operated by a domestic corporation conducting operations under part 91 of title 14, Code of Federal Regulations which has entered into an agreement with the Secretary of Homeland Security pursuant to subsection (e). The Secretary of Homeland Security is authorized to require a carrier conducting operations under part 135 of title 14, Code of Federal Regulations, or a domestic corporation conducting operations under part 91 of that title, to give suitable and proper bond, in such reasonable amount and containing such conditions as the Secretary of Homeland Security may deem sufficient to ensure compliance with the indemnification requirements of this section, as a term of such an agreement.	海上または空路で到着する場合、連邦規則集のタイトル14、パート135に基づいて運航する運送業者、またはサブセクション (e) に従って国土安全保障省長官と協定を締結した連邦規則集タイトル14のパート91に基づいて事業を行う国内企業が所有または運用する非商用航空機で米国への入国港に到着する外国人。 国土安全保障省長官は、連邦規則集のタイトル14、パート135に基づいて事業を行う運送業者、またはそのタイトルのパート91に基づいて事業を行う国内企業に、適切かつ正確な保証をそのような合理的な金額で提供することを、そのような合意の条件として国土安全保障省長官がこのセクションの保証要件のコンプライアンスを保証するに十分とみなすような状況を含め、要求する権限を与えられる。
(6) Not a safety threat The alien has been determined not to represent a threat to the welfare, health, safety, or security of the United States.	(6) 安全上の脅威ではない 米国の福祉、健康、安全、またはセキュリティに対する脅威を表していないと判断される外国人。
(7) No previous violation If the alien previously was admitted without a visa under this section, the alien must not have failed to comply with the conditions of any previous admission as such a nonimmigrant.	(7) 以前の違反はない 以前にこのセクションに基づいてビザなしで入国した場合、その外国人はそのような非移民として以前の入国の条件を順守を破ってはいならない。
(8) Round-trip ticket The alien is in possession of a round-trip transportation ticket (unless this requirement is waived by the Secretary of Homeland Security under regulations or the alien is arriving at the port of entry on an aircraft operated under part 135 of title 14, Code of Federal Regulations, or a noncommercial aircraft that is owned or operated by a domestic corporation conducting operations under part 91 of title 14, Code of Federal Regulations).	(8) 往復チケット 往復チケットを持っている外国人（国土安全保障省長官が規制に基づいてこの要件を放棄するか、連邦規則集のタイトル14パート135に基づいて事業を行う運送業者又はタイトル14パート91に基づいて事業を行う国内企業が運行する航空機または船舶で入国地に到着する場合を除く）
(9) Automated system check The identity of the alien has been checked using an automated electronic database containing information about the inadmissibility of aliens to uncover any grounds on which the alien may be inadmissible to the United States, and no such ground has been found.	(9) 自動システムチェック 外国人が米国に入国できない理由を明らかにするために行う、入国不許可人物の情報を持つデータベースを使って受け入れられない自動チェックを行い、そのような理由が見つからない身元の外国人
(10) Electronic transmission of identification information Operators of aircraft under part 135 of title 14, Code of Federal Regulations, or operators of noncommercial aircraft that are owned or operated by a domestic corporation conducting operations under part 91 of title 14, Code of Federal Regulations, carrying any alien passenger who will apply for admission under this section shall furnish such information as the Secretary of Homeland Security by regulation shall prescribe as necessary for the identification of any alien passenger being transported and for the enforcement of the immigration laws. Such information shall be electronically transmitted not less than one hour prior to arrival at the port of entry for purposes of checking for inadmissibility using the automated electronic database.	(10) 識別情報の電子送信 このセクションに基づき入国を申請する乗客を輸送しているタイトル14、連邦規則集のパート135に基づく航空機、またはタイトル14、連邦規則集のパート91に基づいて事業を行う国内企業が所有または運営する非商用航空機のオペレーターは、国土安全保障省長官が身元確認及び移民法の試行のために必要であると規定する情報を提供するものとする。この情報は、自動電子データベースを使用して不許可をチェックする目的で、入国地に到着する1時間以上前に電子的に送信されるものとする。
(11) Eligibility determination under the electronic system for travel authorization Beginning on the date on which the electronic system for travel authorization developed under subsection (h)(3) is fully operational, each alien traveling under the program shall, before applying for admission to the United States, electronically provide to the system biographical information and such other information as the Secretary of Homeland Security shall determine necessary to determine the eligibility of, and whether there exists a law enforcement or security risk in permitting, the alien to travel to the United States. Upon review of such biographical information, the Secretary of Homeland Security shall determine whether the alien is eligible to travel to the United States under the program.	(11) 渡航認証のための電子システムの下での適格性の決定 サブセクション (h) (3) に基づいて開発された渡航認証用の電子システムが完全に運用される日から、プログラムに基づいて旅行する外国人は、米国への入国を申請する前に、国土安全保障省長官が外国人の米国旅行の許可にあたり、適格性や法執行またはセキュリティのリスクが存在するかを判断するために必要だと決定した経歴情報やそのようなその他の情報を電子的に提供するものとする。国土安全保障省長官は、そのような経歴情報を検討した上で、外国人がプログラムの下で米国に旅行する資格があるかどうかを判断するものとする。

(12)Not present in Iraq, Syria, or any other country or area of concern	(12)イラク、シリア、または関連のあるその他の国や地域には提供しない
(A)In general Except as provided in subparagraphs (B) and (C)—	(A)全般 サブパラグラフ (B) および (C) に規定されている場合を除き、
(i)the alien has not been present, at any time on or after March 1, 2011—	(i) 2011年3月1日以降、以下の外国人には提供していない。
(I)in Iraq or Syria;	(I) イラクまたはシリアの在住者
(II)in a country that is designated by the Secretary of State under section 4605(j) of title 50 (as continued in effect under the International Emergency Economic Powers Act (50 U.S.C. 1701 et seq.)), section 2780 of title 22, section 2371 of title 22, or any other provision of law, as a country, the government of which has repeatedly provided support of acts of international terrorism; or	(II) 国務長官がタイトル50のセクション4605 (j) に基づいて指定した国（国際緊急経済権限法 (50 USC 1701以降) に基づいて引き続き有効）、タイトル22のセクション2780、タイトル22のセクション2371、または国としてのその他の法律の規定。その国の政府は、国際テロ行為の支援を繰り返し提供してきました。または
(III)in any other country or area of concern designated by the Secretary of Homeland Security under subparagraph (D); and	(III) 国土安全保障長官がサブパラグラフ (D) に基づいて指定したその他の国または懸念分野。そして
(ii)regardless of whether the alien is a national of a program country, the alien is not a national of—	(ii) 外国人がプログラム国の国民であるかどうかに関係なく、以下の国の外国人には提供しない
(I)Iraq or Syria;	(I) イラクまたはシリア
(II)a country that is designated, at the time the alien applies for admission, by the Secretary of State under section 4605(j) of title 50 (as continued in effect under the International Emergency Economic Powers Act (50 U.S.C. 1701 et seq.)), section 2780 of title 22, section 2371 of title 22, or any other provision of law, as a country, the government of which has repeatedly provided support of acts of international terrorism; or	(II) 外国人が入国を申請するときに、タイトル50 (International Emergency Economic Powers Act (50 U.S.C. 1701 et seq.))の影響に基づき引き続き有効)のセクション4605 (j)、タイトル22のセクション2780、タイトル22のセクション2371に基づき国務長官によって指定された国、またはその他の法の規定により指定された国際テロ行為の支援を繰り返し提供してきた政府
(III)any other country that is designated, at the time the alien applies for admission, by the Secretary of Homeland Security under subparagraph (D).	(III) 外国人が入国を申請するときに、サブパラグラフ (D) に基づいて国土安全保障長官によって指定されたその他の国。
(B)Certain military personnel and government employees Subparagraph (A)(i) shall not apply in the case of an alien if the Secretary of Homeland Security determines that the alien was present—	(B) 特定の軍人および公務員 国土安全保障長官がその外国人が以下の目的であると判断した場合、サブパラグラフ (A) (i) は適用されないものとする。
(i)in order to perform military service in the armed forces of a program country; or	(i) プログラム国の軍隊で兵役を遂行するため。または
(ii)in order to carry out official duties as a full time employee of the government of a program country.	(ii) プログラム国の政府の職員として公務を遂行するため。
(C)Waiver The Secretary of Homeland Security may waive the application of subparagraph (A) to an alien if the Secretary determines that such a waiver is in the law enforcement or national security interests of the United States.	(C)免除 国土安全保障長官は、そのような免除が米国の法執行機関または国家安全保障上の利益にあると判断した場合、外国人へのサブパラグラフ (A) の適用を免除することができます。
(D)Countries or areas of concern	(D) 関係する国または分野
(i)In general Not later than 60 days after December 18, 2015, the Secretary of Homeland Security, in consultation with the Secretary of State and the Director of National Intelligence, shall determine whether the requirement under subparagraph (A) shall apply to any other country or area.	(i)全般 国土安全保障長官は、2015年12月18日から60日以内に、国土安全保障長官および国家情報長官と協議して、サブパラグラフ (A) に基づく要件を他の国または地域に適用するかどうかを決定するものとします。
(ii)Criteria In making a determination under clause (i), the Secretary shall consider—	(ii)基準 条項 (i) に基づく決定を行う際に、長官は以下を考慮しなければならない。
(I)whether the presence of an alien in the country or area increases the likelihood that the alien is a credible threat to the national security of the United States;	(I) 国または地域にその外国人が存在することにより、米国の国家安全保障に対する確かな脅威である可能性が高まるかどうか。
(II)whether a foreign terrorist organization has a significant presence in the country or area; and	(II) 外国のテロ組織がその国または地域で重要な存在感を示しているかどうか。そして
(III)whether the country or area is a safe haven for terrorists.	(III) 国または地域がテロリストにとって安全な避難所であるかどうか
(iii)Annual review The Secretary shall conduct a review, on an annual basis, of any determination made under clause (i).	(iii) 年次レビュー 長官は、条項 (i) に基づいて行われた決定について、毎年レビューを実施するものとする
(E)Report Beginning not later than one year after December 18, 2015, and annually thereafter, the Secretary of Homeland Security shall submit to the Committee on Homeland Security, the Committee on Foreign Affairs, the Permanent Select Committee on Intelligence, and the Committee on the Judiciary of the House of Representatives, and the Committee on Homeland Security and Governmental Affairs, the Committee on Foreign Relations, the Select Committee on Intelligence, and the Committee on the Judiciary of the Senate a report on each instance in which the Secretary exercised the waiver authority under subparagraph (C) during the previous year.	(E) 報告 ～国土安全保障長官の報告義務について記載されている。調査と関連がないため省略。～
(b)Waiver of rights	(b)権利の放棄
An alien may not be provided a waiver under the program unless the alien has waived any right —	外国人は以下の権利を放棄しない限り、プログラムの下での免除を提供されない—
(1)to review or appeal under this chapter of an immigration officer's determination as to the admissibility of the alien at the port of entry into the United States, or	(1) この章の米国への入国地における外国人の許可に関する入国管理官の決定の記述に基づいて、検討または上訴すること、または
(2)to contest, other than on the basis of an application for asylum, any action for removal of the alien.	(2) 庇護申請に基づく場合を除き、外国人の連れ去りのための行動に異議を唱えること。
(c)Designation of program countries	(c)プログラム国の指定
(1)In general The Secretary of Homeland Security, in consultation with the Secretary of State, may designate any country as a program country if it meets the requirements of paragraph (2).	(1)全般 国土安全保障長官は、国務長官と協議のうえ、パラグラフ (2) の要件を満たしている場合、任意の国をプログラム国として指定することができる。
(2)Qualifications Except as provided in subsection (f), a country may not be designated as a program country unless the following requirements are met:	(2)資格 サブセクション (f) に規定されている場合を除き、以下の要件が満たされない限り、プログラム国として指定されない。
(A)Low nonimmigrant visa refusal rate Either—	(A)非移民ビザの拒否率が低い 以下のいずれか
(i)the average number of refusals of nonimmigrant visitor visas for nationals of that country during—	(i) その国の国民に対する非移民ビザの平均拒否数-
(I)the two previous full fiscal years was less than 2.0 percent of the total number of nonimmigrant visitor visas for nationals of that country which were granted or refused during those years; and	(I) 過去2年の会計年度において、許可または拒否された非移民ビザの総数の2.0パーセント未満、かつ
(II)either of such two previous full fiscal years was less than 2.5 percent of the total number of nonimmigrant visitor visas for nationals of that country which were granted or refused during that year; or	(II) そのような過去2年の会計年度のいずれも、許可または拒否された非移民ビザの総数の2.5パーセント未満。または
(ii)such refusal rate for nationals of that country during the previous full fiscal year was less than 3.0 percent.	(ii) 前会計年度中の拒否率が3.0パーセント未満
(B)Passport program	(B) パスポートプログラム

<p>(i) Issuance of passports The government of the country certifies that it issues to its citizens passports described in subparagraph (A) of subsection (a)(3), and on or after April 1, 2016, passports described in subparagraph (B) of subsection (a)(3).</p>	<p>(i) パスポートの発行 その国の政府は、サブセクション (a) (3) のサブパラグラフ (A) に記載されているパスポートを市民に発行し、2016年4月1日以降にサブセクション (a) のサブパラグラフ (B) に記載されているパスポートを発行することを証明する (3)。</p>
<p>(ii) Validation of passports Not later than October 1, 2016, the government of the country certifies that it has in place mechanisms to validate passports described in subparagraphs (A) and (B) of subsection (a)(3) at each key port of entry into that country. This requirement shall not apply to travel between countries which fall within the Schengen Zone.</p>	<p>(ii) パスポートの検証 2016年10月1日までに、その国の政府は、その国への主要な入国地ごとに、サブセクション (a) (3) のサブパラグラフ (A) および (B) に記載されているパスポートを検証するメカニズムを導入していることを証明する。この要件は、シェンゲン圏に該当する国間の旅行には適用されない。</p>
<p>(C) Law enforcement and security interests The Secretary of Homeland Security, in consultation with the Secretary of State—</p>	<p>(C) 法執行およびセキュリティ上の利益 国土安全保障長官、国務長官と協議して—</p>
<p>(i) evaluates the effect that the country's designation would have on the law enforcement and security interests of the United States (including the interest in enforcement of the immigration laws of the United States and the existence and effectiveness of its agreements and procedures for extraditing to the United States individuals, including its own nationals, who commit crimes that violate United States law);</p>	<p>(i) 国の指定が米国の法執行上および安全保障上の利益 (米国の移民法の執行に対する利益、および米国の法律に違反する犯罪を犯した自国民を含む、米国にいる人物の引き渡しの合意および手続きの存在および有効性) に及ぼす影響を評価する。</p>
<p>(ii) determines that such interests would not be compromised by the designation of the country; and</p>	<p>(ii) そのような利益が国の指定によって損なわれないことを決定する。かつ</p>
<p>(iii) submits a written report to the Committee on the Judiciary, the Committee on Foreign Affairs, and the Committee on Homeland Security of the House of Representatives and the Committee on the Judiciary, the Committee on Foreign Relations, and the Committee on Homeland Security and Governmental Affairs of the Senate regarding the country's qualification for designation that includes an explanation of such determination.</p>	<p>(iii) 司法委員会、外交委員会、衆議院国土安全保障委員会、司法委員会、外交委員会、国土安全保障委員会に、そのような決定の説明を含む、国の資格の指定に関する報告書を書面により提出する。</p>
<p>(D) Reporting lost and stolen passports The government of the country enters into an agreement with the United States to report, or make available through Interpol or other means as designated by the Secretary of Homeland Security, to the United States Government information about the theft or loss of passports not later than 24 hours after becoming aware of the theft or loss and in a manner specified in the agreement.</p>	<p>(D) パスポートの紛失および盗難の報告 その国の政府は、米国への報告、またはインターポールを通じた報告、または国土安全保障長官によって指定される他の報告手段を通じて、パスポートの紛失または盗難に気づいてから24時間以内にその情報を米国政府に報告する協定を米国と締結する。</p>
<p>(E) Repatriation of aliens The government of the country accepts for repatriation any citizen, former citizen, or national of the country against whom a final executable order of removal is issued not later than three weeks after the issuance of the final order of removal. Nothing in this subparagraph creates any duty for the United States or any right for any alien with respect to removal or release. Nothing in this subparagraph gives rise to any cause of action or claim under this paragraph or any other law against any official of the United States or of any State to compel the release, removal, or consideration for release or removal of any alien.</p>	<p>(E) 外国人の本国送還 ～ 外国人の本国送還を受け入れる旨が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(F) Passenger information exchange The government of the country enters into an agreement with the United States to share information regarding whether citizens and nationals of that country traveling to the United States represent a threat to the security or welfare of the United States or its citizens, and fully implements such agreement.</p>	<p>(F) 乗客情報交換 ～ 渡航者の情報の共有を他国に求める旨が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(G) Interpol screening Not later than 270 days after December 18, 2015, except in the case of a country in which there is not an international airport, the government of the country certifies to the Secretary of Homeland Security that, to the maximum extent allowed under the laws of the country, it is screening, for unlawful activity, each person who is not a citizen or national of that country who is admitted to or departs that country, by using relevant databases and notices maintained by Interpol, or other means designated by the Secretary of Homeland Security. This requirement shall not apply to travel between countries which fall within the Schengen Zone.</p>	<p>(G) インターポール スクリーニング 国際空港がない国の場合を除いて、2015年12月18日から270日以内に、その国の法律の下で許可されている最大範囲で、関連するデータベースとインターポールからの通知を用いるか、またはその他の国土安全保障長官が指定する方法を用いて、その国の国民または市民以外で、その国を入境または出国する人物の違法行為についてスクリーニングを行うことを、その国の政府は国土安全保障長官に照明する。この要件は、シェンゲン圏に該当する国間の旅行には適用されないものとする。</p>
<p>(3) Continuing and subsequent qualifications For each fiscal year after the initial period—</p>	<p>(3) 継続およびその後の資格 初期期間後の各会計年度について—</p>
<p>(A) Continuing qualification In the case of a country which was a program country in the previous fiscal year, a country may not be designated as a program country unless the sum of—</p>	<p>(A) 継続資格 前年度にプログラム国であった国の場合、以下の合計がない限り、プログラム国に指定することはできない。</p>
<p>(i) the total of the number of nationals of that country who were denied admission at the time of arrival or withdrew their application for admission during such previous fiscal year as a nonimmigrant visitor, and</p>	<p>(i) 到着時に入国を拒否された、または前年度中に非移民として入国申請を取り下げたその国の国民の総数、および</p>
<p>(ii) the total number of nationals of that country who were admitted as nonimmigrant visitors during such previous fiscal year and who violated the terms of such admission, was less than 2 percent of the total number of nationals of that country who applied for admission as nonimmigrant visitors during such previous fiscal year.</p>	<p>(ii) 前年度中に非移民訪問者として入国し、入国条件に違反したその国の国民の総数が、前会計年度中に非移民訪問者として入国を申請した総数の2パーセント未満。</p>
<p>(B) New countries In the case of another country, the country may not be designated as a program country unless the following requirements are met:</p>	<p>(B) 新しい国 その他の国の場合、以下の要件が満たされない限り、その国をプログラム国として指定することはできない。</p>
<p>(i) Low nonimmigrant visa refusal rate in previous 2-year period The average number of refusals of nonimmigrant visitor visas for nationals of that country during the two previous full fiscal years was less than 2 percent of the total number of nonimmigrant visitor visas for nationals of that country which were granted or refused during those years.</p>	<p>(i) 過去2年間の非移民ビザ拒否率が低い 過去2年間のその国の国民の非移民ビザの平均拒否数が、その年に許可または拒否されたその国の非移民ビザの総数の2パーセント未満。</p>
<p>(ii) Low nonimmigrant visa refusal rate in each of the 2 previous years The average number of refusals of nonimmigrant visitor visas for nationals of that country during either of such two previous full fiscal years was less than 2.5 percent of the total number of nonimmigrant visitor visas for nationals of that country which were granted or refused during that year.</p>	<p>(ii) 過去2年間のそれぞれで低い非移民ビザ拒否率 過去2会計年度のいずれかにおける、その国の国民の非移民ビザの平均拒否数が、その年に許可または拒否されたその国の国民の非移民ビザの総数の2.5パーセント未満。</p>
<p>(4) Initial period For purposes of paragraphs (2) and (3), the term "initial period" means the period beginning at the end of the 30-day period described in subsection (b)(1) and ending on the last day of the first fiscal year which begins after such 30-day period.</p>	<p>(4) 初期期間 パラグラフ (2) および (3) において、「初期期間」という用語は、サブセクション (b) (1) に記載されている30日間の期間の終わりに開始され、その30日間の期間が開始された第1会計年度の最終日に終了する期間を意味する。</p>
<p>(5) Written reports on continuing qualification; designation terminations (A) Periodic evaluations</p>	<p>(5) 継続的な資格に関する書面による報告、指定の終了 (A) 定期的な評価</p>

<p>(i) In general The Secretary of Homeland Security, in consultation with the Secretary of State, periodically (but not less than once every 2 years)—</p>	<p>(i) 全般 国土安全保障長官は、國務長官と協議して、定期的に（ただし、2年間に1回以上）—</p>
<p>(I) shall evaluate the effect of each program country's continued designation on the law enforcement and security interests of the United States (including the interest in enforcement of the immigration laws of the United States and the existence and effectiveness of its agreements and procedures for extraditing to United States individuals, including its own nationals, who commit crimes that violate United States</p>	<p>(I) 各プログラム国の継続的な指定が米国の法執行および安全保障上の利益（米国の移民法の執行に対する利益、および米国の法律に違反する犯罪を犯した自国民を含む、米国にいる人物の引き渡しの合意および手続きの存在および有効性）に及ぼす影響を評価する。</p>
<p>(II) shall determine, based upon the evaluation in subclause (I), whether any such designation ought to be continued or terminated under subsection (d);</p>	<p>(II) (I) 項の評価に基づいて、そのような指定を (d) 項に基づいて継続または終了すべきかどうかを決定するものとする。</p>
<p>(III) shall submit a written report to the Committee on the Judiciary, the Committee on Foreign Affairs, the Permanent Select Committee on Intelligence, and the Committee on Homeland Security, of the House of Representatives and the Committee on the Judiciary, the Committee on Foreign Relations, the Select Committee on Intelligence and the Committee on Homeland Security and Governmental Affairs of the Senate regarding the continuation or termination of the country's designation that includes an explanation of such determination and the effects described in subclause (I);</p>	<p>(iii) 衆議院の司法委員会、外交委員会、諜報活動委員会、国土安全保障委員会、および司法委員会、に、そのような決定の説明と (I) 項に記載されている効果を含む、国の資格の継続または終了に関する報告書を書面により提出する。</p>
<p>(IV) shall submit to Congress a report regarding the implementation of the electronic system for travel authorization under subsection (h)(3) and the participation of new countries in the program through a waiver under paragraph (8); and</p>	<p>(IV) サブセクション (h) (3) に基づく渡航認証のための電子システムの導入、およびパラグラフ (8) に基づく免除によるプログラムへの新しい国の参加に関する報告書を議会に提出あする。かつ</p>
<p>(V) shall submit to the committees described in subclause (III), a report that includes an assessment of the threat to the national security of the United States of the designation of each country designated as a program country, including the compliance of the government of each such country with the requirements under subparagraphs (D) and (F) of paragraph (2), as well as each such government's capacity to comply with such</p>	<p>(V) (III) 項に記載されている委員会に、その国をプログラム国と指定することによる米国のセキュリティへの脅威の評価レポート提出するものとします。そのレポートには、パラグラフ (2) のサブパラグラフ (D) および (F) に基づく要件への各国政府の遵守状況、及び要件を遵守するためのそのような各政府の能力を含む。</p>
<p>(ii) Effective date A termination of the designation of a country under this subparagraph shall take effect on the date determined by the Secretary of Homeland Security, in consultation with the Secretary of State.</p>	<p>(ii) 発効日 このサブパラグラフに基づく国の指定の終了は、国土安全保障長官が國務長官と協議して決定した日に発効するものとする。</p>
<p>(iii) Redesignation In the case of a termination under this subparagraph, the Secretary of Homeland Security shall redesignate the country as a program country, without regard to subsection (f) or paragraph (2) or (3), when the Secretary of Homeland Security, in consultation with the Secretary of State, determines that all causes of the termination have been eliminated.</p>	<p>(iii) 再指定 このサブパラグラフに基づく終了の場合、国土安全保障長官は國務長官と協議のうえで終了のすべての原因が排除されたと判断された場合、サブセクション (f) またはパラグラフ (2) または (3) に関係なく、再指定するものとする。</p>
<p>(B) Emergency termination</p>	<p>(B) 緊急終了</p>
<p>(i) In general In the case of a program country in which an emergency occurs that the Secretary of Homeland Security, in consultation with the Secretary of State, determines threatens the law enforcement or security interests of the United States (including the interest in enforcement of the immigration laws of the United States), the Secretary of Homeland Security shall immediately terminate the designation of the country as a program country.</p>	<p>～ 緊急事態が発生した場合には、緊急終了できることが記載されている。 調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(ii) Definition For purposes of clause (i), the term "emergency" means—</p>	<p>～ 上記緊急事態が発生するケースについて記載されている。 調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(I) the overthrow of a democratically elected government;</p>	
<p>(II) war (including undeclared war, civil war, or other military activity) on the territory of the program country;</p>	
<p>(III) a severe breakdown in law and order affecting a significant portion of the program country's territory;</p>	
<p>(IV) a severe economic collapse in the program country; or</p>	
<p>(V) any other extraordinary event in the program country that threatens the law enforcement or security interests of the United States (including the interest in enforcement of the immigration laws of the United States) and where the country's participation in the program could contribute to that threat.</p>	
<p>(iii) Redesignation The Secretary of Homeland Security may redesignate the country as a program country, without regard to subsection (f) or paragraph (2) or (3), when the Secretary of Homeland Security, in consultation with the Secretary of State, determines that—</p>	<p>～ 上記緊急事態が発生したケースで、プログラム国に再指定できる旨が記載されている。 調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(I) at least 6 months have elapsed since the effective date of the termination;</p>	
<p>(II) the emergency that caused the termination has ended; and</p>	
<p>(III) the average number of refusals of nonimmigrant visitor visas for nationals of that country during the period of termination under this subparagraph was less than 3.0 percent of the total number of nonimmigrant visitor visas for nationals of that country which were granted or refused during such period.</p>	
<p>(iv) Program suspension authority The Director of National Intelligence shall immediately inform the Secretary of Homeland Security of any current and credible threat which poses an imminent danger to the United States or its citizens and originates from a country participating in the visa waiver program. Upon receiving such notification, the Secretary, in consultation with the Secretary of State—</p>	<p>～ 国家情報長官はプログラム国に脅威が発生した際に通知する旨、また、その際はプログラムを停止できる旨が記載されている。 調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(I) may suspend a country from the visa waiver program without prior notice;</p>	
<p>(II) shall notify any country suspended under subclause (I) and, to the extent practicable without disclosing sensitive intelligence sources and methods, provide justification for the suspension; and</p>	
<p>(III) shall restore the suspended country's participation in the visa waiver program upon a determination that the threat no longer poses an imminent danger to the United States or its citizens.</p>	
<p>(C) Treatment of nationals after termination For purposes of this paragraph—</p>	<p>(C) 指定解除後のその国の国民の扱い この段落の目的のために—</p>
<p>(i) nationals of a country whose designation is terminated under subparagraph (A) or (B) shall remain eligible for a waiver under subsection (a) until the effective date of such termination; and</p>	<p>(i) サブパラグラフ (A) または (B) に基づいて指定が終了した国の国民は、かかる終了の発効日まで、サブセクション (a) に基づく免除の資格を維持するものとします。そして</p>
<p>(ii) a waiver under this section that is provided to such a national for a period described in subsection (a)(1) shall not, by such termination, be deemed to have been rescinded or otherwise rendered invalid, if the waiver is granted prior to such termination.</p>	<p>(ii) そのような国民に提供される本条に基づく権利放棄は、終了前に権利放棄が認められた場合、サブセクション (a) (1) に記載されている期間、取り消しまたはその他の方法で無効にされたとはみなされないものとする。</p>

<p>(6)Computation of visa refusal rates For purposes of determining the eligibility of a country to be designated as a program country, the calculation of visa refusal rates shall not include any visa refusals which incorporate any procedures based on, or are otherwise based on, race, sex, or disability, unless otherwise specifically authorized by law or regulation. No court shall have jurisdiction under this paragraph to review any visa refusal, the denial of admission to the United States of any alien by the Secretary of Homeland Security, the Secretary's computation of the visa refusal rate, or the designation or nondesignation of any country.</p>	<p>～ビザの拒否率の計算方法において人種や性別等の条件付きでの計算行わない旨が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(7)Visa waiver information</p>	<p>(7) ビザ免除の情報</p>
<p>(A)In general In refusing the application of nationals of a program country for United States visas, or the applications of nationals of a country seeking entry into the visa waiver program, a consular officer shall not knowingly or intentionally classify the refusal of the visa under a category that is not included in the calculation of the visa refusal rate only so that the percentage of that country's visa refusals is less than the percentage limitation applicable to qualification for participation in the visa waiver program.</p>	<p>～ビザ免除に関する情報の取り扱い、議会報告、提出される情報の各国公館長による確認、内務大臣への報告等が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(B)Reporting requirement</p>	
<p>On May 1 of each year, for each country under consideration for inclusion in the visa waiver program, the Secretary of State shall provide to the appropriate congressional committees—</p>	
<p>(i)the total number of nationals of that country that applied for United States visas in that country during the previous calendar year;</p>	
<p>(ii)the total number of such nationals who received United States visas during the previous calendar year;</p>	
<p>(iii)the total number of such nationals who were refused United States visas during the previous calendar year;</p>	
<p>(iv)the total number of such nationals who were refused United States visas during the previous calendar year under each provision of this chapter under which the visas were refused; and</p>	
<p>(v)the number of such nationals that were refused under section 1184(b) of this title as a percentage of the visas that were issued to such nationals.</p>	
<p>(C)Certification</p>	
<p>Not later than May 1 of each year, the United States chief of mission, acting or permanent, to each country under consideration for inclusion in the visa waiver program shall certify to the appropriate congressional committees that the information described in subparagraph (B) is accurate and provide a copy of that certification to those committees.</p>	
<p>(D)Consideration of countries in the visa waiver program</p>	
<p>Upon notification to the Secretary of Homeland Security that a country is under consideration for inclusion in the visa waiver program, the Secretary of State shall provide all of the information described in subparagraph (B) to the Secretary of Homeland Security.</p>	
<p>(E)Definition</p>	
<p>In this paragraph, the term "appropriate congressional committees" means the Committee on the Judiciary and the Committee on Foreign Relations of the Senate and the Committee on the Judiciary and the Committee on International Relations of the House of Representatives.</p>	
<p>(8)Nonimmigrant visa refusal rate flexibility</p>	<p>(8) 非移民ビザ拒否率の柔軟性</p>
<p>(A)Certification</p>	
<p>(i)In general</p>	
<p>On the date on which an air exit system is in place that can verify the departure of not less than 97 percent of foreign nationals who exit through airports of the United States and the electronic system for travel authorization required under subsection (h)(3) is fully operational, the Secretary of Homeland Security shall certify to Congress that such air exit system and electronic system for travel authorization are in place.</p>	<p>～出発システム、渡航認証システムの運用開始後、国土安全保障長官はシステムが運用されていることを議会に証明する旨が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(ii)Notification to Congress</p>	
<p>The Secretary shall notify Congress in writing of the date on which the air exit system under clause (i) fully satisfies the biometric requirements specified in subsection (i).</p>	
<p>(iii)Temporary suspension of waiver authority</p>	
<p>Notwithstanding any certification made under clause (i), if the Secretary has not notified Congress in accordance with clause (ii) by June 30, 2009, the Secretary's waiver authority under subparagraph (B) shall be suspended beginning on July 1, 2009, until such time as the Secretary makes such notification.</p>	
<p>(iv)Rule of construction</p>	
<p>Nothing in this paragraph shall be construed as in any way abrogating the reporting requirements under subsection (i)(3).</p>	
<p>(B)Waiver</p>	
<p>After certification by the Secretary under subparagraph (A), the Secretary, in consultation with the Secretary of State, may waive the application of paragraph (2)(A) for a country if—</p>	<p>～上記 (A) の証明後、資格（非移民ビザの拒否率が低いこと）の申請を免除できる旨が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(i)the country meets all security requirements of this section;</p>	
<p>(ii)the Secretary of Homeland Security determines that the totality of the country's security risk mitigation measures provide assurance that the country's participation in the program would not compromise the law enforcement, security interests, or enforcement of the immigration laws of the United States;</p>	
<p>(iii)there has been a sustained reduction in the rate of refusals for nonimmigrant visas for nationals of the country and conditions exist to continue such reduction;</p>	
<p>(iv)the country cooperated with the Government of the United States on counterterrorism initiatives, information sharing, and preventing terrorist travel before the date of its designation as a program country, and the Secretary of Homeland Security and the Secretary of State determine that such cooperation will continue; and</p>	
<p>(v)(I)the rate of refusals for nonimmigrant visitor visas for nationals of the country during the previous full fiscal year was not more than ten percent; or</p>	
<p>(II)the visa overstay rate for the country for the previous full fiscal year does not exceed the maximum visa overstay rate, once such rate is established under subparagraph (C).</p>	
<p>(C)Maximum visa overstay rate</p>	

<p>(i) Requirement to establish After certification by the Secretary under subparagraph (A), the Secretary and the Secretary of State jointly shall use information from the air exit system referred to in such subparagraph to establish a maximum visa overstay rate for countries participating in the program pursuant to a waiver under subparagraph (B). The Secretary of Homeland Security shall certify to Congress that such rate would not compromise the law enforcement, security interests, or enforcement of the immigration laws of the United States.</p>	<p>～上記 (A) の証明後、システムを利用してビザオーバーステイ率を集計し、報告する旨が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(ii) Visa overstay rate defined In this paragraph the term "visa overstay rate" means, with respect to a country, the ratio of—</p>	
<p>(I) the total number of nationals of that country who were admitted to the United States on the basis of a nonimmigrant visa whose periods of authorized stays ended during a fiscal year but who remained unlawfully in the United States beyond such periods; to</p>	
<p>(II) the total number of nationals of that country who were admitted to the United States on the basis of a nonimmigrant visa during that fiscal year.</p>	
<p>(iii) Report and publication The Secretary of Homeland Security shall on the same date submit to Congress and publish in the Federal Register information relating to the maximum visa overstay rate established under clause (i). Not later than 60 days after such date, the Secretary shall issue a final maximum visa overstay rate above which a country may not participate in the program.</p>	
<p>(9) Discretionary security-related considerations</p>	<p>(9) 任意のセキュリティ関連の考慮事項</p>
<p>In determining whether to waive the application of paragraph (2) (A) for a country, pursuant to paragraph (8), the Secretary of Homeland Security, in consultation with the Secretary of State, shall take into consideration other factors affecting the security of the United States, including—</p>	<p>～国内の空港保安基準、その国が発行するパスポートおよび渡航文書の基準、テロとの闘いに向けた協力などを考慮する必要がある旨が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(A) airport security standards in the country;</p>	
<p>(B) whether the country assists in the operation of an effective air marshal program;</p>	
<p>(C) the standards of passports and travel documents issued by the country; and</p>	
<p>(D) other security-related factors, including the country's cooperation with the United States' initiatives toward combating terrorism and the country's cooperation with the United States intelligence community in sharing information regarding terrorist threats.</p>	
<p>(10) Technical assistance</p>	<p>(10) 技術支援</p>
<p>The Secretary of Homeland Security, in consultation with the Secretary of State, shall provide technical assistance to program countries to assist those countries in meeting the requirements under this section. The Secretary of Homeland Security shall ensure that the program office within the Department of Homeland Security is adequately staffed and has resources to be able to provide such technical assistance, in addition to its duties to effectively monitor compliance of the countries participating in the program with all the requirements of the program.</p>	<p>～プログラム国がこのセクションの要件を満たすのを支援するための技術支援を提供する旨が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(11) Independent review</p>	<p>(11) 独立したレビュー</p>
<p>(A) In general Prior to the admission of a new country into the program under this section, and in conjunction with the periodic evaluations required under subsection (c)(5)(A), the Director of National Intelligence shall conduct an independent intelligence assessment of a nominated country and member of the program.</p>	<p>～定期的な評価と併せて、国家情報長官は独立した評価を行う旨が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(B) Reporting requirement The Director shall provide to the Secretary of Homeland Security, the Secretary of State, and the Attorney General the independent intelligence assessment required under subparagraph (A).</p>	
<p>(C) Contents The independent intelligence assessment conducted by the Director shall include—</p>	
<p>(i) a review of all current, credible terrorist threats of the subject country;</p>	
<p>(ii) an evaluation of the subject country's counterterrorism efforts;</p>	
<p>(iii) an evaluation as to the extent of the country's sharing of information beneficial to suppressing terrorist movements, financing, or actions;</p>	
<p>(iv) an assessment of the risks associated with including the subject country in the program; and</p>	
<p>(v) recommendations to mitigate the risks identified in clause (iv).</p>	
<p>(12) Designation of high risk program countries</p>	<p>(12) 高リスクプログラム国の指定</p>
<p>(A) In general The Secretary of Homeland Security, in consultation with the Director of National Intelligence and the Secretary of State, shall evaluate program countries on an annual basis based on the criteria described in subparagraph (B) and shall identify any program country, the admission of nationals from which under the visa waiver program under this section, the Secretary determines presents a high risk to the national security of the United States.</p>	<p>～プログラム国を毎年評価する必要がある旨が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(B) Criteria In evaluating program countries under subparagraph (A), the Secretary of Homeland Security, in consultation with the Director of National Intelligence and the Secretary of State, shall consider the following criteria:</p>	
<p>(i) The number of nationals of the country determined to be ineligible to travel to the United States under the program during the previous year.</p>	
<p>(ii) The number of nationals of the country who were identified in United States Government databases related to the identities of known or suspected terrorists during the previous year.</p>	
<p>(iii) The estimated number of nationals of the country who have traveled to Iraq or Syria at any time on or after March 1, 2011 to engage in terrorism.</p>	
<p>(iv) The capacity of the country to combat passport fraud.</p>	
<p>(v) The level of cooperation of the country with the counter-terrorism efforts of the United States.</p>	
<p>(vi) The adequacy of the border and immigration control of the country.</p>	
<p>(vii) Any other criteria the Secretary of Homeland Security determines to be appropriate.</p>	
<p>(C) Suspension of designation The Secretary of Homeland Security, in consultation with the Secretary of State, may suspend the designation of a program country based on a determination that the country presents a high risk to the national security of the United States under subparagraph (A) until such time as the Secretary determines that the country no longer presents such a risk.</p>	

<p>(D)Report Not later than 60 days after December 18, 2015, and annually thereafter, the Secretary of Homeland Security, in consultation with the Director of National Intelligence and the Secretary of State, shall submit to the Committee on Homeland Security, the Committee on Foreign Affairs, the Permanent Select Committee on Intelligence, and the Committee on the Judiciary of the House of Representatives, and the Committee on Homeland Security and Governmental Affairs, the Committee on Foreign Relations, the Select Committee on Intelligence, and the Committee on the Judiciary of the Senate a report, which includes an evaluation and threat assessment of each country determined to present a high risk to the national security of the United States under subparagraph (A).</p>	
<p>(d)Authority Notwithstanding any other provision of this section, the Secretary of Homeland Security, in consultation with the Secretary of State, may for any reason (including national security) refrain from waiving the visa requirement in respect to nationals of any country which may otherwise qualify for designation or may, at any time, rescind any waiver or designation previously granted under this section. The Secretary of Homeland Security may not waive any eligibility requirement under this section unless the Secretary notifies, with respect to the House of Representatives, the Committee on Homeland Security, the Committee on the Judiciary, the Committee on Foreign Affairs, and the Committee on Appropriations, and with respect to the Senate, the Committee on Homeland Security and Governmental Affairs, the Committee on the Judiciary, the Committee on Foreign Relations, and the Committee on Appropriations not later than 30 days before the effective date of such waiver.</p>	<p>(d)権限 ～国土安全保障長官はこのセクションの他の規定にかかわらず、いつでも資格の取消等ができる旨が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(e)Carrier agreements</p>	<p>(e)運送業者との契約</p>
<p>(1)In general The agreement referred to in subsection (a)(4) is an agreement between a carrier (including any carrier conducting operations under part 135 of title 14, Code of Federal Regulations) or a domestic corporation conducting operations under part 91 of that title and the Secretary of Homeland Security under which the carrier (including any carrier conducting operations under part 135 of title 14, Code of Federal Regulations) or a domestic corporation conducting operations under part 91 of that title agrees, in consideration of the waiver of the visa requirement with respect to a nonimmigrant visitor under the program—</p>	<p>(1)全般 サブセクション (a) (4) で言及されている契約は、プログラムに基づく非移民訪問者に関するビザ要件の免除の尊重を考慮した運送業者（タイトル14、連邦規則集のパート135に基づいて業務を行っている運送業者を含む）またはそのタイトルのパート91に基づいて業務を行っている国内企業と国土安全保障省長官の間の契約です。</p>
<p>(A)to indemnify the United States against any costs for the transportation of the alien from the United States if the visitor is refused admission to the United States or remains in the United States unlawfully after the 90-day period described in subsection (a)(1)(A),</p>	<p>(A)訪問者が米国への入国を拒否された場合、またはサブセクション (a) (1) (A) に記載されている90日以上米国に不法に滞在した場合に、米国からの外国人の輸送にかかるすべての費用を米国に補償すること。</p>
<p>(B)to submit daily to immigration officers any immigration forms received with respect to nonimmigrant visitors provided a waiver under the program,</p>	<p>(B)プログラムの基で免除された非移民訪問者から受け取った入国フォームを入国管理官に毎日提出すること。</p>
<p>(C)to be subject to the imposition of fines resulting from the transporting into the United States of a national of a designated country without a passport pursuant to regulations promulgated by the Secretary of Homeland Security, and</p>	<p>(C)国土安全保障省長官によって公表された規則に準じたパスポートなしで、指定された国の国民を米国へ輸送した結果として結果罰金の対象となること、および</p>
<p>(D)to collect, provide, and share passenger data as required under subsection (h)(1)(B).</p>	<p>(D)サブセクション (h) (1) (B) で要求されるように、乗客データを収集、提供、および共有すること。</p>
<p>(2)Termination of agreements</p>	<p>(2)契約の終了</p>
<p>The Secretary of Homeland Security may terminate an agreement under paragraph (1) with five days' notice to the carrier (including any carrier conducting operations under part 135 of title 14, Code of Federal Regulations) or a domestic corporation conducting operations under part 91 of that title for the failure by a carrier (including any carrier conducting operations under part 135 of title 14, Code of Federal Regulations) or a domestic corporation conducting operations under part 91 of that title to meet the terms of such agreement.</p>	<p>～上記 (1) の契約を同意なしに取り消すことができる旨が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(3)Business aircraft requirements</p>	<p>(3)ビジネス航空機の要件</p>
<p>(A)In general For purposes of this section, a domestic corporation conducting operations under part 91 of title 14, Code of Federal Regulations 1 that owns or operates a noncommercial aircraft is a corporation that is organized under the laws of any of the States of the United States or the District of Columbia and is accredited by or a member of a national organization that sets business aviation standards. The Secretary of Homeland Security shall prescribe by regulation the provision of such information as the Secretary of Homeland Security deems necessary to identify the domestic corporation, its officers, employees, shareholders, its place of business, and its business activities.</p>	<p>(A) 全般 ～ ビジネス航空機の定義を行っている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(B)Collections In addition to any other fee authorized by law, the Secretary of Homeland Security is authorized to charge and collect, on a periodic basis, an amount from each domestic corporation conducting operations under part 91 of title 14, Code of Federal Regulations, for nonimmigrant visa waiver admissions on noncommercial aircraft owned or operated by such domestic corporation equal to the total amount of fees assessed for issuance of nonimmigrant visa waiver arrival/departure forms at land border ports of entry. All fees collected under this paragraph shall be deposited into the Immigration User Fee Account established under section 1356(h) of this title.</p>	<p>(B)徴収 ～ ビジネス航空機で非移民ビザ免除の入国をする場合は料金を徴収することができる旨が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(f)Duration and termination of designation</p>	<p>(f)指定の期間および終了</p>
<p>(1)In general</p>	<p>(1) 全般</p>
<p>(A)Determination and notification of disqualification rate Upon determination by the Secretary of Homeland Security that a program country's disqualification rate is 2 percent or more, the Secretary of Homeland Security shall notify the Secretary of State.</p>	<p>～プログラム国の失格率に応じて、次の会計年度からプログラム国としての指定を終了する旨が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(B)Probationary status If the program country's disqualification rate is greater than 2 percent but less than 3.5 percent, the Secretary of Homeland Security shall place the program country in probationary status for a period not to exceed 2 full fiscal years following the year in which the determination under subparagraph (A) is made.</p>	

<p>(C) Termination of designation Subject to paragraph (3), if the program country's disqualification rate is 3.5 percent or more, the Secretary of Homeland Security shall terminate the country's designation as a program country effective at the beginning of the second fiscal year following the fiscal year in which the determination under subparagraph (A) is made.</p>	
<p>(2) Termination of probationary status</p>	<p>(2) 試用期間の終了</p>
<p>(A) In general If the Secretary of Homeland Security determines at the end of the probationary period described in paragraph (1)(B) that the program country placed in probationary status under such paragraph has failed to develop a machine-readable passport program as required by section (c)(2)(C), or has a disqualification rate of 2 percent or more, the Secretary of Homeland Security shall terminate the designation of the country as a program country. If the Secretary of Homeland Security determines that the program country has developed a machine-readable passport program and has a disqualification rate of less than 2 percent, the Secretary of Homeland Security shall redesignate the country as a program country.</p>	<p>～試用期間の終了時に、機械可読パスポートプログラムの開発に失敗したと判断した場合、または失格率が2%以上の場合、プログラム国としての指定を終了する旨が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(B) Effective date A termination of the designation of a country under subparagraph (A) shall take effect on the first day of the first fiscal year following the fiscal year in which the determination under such subparagraph is made. Until such date, nationals of the country shall remain eligible for a waiver under subsection (a).</p>	
<p>(3) Nonapplicability of certain provisions</p>	<p>(3) 特定の規定の適用外</p>
<p>Paragraph (1)(C) shall not apply unless the total number of nationals of a program country described in paragraph (4)(A) exceeds 100.</p>	<p>～プログラム国の国民の総数が100人を超えない場合の特例が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(4) "Disqualification rate" defined</p>	<p>(4) 「失格率」の定義</p>
<p>For purposes of this subsection, the term "disqualification rate" means the percentage which—</p>	
<p>(A) the total number of nationals of the program country who were—</p>	<p>～失格率の定義について記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(i) denied admission at the time of arrival or withdrew their application for admission during the most recent fiscal year for which data are available; and</p>	
<p>(ii) admitted as nonimmigrant visitors during such fiscal year and who violated the terms of such admission; bears to</p>	
<p>(B) the total number of nationals of such country who applied for admission as nonimmigrant visitors during such fiscal year.</p>	
<p>(5) Failure to report passport thefts</p>	<p>(5) パスポートの盗難の報告の失敗</p>
<p>If the Secretary of Homeland Security and the Secretary of State jointly determine that the program country is not reporting the theft or loss of passports, as required by subsection (c)(2)(D), the Secretary of Homeland Security shall terminate the designation of the country as a program country.</p>	<p>～パスポートの盗難または紛失を報告しなかった場合、プログラム国としての指定を終了する旨が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(6) Failure to share information</p>	<p>(6) 情報共有の失敗</p>
<p>(A) In general If the Secretary of Homeland Security and the Secretary of State jointly determine that the program country is not sharing information, as required by subsection (c)(2)(F), the Secretary of Homeland Security shall terminate the designation of the country as a program country.</p>	<p>～プログラム国が情報を共有していないと判断した場合、プログラム国としての指定を終了する旨が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(B) Redesignation In the case of a termination under this paragraph, the Secretary of Homeland Security shall redesignate the country as a program country, without regard to paragraph (2) or (3) of subsection (c) or paragraphs (1) through (4), when the Secretary of Homeland Security, in consultation with the Secretary of State, determines that the country is sharing information, as required by subsection (c)(2)(F).</p>	
<p>(7) Failure to screen</p>	<p>(7) スクリーニングの失敗</p>
<p>(A) In general Beginning on the date that is 270 days after December 18, 2015, if the Secretary of Homeland Security and the Secretary of State jointly determine that the program country is not conducting the screening required by subsection (c)(2)(G), the Secretary of Homeland Security shall terminate the designation of the country as a program country.</p>	<p>～プログラム国がスクリーニングを実施していないと判断した場合、プログラム国としての指定を終了する旨が記載されている。調査と関連がないため省略 ～</p>
<p>(B) Redesignation In the case of a termination under this paragraph, the Secretary of Homeland Security shall redesignate the country as a program country, without regard to paragraph (2) or (3) of subsection (c) or paragraphs (1) through (4), when the Secretary of Homeland Security, in consultation with the Secretary of State, determines that the country is conducting the screening required by subsection (c)(2)(G).</p>	
<p>(g) Visa application sole method to dispute denial of waiver based on a ground of inadmissibility</p>	<p>(g) 許可されない理由に基づいて免除の拒否に異議を唱えるためのビザ申請唯一の方法</p>
<p>In the case of an alien denied a waiver under the program by reason of a ground of inadmissibility described in section 1182(a) of this title that is discovered at the time of the alien's application for the waiver or through the use of an automated electronic database required under subsection (a)(9), the alien may apply for a visa at an appropriate consular office outside the United States. There shall be no other means of administrative or judicial review of such a denial, and no court or person otherwise shall have jurisdiction to consider any claim attacking the validity of such a denial.</p>	<p>免除申請時、またはサブセクション(a)(9)で要求されている自動化された電子データベースを利用した申請時に、セクション1182(a)に記載されている容認できない理由によりプログラム下での免除が拒否された場合、その外国人は米国外の適切な領事館でビザを申請することができる。拒否に対する行政上または司法審査の他の手段はなく、裁判所や個人は、そのような拒否の有効性を要求する管轄権を持たないものとする。</p>
<p>(h) Use of information technology systems</p>	<p>(h) 情報システムの利用</p>
<p>(1) Automated entry-exit control system</p>	<p>(1) 自動出入国制御システム</p>
<p>(A) System Not later than October 1, 2001, the Secretary of Homeland Security shall develop and implement a fully automated entry and exit control system that will collect a record of arrival and departure for every alien who arrives and departs by sea or air at a port of entry into the United States and is provided a waiver under the program.</p>	<p>(A) システム 2002年10月1日以降、国土安全保障省長官は空港または港湾から米国に到着する到着と出発する全ての外国人の情報を収集する完全自動の出入国管理システムを開発・導入することとし、そのプログラムのもと免除が提供される。</p>
<p>(B) Requirements</p>	<p>(B) 要件</p>
<p>The system under subparagraph (A) shall satisfy the following requirements:</p>	<p>サブパラグラフ(A)に基づくシステムは、以下の要件を満たさなければならない。</p>
<p>(i) Data collection by carriers</p>	<p>(i) 運送業者によるデータ収集</p>
<p>Not later than October 1, 2001, the records of arrival and departure described in subparagraph (A) shall be based, to the maximum extent practicable, on passenger data collected and electronically transmitted to the automated entry and exit control system by each carrier that has an agreement under subsection (a)(4).</p>	<p>2002年10月1日以降、サブパラグラフ(A)に記載されている到着と出発のデータは、実行可能な最大限の範囲で、サブセクション(a)(4)の契約のもと、各運送業者が自動出入国制御システムに自動で電子的に送信することが基本となる。</p>

<p>(ii) Data provision by carriers Not later than October 1, 2002, no waiver may be provided under this section to an alien arriving by sea or air at a port of entry into the United States on a carrier unless the carrier is electronically transmitting to the automated entry and exit control system passenger data determined by the Secretary of Homeland Security to be sufficient to permit the Secretary of Homeland Security to carry out this paragraph.</p>	<p>(ii) 運送業者によるデータ提供 2002年10月1日以降、国土安全保障省長官がこのパラグラフの執行を許可するために十分であると定めた乗客情報を運送業者が自動出入国管理システムに電子的に送信している場合以外は、このセクションに基づき、米国への海上または空路で到着する外国人に免除を提供することはできない。</p>
<p>(iii) Calculation The system shall contain sufficient data to permit the Secretary of Homeland Security to calculate, for each program country and each fiscal year, the portion of nationals of that country who are described in subparagraph (A) and for whom no record of departure exists, expressed as a percentage of the total number of such nationals who are so described.</p>	<p>(iii) 計算 システムは、各プログラム国および各会計年度ごとに、サブパラグラフ (A) に記載され、出発の記録が存在しないその国の国民の割合を計算するのに十分なデータを保持し、国民の総数のパーセンテージとして表すことができる。</p>
<p>(C) Reporting</p>	<p>(C) 報告</p>
<p>(i) Percentage of nationals lacking departure record As part of the annual report required to be submitted under section 1365a(e)(1) of this title, the Secretary of Homeland Security shall include a section containing the calculation described in subparagraph (B) (iii) for each program country for the previous fiscal year, together with an analysis of that information</p>	<p>～出発記録がない国民の割合、システムの有効性について議会等に報告する必要がある旨が記載されている。調査と関連がないため省略～</p>
<p>(ii) System effectiveness Not later than December 31, 2004, the Secretary of Homeland Security shall submit a written report to the Committee on the Judiciary of the United States House of Representatives and of the Senate containing the following: (I) The conclusions of the Secretary of Homeland Security regarding the effectiveness of the automated entry and exit control system to be developed and implemented under this paragraph. (II) The recommendations of the Secretary of Homeland Security regarding the use of the calculation described in subparagraph (B) (iii) as a basis for evaluating whether to terminate or continue the designation of a country as a program country. The report required by this clause may be combined with the annual report required to be submitted on that date under section 1365a(e)(1) of this title.</p>	
<p>(2) Automated data sharing system</p>	<p>(2) 自動データ共有システム</p>
<p>(A) System The Secretary of Homeland Security and the Secretary of State shall develop and implement an automated data sharing system that will permit them to share data in electronic form from their respective records systems regarding the admissibility of aliens who are nationals of a program country.</p>	<p>(A) System 国土安全保障長官と国務長官は、プログラム国の外国人の許可に関する各種の記録システムから電子形式でデータを共有できるようにする、自動データ共有システムを開発および実装するものとし、ます。</p>
<p>(B) Requirements</p>	<p>(B) 要件</p>
<p>The system under subparagraph (A) shall satisfy the following requirements:</p>	<p>サブパラグラフ (A) に基づくシステムは、以下の要件を満たさなければならない。</p>
<p>(i) Supplying information to immigration officers conducting inspections at ports of entry Not later than October 1, 2002, the system shall enable immigration officers conducting inspections at ports of entry under section 1225 of this title to obtain from the system, with respect to aliens seeking a waiver under the program— (I) any photograph of the alien that may be contained in the records of the Department of State or the Service; and (II) information on whether the alien has ever been determined to be ineligible to receive a visa or ineligible to be admitted to the United States.</p>	<p>(i) 入国地で検査を行う入国管理官に情報の提供を開始する2002年10月1日までに、システムは、このタイトルのセクション1225に基づいて入国地で検査を行う入国管理官が、システムからプログラムの下で免除を求めている外国人に関する情報を取得できるようにするものとする。 (I) 国務省またはそのサービスの記録に含まれている外国人の写真。そして (II) 外国人がビザを受け取る資格がない、または米国への入国資格がないと判断されたことがあるかどうかに関する情報。</p>
<p>(ii) Supplying photographs of inadmissible aliens The system shall permit the Secretary of Homeland Security electronically to obtain any photograph contained in the records of the Secretary of State pertaining to an alien who is a national of a program country and has been determined to be ineligible to receive a visa.</p>	<p>(ii) 入国許可されない外国人の写真の提供 このシステムは、内務省で記録されている、プログラム国の国民でビザを取得する資格がないと判断された外国人の写真を電子的に取得することを許可するものとする。</p>
<p>(iii) Maintaining records on applications for admission The system shall maintain, for a minimum of 10 years, information about each application for admission made by an alien seeking a waiver under the program, including the following: (I) The name or Service identification number of each immigration officer conducting the inspection of the alien at the port of entry. (II) Any information described in clause (i) that is obtained from the system by any such officer. (III) The results of the application.</p>	<p>(iii) 入国の記録を維持する システムは、最低10年間、プログラムの下で免除を求めている外国人によって行われた各入国申請に関する情報を保持するものとする。これには以下が含まれる。 (I) 入国地で外国人の検査を行う各入国管理官の名前またはサービス識別番号。 (II) 入国管理官によってシステムから取得された (i) 項に記載されている情報。 (III) 申請の結果。</p>
<p>(3) Electronic system for travel authorization</p>	<p>(3) 電子渡航認証システム</p>
<p>(A) System The Secretary of Homeland Security, in consultation with the Secretary of State, shall develop and implement a fully automated electronic system for travel authorization (referred to in this paragraph as the "System") to collect such biographical and other information as the Secretary of Homeland Security determines necessary to determine, in advance of travel, the eligibility of, and whether there exists a law enforcement or security risk in permitting, the alien to travel to the United States.</p>	<p>(A) システム 国土安全保障省長官は、国務長官と協議して、国土安全保障省長官が外国人の米国旅行の許可にあたり、旅行前に適格性や法執行またはセキュリティのリスクが存在するかを判断するために必要だと決定した経歴情報やそのようなその他の情報を収集するための渡航認証用の完全に自動化された電子システム (この段落では「システム」と呼びます) を開発および実装するものとする。</p>
<p>(B) Fees</p>	<p>(B) 料金</p>
<p>(i) In general No later than 6 months after March 4, 2010, the Secretary of Homeland Security shall establish a fee for the use of the System and begin assessment and collection of that fee. The initial fee shall be the sum of— (I) \$10 per travel authorization; and (II) an amount that will at least ensure recovery of the full costs of providing and administering the System, as determined by the Secretary.</p>	<p>(i) 全般 2010年3月4日から6か月後以降、国土安全保障省長官は、システムの使用料を設定し、その料金の査定と徴収を開始するものとし、ます。初期費用は以下の合計となります。 (I) 旅行承認ごとに10ドル。そして (II) システムの提供および管理にかかる全費用の回収を最低限確実にを行うための長官が決定した金額。</p>
<p>(ii) Disposition of amounts collected Amounts collected under clause (i) (I) shall be credited to the Travel Promotion Fund established by subsection (d) of section 2131 of title 22. Amounts collected under clause (i) (II) shall be transferred to the general fund of the Treasury and made available to pay the costs incurred to administer the System.</p>	<p>(ii) 徴収額の処分 条項 (i) (I) に基づいて徴収された金額は、タイトル22のセクション2131のサブセクション (d) によって設立されたトラベル・プロモーション・ファンドに貸方記入されるものとする。条項 (i) (II) に基づいて徴収された金額は、財務省の財源となり、システムを管理するために発生した費用を支払うために利用することができる。</p>
<p>(iii) Sunset of Travel Promotion Fund fee The Secretary may not collect the fee authorized by clause (i) (I) for fiscal years beginning after September 30, 2027.</p>	<p>(iii) トラベル・プロモーション・ファンド料金の期限 長官は、2027年9月30日以降に開始する会計年度については、条項 (i) (I) によって承認された料金を徴収することはできない。</p>
<p>(C) Validity</p>	<p>(C) 妥当性</p>

<p>(i) Period The Secretary of Homeland Security, in consultation with the Secretary of State, shall prescribe regulations that provide for a period, not to exceed three years, during which a determination of eligibility to travel under the program will be valid. Notwithstanding any other provision under this section, the Secretary of Homeland Security may revoke any such determination or shorten the period of eligibility under any such determination at any time and for any reason.</p>	<p>(i) 期間 国土安全保障長官は、国務長官と協議して、3年以上とならないプログラムの有効期間を規定する規則を策定するものとします。このセクションに基づく他の規定にかかわらず、国土安全保障長官は、いつでも理由を問わず、そのような決定を取り消すか、そのような決定に基づく適格期間を短縮することができます。</p>
<p>(ii) Limitation A determination by the Secretary of Homeland Security that an alien is eligible to travel to the United States under the program is not a determination that the alien is admissible to the United States.</p>	<p>(ii) 制限 外国人がプログラムの下で米国に旅行する資格があるという決定は、外国人が米国に受け入れられるという決定ではありません。</p>
<p>(iii) Not a determination of visa eligibility A determination by the Secretary of Homeland Security that an alien who applied for authorization to travel to the United States through the System is not eligible to travel under the program is not a determination of eligibility for a visa to travel to the United States and shall not preclude the alien from applying for a visa.</p>	<p>(iii) ビザの適格性の決定ではない システムを通じて米国への旅行の許可を申請した外国人が、プログラムの下で旅行する資格がないという決定を下された場合において、その決定は米国への旅行ビザの資格がないという決定ではなく、外国人がビザの取得を妨げるものではない。</p>
<p>(iv) Judicial review Notwithstanding any other provision of law, no court shall have jurisdiction to review an eligibility determination under the System.</p>	<p>(iv) 司法審査 その他の法律の規定にかかわらず、裁判所は、システムに基づく適格性の決定を検討する管轄権を持たないものとする。</p>
<p>(D) Fraud detection The Secretary of Homeland Security shall research opportunities to incorporate into the System technology that will detect and prevent fraud and deception in the System.</p>	<p>(D) 不正検出 国土安全保障長官は、システム内の詐欺行為や欺く行為を検出して防止するシステム技術に組み込む機会を調査するものとする。</p>
<p>(E) Additional and previous countries of citizenship The Secretary of Homeland Security shall collect from an applicant for admission pursuant to this section information on any additional or previous countries of citizenship of that applicant. The Secretary shall take any information so collected into account when making determinations as to the eligibility of the alien for admission pursuant to this section.</p>	<p>(E) 追加および以前の市民権の国 国土安全保障長官は、このセクションに従って、追加取得された市民権または以前の国籍に関する情報を申請者から収集するものとします。このセクションに従って外国人の入国資格を決定する際に、それらの収集された情報を考慮するものとする。</p>
<p>(F) Report on certain limitations on travel Not later than 30 days after December 18, 2015, and annually thereafter, the Secretary of Homeland Security, in consultation with the Secretary of State, shall submit to the Committee on Homeland Security, the Committee on the Judiciary, and the Committee on Foreign Affairs of the House of Representatives, and the Committee on Homeland Security and Governmental Affairs, the Committee on the Judiciary, and the Committee on Foreign Relations of the Senate a report on the number of individuals who were denied eligibility to travel under the program, or whose eligibility for such travel was revoked during the previous year, and the number of such individuals determined, in accordance with subsection (a)(6), to represent a threat to the national security of the United States, and shall include the country or countries of citizenship of each such individual.</p>	<p>(F) 旅行に関する特定の制限に関する報告 015年12月18日から30日以内、およびその後毎年、国土安全保障長官は、国務長官と協議して、国土安全保障委員会、司法委員会、および外交委員会に報告書を提出するものとします。その報告書には、プログラムの下で旅行の資格を拒否された、またはそのような旅行の資格が前年中に取り消された個人の数、およびサブセクション (a) (6) に従って、米国の国家安全保障に脅威を与えることと決定された個人の数、そしてそのような各個人の国名を含むものとします。</p>
<p>(i) Exit system</p>	<p>(i) 出国システム</p>
<p>(1) In general Not later than one year after August 3, 2007, the Secretary of Homeland Security shall establish an exit system that records the departure on a flight leaving the United States of every alien participating in the visa waiver program established under this section.</p>	<p>(1) 全般 2007年8月3日から1年以内に、国土安全保障長官は、このセクションに基づいて確立されたビザ免除プログラムに参加するすべての外国人の、米国を発するフライト情報を記録する出国システムを確立するものとする。</p>
<p>(2) System requirements The system established under paragraph (1) shall—</p>	<p>(2) システム要件 パラグラフ (1) に基づいて確立されたシステムは、以下の要件を満たすものとする。</p>
<p>(A) match biometric information of the alien against relevant watch lists and immigration information; and</p>	<p>(A) 外国人の生体認証情報を、関連する監視リストおよび入国管理情報と照合する。かつ</p>
<p>(B) compare such biometric information against manifest information collected by air carriers on passengers departing the United States to confirm such aliens have departed the United States.</p>	<p>(B) 生体情報を、航空会社が収集した米国を発する乗客のマニフェスト情報と比較して、その外国人が米国を出発したことを確認する。</p>
<p>(3) Report Not later than 180 days after August 3, 2007, the Secretary shall submit to Congress a report that describes—</p>	<p>(3) Report 2007年8月3日から180日以内に、長官は以下を説明する報告書を議会に提出するものとする。</p>
<p>(A) the progress made in developing and deploying the exit system established under this subsection; and</p>	<p>(A) このサブセクションの下で確立された出口システムの開発と導入においてなされた進捗。かつ</p>
<p>(B) the procedures by which the Secretary shall improve the method of calculating the rates of nonimmigrants who overstay their authorized period of stay in the United States.</p>	<p>(B) 米国での許可された滞在期間を超えて滞在する非移民の割合を計算する手法を改善する方法。</p>

(a) Classes of aliens ineligible for visas or admission	(a) ビザまたは入国の資格がない外国人のクラス
Except as otherwise provided in this chapter, aliens who are inadmissible under the following paragraphs are ineligible to receive visas and ineligible to be admitted to the United States:	この章で別途規定されている場合を除き、次の段落で許可されていない外国人は、ビザを取得する資格がなく、米国への入国資格もありません。
(1) Health-related grounds	(1) 健康関連の理由
(A) In general	
Any alien—	
(i) who is determined (in accordance with regulations prescribed by the Secretary of Health and Human Services) to have a communicable disease of public health significance;	～ 健康関連の理由によるビザの不発給について記載されている。 調査と関連がないため省略 ～
(ii) except as provided in subparagraph (C), who seeks admission as an immigrant, or who seeks adjustment of status to the status of an alien lawfully admitted for permanent residence, and who has failed to present documentation of having received vaccination against vaccine-preventable diseases, which shall include at least the following diseases: mumps, measles, rubella, polio, tetanus and diphtheria toxoids, pertussis, influenza type B and hepatitis B, and any other vaccinations against vaccine-preventable diseases recommended by the Advisory Committee for Immunization Practices,	
(iii) who is determined (in accordance with regulations prescribed by the Secretary of Health and Human Services in consultation with the Attorney General)—	
(I) to have a physical or mental disorder and behavior associated with the disorder that may pose, or has posed, a threat to the property, safety, or welfare of the alien or others, or	
(II) to have had a physical or mental disorder and a history of behavior associated with the disorder, which behavior has posed a threat to the property, safety, or welfare of the alien or others and which behavior is likely to recur or to lead to other harmful behavior, or	
(iv) who is determined (in accordance with regulations prescribed by the Secretary of Health and Human Services) to be a drug abuser or addict,	
is inadmissible.	
～中略～	～中略～
(7) Documentation requirements	(7) 文書要件
(A) Immigrants	(A) 移民
(i) In general	
Except as otherwise specifically provided in this chapter, any immigrant at the time of application for admission—	～ 移民の場合に必要なビザ等の文書について記載されている。 調査と関連がないため省略 ～
(I) who is not in possession of a valid unexpired immigrant visa, reentry permit, border crossing identification card, or other valid entry document required by this chapter, and a valid unexpired passport, or other suitable travel document, or document of identity and nationality if such document is required under the regulations issued by the Attorney General under section 1181(a) of this title, or	
(II) whose visa has been issued without compliance with the provisions of section 1153 of this title,	
is inadmissible.	
(ii) Waiver authorized For provision authorizing waiver of clause (i), see subsection (k).	
(B) Nonimmigrants	(B) 非移民
(i) In general	(i) 全般
Any nonimmigrant who—	非移民である者のうち、
(I) is not in possession of a passport valid for a minimum of six months from the date of the expiration of the initial period of the alien's admission or contemplated initial period of stay authorizing the alien to return to the country from which the alien came or to proceed to and enter some other country during such period, or	(I) 入国から最初の期間の満了から最低6カ月間有効、またはその期間中に帰国もしくは他の国へ入国するとみとめられるパスポートを所持していない者、または
(II) is not in possession of a valid nonimmigrant visa or border crossing identification card at the time of application for admission,	(II) 入国申請時に有効な非移民ビザまたは国境通過身分証明書を所持していない者
is inadmissible.	は入国を許可しない。
(ii) General waiver authorized	(ii) 全般的免除の承認
For provision authorizing waiver of clause (i), see subsection (d)(4).	条項 (i) の放棄を承認する規定については、サブセクション (d) (4) を参照すること。
(iii) Guam and Northern Mariana Islands visa waiver For provision authorizing waiver of clause (i) in the case of visitors to Guam or the Commonwealth of the Northern Mariana Islands, see subsection (l).	(iii) グアムおよび北マリアナ諸島のビザ免除 グアムまたは北マリアナ諸島連邦への訪問者の場合の、条項 (i) の免除を承認する規定については、サブセクション (l) を参照すること。
(iv) Visa waiver program	(iv) ビザ免除プログラム
For authority to waive the requirement of clause (i) under a program, see section 1187 of this title.	プログラムの下で条項 (i) の要件の免除に関する承認については、このタイトルのセクション1187を参照してください。
(8) Ineligible for citizenship	(8) 市民権の対象外
～後略～	～後略～

(a) Air Carrier Requirements.—	(a) 航空会社の要件
(1) The Secretary of Transportation shall require each air carrier to provide a passenger manifest for a flight to an appropriate representative of the Secretary of State—	(1) 運輸長官は、各航空会社に対し、フライトの乗客名簿（マニフェスト）を国務長官の代理人に提供するよう要求するものとする。
(A) not later than one hour after that carrier is notified of an aviation disaster outside the United States involving that flight; or	(A) その航空会社がそのフライトに関連する米国外の航空事故について通知されてから1時間以内、または
(B) if it is not technologically feasible or reasonable to comply with clause (A) of this paragraph, then as expeditiously as possible, but not later than 3 hours after the carrier is so notified.	(B) 条項 (A) を遵守することが技術的に実現可能または合理的でない場合は、可能な限り迅速に、ただし運送業者に通知されてから3時間以内
(2) The passenger manifest should include the following information:	(2) 乗客名簿（マニフェスト）は以下の情報を含むこととする。
(A) the full name of each passenger.	(A) フルネーム
(B) the passport number of each passenger, if required for travel.	(B) パスポート番号（旅行の場合）
(C) the name and telephone number of a contact for each passenger.	(C) 連絡先の名前と電話番号
(3) In carrying out this subsection, the Secretary of Transportation shall consider the necessity and feasibility of requiring air carriers to collect passenger manifest information as a condition for passengers boarding a flight of the carrier.	(3) 運輸長官は、このサブセクションを実施するにあたり、航空会社のフライトに搭乗する乗客の条件として、航空会社に乗客名簿（マニフェスト）情報の収集を要求する必要性と実現可能性を考慮するものとする。
(b) Foreign Air Carrier Requirements.—	(b) 外国の航空会社の要件
The Secretary of Transportation shall consider imposing a requirement on foreign air carriers comparable to that imposed on air carriers under subsection (a)(1) and (2) of this section.	運輸長官は、本セクションのサブセクション(a)(1)及び(2)に基づいて航空会社に課せられる要件と同等の要件を外国の航空会社に課することを考慮するものとする。
(c) Flights in Foreign Air Transportation to the United States.—	(c) 米国への国際線フライト
(1) In general.— Each air carrier and foreign air carrier operating a passenger flight in foreign air transportation to the United States shall provide to the Commissioner of U.S. Customs and Border Protection by electronic transmission a passenger and crew manifest containing the information specified in paragraph (2). Carriers may use the advanced passenger information system established under section 431 of the Tariff Act of 1930 (19 U.S.C. 1431) to provide the information required by the preceding sentence.	(1) 全般— 米国への国際線で旅客便を運航する各航空会社および外国航空会社は、(2)項で指定された情報を含む乗客および乗務員の名簿（マニフェスト）を電子送信によって税関・国境取締局（CBP）に提供するものとする。運送業者は、1930年の関税法（19 U.S.C. 1431）のセクション431に基づいて構築された事前旅客情報（API）システムを使用して、前文の必要な情報を提供することができる。
(2) Information.—A passenger and crew manifest for a flight required under paragraph (1) shall contain the following information:	(2) 情報—(1)項に基づいて要求される乗客および乗務員の名簿（マニフェスト）には、以下の情報が含まれるものとする。
(A) The full name of each passenger and crew member.	(A) フルネーム
(B) The date of birth and citizenship of each passenger and crew member.	(B) 生年月日と国籍
(C) The sex of each passenger and crew member.	(C) 性別
(D) The passport number and country of issuance of each passenger and crew member if required for travel.	(D) パスポート番号と発行国（旅行時）
(E) The United States visa number or resident alien card number of each passenger and crew member, as applicable.	(E) 米国VISA番号または居住外国人カード番号
(F) Such other information as the Administrator of the Transportation Security Administration, in consultation with the Commissioner of U.S. Customs and Border Protection, determines is reasonably necessary to ensure aviation safety.	(F) 運輸保安局の管理者が税関・国境取締局長官と協議のうえ、航空安全を確保するために合理的に必要であると判断したその他の情報。
(3) Passenger name records.—	(3) 乗客予約記録—
The carriers shall make passenger name record information available to the Customs Service upon request.	運送業者は、要求に応じて、税関が乗客予約記録を利用できるようにするものとする。
(4) Transmission of manifest.—	(4) 名簿（マニフェスト）の送信.—
Subject to paragraphs (5) and (6), a passenger and crew manifest required for a flight under paragraph (1) shall be transmitted to the Customs Service in advance of the aircraft landing in the United States in such manner, time, and form as the Customs Service prescribes.	パラグラフ (5) および (6) に従い、パラグラフ (1) に基づくフライトに必要な名簿（マニフェスト）は、航空機が米国に着陸する前に、規定する方法、時間、及び形式で税関に送信されるものとする。
(5) Transmission of manifests to other federal agencies.—	(5) 他の連邦機関へのマニフェストの送信.—
Upon request, information provided to the Administrator of the Transportation Security Administration or the Customs Service under this subsection may be shared with other Federal agencies for the purpose of protecting national security.	要求に応じて、このサブセクションに基づいて運輸保安局または税関の管理者に提供された情報は、国家安全保障を保護する目的で他の連邦機関と共有される場合がある。
(6) Prescreening international passengers.—	(6) 国際線の乗客の事前スクリーニング
(A) In general.—	(A) 全般—
The Secretary of Homeland Security, or the designee of the Secretary, shall issue a notice of proposed rulemaking that will allow the Department of Homeland Security to compare passenger information for any international flight to or from the United States against the consolidated and integrated terrorist watchlist maintained by the Federal Government before departure of the flight.	国土安全保障省長官または長官に指名された者は、国土安全保障省が米国発着の全ての国際線の乗客情報を、出発前に連邦機関が整備しているテロリストの統合された監視リストと比較できるようにする規制案の通知を発行するものとする。
(B) Appeal procedures.—	(B) 控訴手続き—
(i) In general.—	(i) 全般—
The Secretary of Homeland Security shall establish a timely and fair process for individuals identified as a threat under subparagraph (A) to appeal to the Department of Homeland Security the determination and correct any erroneous information.	国土安全保障省長官は、サブパラグラフ (A) で脅威として特定された個人が国土安全保障省に対して決定に抗議し、誤った情報を修正するためのタイムリーで公正なプロセスを確立するものとする。
(ii) Records.—	(ii) 記録—
The process shall include the establishment of a method by which the Secretary of Homeland Security will be able to maintain a record of air passengers and other individuals who have been misidentified and have corrected erroneous information. To prevent repeated delays of misidentified passengers and other individuals, the Department of Homeland Security record shall contain information determined by the Secretary of Homeland Security to authenticate the identity of such a passenger or individual.	このプロセスには、国土安全保障省長官が、誤認され、誤った情報を訂正した乗客およびその他の個人の記録を保守できる方法の確立が含まれるものとする。誤認された乗客及び他の個人の繰り返しの遅延を防ぐために、国土安全保障省の記録には、そのような乗客または個人の身元を証明するために国土安全保障長官によって決定された情報が含まれるものとする。

電子渡航認証制度（E S T A）の
導入に向けた調査研究業務
調査報告書

別添 1-2. オーストラリアの
法令調査結果

1. 制度に関する調査結果

1.1. 根拠法令及び規定している内容

(1) 調査結果概要

オーストラリアでは、ESTA 及び IPAI に関する法令として、「移民法」(MIGRATION ACT 1958) と、その規則である「移民規則」(MIGRATION REGULATIONS 1994) がある。

ETA (Electronic Travel Authority) については移民規則第 2.07AB 条 (電子渡航認証ビザの申請) にて規定されている。なお、オーストラリアの ETA は厳密にはビザの一種に分類される。

1998 年に APP (Advance Passenger Processing) と呼ばれる仕組みとして IAPI が導入された。当初は、航空会社との自主的な取り決めとして運用されていたが、2003 年に移民法第 245L 条 (オーストラリアに到着する人物の報告義務) として法制化された

その後、詳細な内容が定められた「APP infringement regime」と呼ばれる制度が 2009 年に開始されたが、ABF (Australian BORDER FORCE) のホームページ上に問合せ先¹についての記載が見つかったのみであり、同制度の内容については確認ができなかった。

なお、同ホームページには罰金等について記載されていたが、根拠法令についての記載はなかった。

表 1 法令

法令	
移民法	MIGRATION ACT 1958
移民規則	MIGRATION REGULATIONS 1994

なお、オーストラリア政府連邦法登録簿で移民に係る法令を確認したが、移民に係る法令が数多く存在するため、法体系全般の中での位置付けを把握することは難しいと思われる。確認された法令の例を以下に示す。

- ・ 1958 年移民法
- ・ 1994 年移民規制
- ・ 2014 年移民改正法
- ・ 1998 年移行エージェント規制
- ・ 1991 年移民 (医療サービス) 料金法
- ・ 1997 年移民 (ビザ申請) 料金法
- ・ 2014 年移民法改正法 (第 1 号) 等

¹ コンタクト先 : If your enquiry concerns the infringement regime contact appinfringements@abf.gov.au.

(2) 調査結果詳細

ア) 移民法 (MIGRATION ACT 1958)

1958 年移民法	
(抜粋)	
■第 245L 条 (オーストラリアに到着する人物の報告義務)	
この条で適用される飛行機と船舶	
(1) この条はオーストラリア外部からオーストラリア内に到着する予定の飛行機や船舶に適用する。	
乗客と乗組員に関する報告義務	
(2) 飛行機や船舶のオペレーターは、この条に従って、以下を行わねばならない。	
(a) 飛行機または船舶に搭乗予定の乗客をオーストラリアに到着するまでに、乗客向け一次報告システム ² を使用して、オーストラリア移民局に報告する。	
(b) 飛行機または船舶に搭乗予定の乗組員をオーストラリアに到着するまでに、乗組員向け一次報告システムを使用して、オーストラリア移民局に報告する。	
注 1：当該情報が個人情報であっても、この義務を遵守する必要がある。	
注 2：第 245N 条には、同項に従わなかった場合の違反が含まれている。	
報告すべき情報	
(3) 第(2)項の乗客又は乗組員に関する報告には、第 245J 条第(3)項に記載されている、一次報告システムに係る乗客または乗組員に関する情報が含まれなければならない。	
報告書の締め切り--航空機	
(4) 航空機の乗客または乗組員に関する報告は、遅くとも次の期限までに提出しなければならない。	
(a) オーストラリア国外の最後の場所からのフライトが 3 時間以上かかる可能性がある場合--オーストラリアに到着する予定時刻の 3 時間前、または	
(b) オーストラリア国外の最後の場所からのフライトが 3 時間未満である場合--オーストラリアに到着する予定時刻の 1 時間前	
報告書の締め切り--船舶	
(5) 船舶の乗客または乗組員に関する報告は、遅くとも次の期限までに提出する必要がある。	
(a) 船舶のオーストラリア到着予定時刻より、所定の期間 ³ の前、または	
(b) 旅程が同項のために定められた規則に該当する場合--船舶のオーストラリ	

² 一次報告システム (approved primary reporting system) は第 245J 条のシステムを指す。

³ 所定 (prescribed) の期間とは規則 (regulations) によって定められた期間を指す。

ア到着予定時刻より、その規則に定められた期間の前
(5A)第(5)項第(b)号の目的のために作られた規則は、規則を作ることにより生じる経過的な措置を規定することができる（保存又は適用の規定を規定することを含む）。

■第 245J 条（一次報告システムの承認）

(1)長官は、この節⁴の適用対象となる航空機または船舶のそれぞれの種類ごとに、この節で規定される報告を目的とするシステムを、法律文書によって承認しなければならない。そのシステムは、電子的なシステム、または文書形式で提供される報告書を求めるシステムである。

注 1：この項に基づく承認は、1901 年法律解釈法第 33 条⁵第(3)項に基づいて変更または取り消すことができる。

注 2：最終的には、文書によるシステムは段階的に廃止され、承認されたシステムはすべて電子システムになる見込みである。

(2)第(1)項に基づき、長官は飛行機または船舶ごとに、乗客と乗組員を報告するための単一システムを承認するか、乗客を報告するためのシステムと、乗組員を報告するための個別のシステムを承認することができる。

(2A)システムに報告される乗客または乗組員の情報は、以下のようでなければならない。

(a)乗客に関する報告の場合 -- 乗客それぞれごとに

(b)乗組員に関する報告の場合 --乗組員のメンバーそれぞれごとに

(c)システムが乗客と乗組員の両方を報告の場合 -- 乗客それぞれごとに、乗組員のメンバーそれぞれごとに

(3)乗客または乗組員を報告するシステムを承認する法律は、システムで報告される乗客または乗組員の情報（個人識別情報を含む）を明示しなければならない。

■第 245N 条（報告義務を遵守しなかった場合の違反）

(1)飛行機または船舶のオペレーターが、故意に第 245L 条第(2)項又は第 245LA 条⁶第(2)項に違反し、有罪判決を受けた場合には、120 unit⁷以下の罰則を科される。

(2)飛行機または船舶のオペレーターが、第 245L 条第(2)項又は第 245LA 条第(2)項に違反し、有罪判決を受けた場合には、60unit 以下の罰則を科される。

⁴ 第 12B 節（航空機および船舶の乗客および乗組員に関する報告）

⁵ 1901 年法律解釈法第 33 条（権限の行使および機能または義務の遂行）

⁶ SECT 245LA は出国時の報告義務（Obligation to report on persons departing from Australia）

⁷ オーストラリアではペナルティに対して、unit という単位で罰金を定めているようである。「As of 1 January 2021 the amount of one penalty unit is set at \$222.」という記述がオーストラリア政府の HP（Infringement Notice Scheme）上にある。詳細は以下を参照。

<<https://www.agriculture.gov.au/biosecurity/legislation/compliance/infringement-notice-scheme#how-much-is-my-infringement-notice>>（最終検索日：2021 年 2 月 19 日）

注：第 504 条第(1)項第(jaa)号（起訴の代替としてのペナルティの支払いの扱い）も参照のこと。

(3)第(2)項に対する犯罪は、厳格責任の違法行為である。

注：厳格責任については、刑法典第 6.1 条参照。

(4)飛行機又は船舶のオペレーターは、第 245L 条第(2)項又は第 245LA 条第(2)項に違反する旅客又は乗組員の各々について、第(1)項又は第(2)項に基づいて別個の犯罪となる。

イ) 移民規則 (MIGRATION REGULATIONS 1994)

1994 年移民規則

(抜粋)

■第 2.07AB 条 (電子渡航認証ビザの申請)

(1)移民法の第 45 条及び第 46 条⁸の適用において、オーストラリア国内(入国審査場を除く)またはオーストラリア国外で行われる電子渡航認証(UD クラス)ビザの申請は、以下の方法で行われる場合、有効に行われたものとみなされる。

(a)直接

(b)電話で

(c)書面による通信（ファクシミリや電子メールを含む）、または

(d)コンピュータを使用した電子送信によるもの

(e)大臣が書面で承認したその他の方法

パスポートの詳細を、以下に提供する

(f)オーストラリア国外の領事館や移民局

(g)第(3)項第(b)号にいう代理人の事務所

(2)移民法の第 45 条及び第 46 条の適用において、入国審査の間に行われる電子渡航認証(UD クラス)ビザの申請は、以下の場合に有効に行われたものとみなされる。

(a)申請者が ETA 資格を有する旅券を職員に提示した場合。および

(c)⁹合理的な調査の後、申請者が有効なビザを既に所有していることを職員が発見できなかった場合、および

(d)申請者が職員に電子渡航許可(UD クラス)ビザを申請した場合

(3)以下の場所に、電話、書面(ファックスを含む)、コンピュータを使用した電子送信、またはその他の大臣が書面で承認した方法により、電子渡航認証(UD クラス)を申請した場合は、その者は申請を行ったものとみなされる。

⁸ 移民法第 45 条 (ビザの申請) ではビザの申請の必要性が、移民法第 46 条 (有効なビザの申請) ではビザの申請が有効な条件が記載されている。

⁹ 第 2.07AB 条第(2)項第(b)号は存在しなかった。削除されたが、番号はそのままとなったと思われる。

- (a) オーストラリア国外の領事館や移民局、または
- (b) 電子渡航認証(UD クラス)の申請を行うことができる代理人として大臣により書面で承認された代理人の事務所
- (4) 移民法の第 45 条及び第 46 条に基づき、また第(1)項第(d)号にも拘らず、eVisitor¹⁰資格を有する旅券所持者によってなされた電子渡航許可(UD クラス)申請は、それがコンピュータを用いた電子的送信によってなされた場合は、有効に行われたものではないとみなされる。

■第 2.12JA 条 (インターネットアプリケーションでのビザ申請料金の支払い)

(1) インターネット申請に関連するビザ申請料金は、以下によって支払われねばならない。

- (a) インターネット申請の一環として、指示に従って実施されるクレジットカード支払い、または
- (b) インターネット申請の一環として、指示に従って実施される送金、または
- (c) インターネット申請の一環として、指示に従って実施される PayPal システム

注 1：ビザ申請料金の分割払いまたは分割払いの一部がクレジットカードで支払われる場合、クレジットカード追加料金が発生する。第 5.41A 条を参照。

注 2：ビザ申請料金の分割払いまたは分割払いの一部が PayPal で支払われる場合、PayPal 追加料金が発生する。第 5.41B 条を参照。

- (2) ビザ申請料金が第(1)項第(a)号に従って支払われた場合、クレジットカードの発行者が支払いを確認するまで、料金は受領されなかったものとみなされる。
- (3) ビザ申請料金が第(1)項第(b)号に従って支払われた場合、支払いが申請者のインターネット申請フォームと電子的に照合されるまで、料金は受領されなかったものとみなされる。
- (4) ビザ申請料金が第(1)項第(c)号に従って支払われた場合、PayPal システムの運営者が支払いを確認するまで料金は受領されなかったものとみなされる。

■第 5.41A 条 (クレジットカードの追加料金)

(1) 以下の場合は手数料 (クレジットカード追加料金) が発生する。

- (a) 手数料や料金、または手数料や料金の一部を支払う場合、かつ
- (b) 手数料や料金が、立法手段によって、大臣により指定された種類のものである場合、かつ
- (c) クレジットカードによる支払の場合

(2) 支払うクレジットカード追加料金の金額は以下のとおり。

- (a) Visa または MasterCard のクレジットカードによる支払いの場合--支払い金額の 1.4%
- (b) American Express または Japan Credit Bureau (JCB) のクレジットカードによる支払いの場合--支払い金額の 1.4%

¹⁰ VISA の種類の一つで、有効期間 1 年間、最大滞在期間 3 カ月のビザ

- (c)ダイナースクラブインターナショナルのクレジットカードによる支払いの場合--支払い金額の 1.99%
- (d)中国銀聯クレジットカードによる支払いの場合-支払い金額の 1.9%
- (3)クレジットカードの追加料金は、支払い時に支払われる必要がある。
- (4)大臣は、立法手段によって、クレジットカードの追加料金についての以下の状況を指定することができる
 - (a)免除されなければならない、または
 - (b)免除されるかもしれない、または
 - (c)返金されなければならない、または
 - (d)返金されるかもしれない状況
- (5)第(4)項に基づき、大臣は以下の定めに従う。
 - (a)第(4)項第(a)号で指定された状況ではクレジットカードの追加料金を免除しなければならない、かつ
 - (b)第(4)項第(b)号で指定された状況ではクレジットカードの追加料金を免除してもよい、かつ
 - (d)第(4)項第(d)号で指定された状況ではクレジットカードの追加料金を返金しなければならない、かつ
 - (e)第(4)項第(e)号で指定された状況ではクレジットカードの追加料金を返金してもよい。

■第 5.41B 条 (PayPal の追加料金)

- (1)以下の場合は手数料 (PayPal 追加料金) を支払う責を負う。
 - (a)手数料や料金、または手数料や料金の一部を支払う場合、かつ
 - (b)手数料や料金が、この項のために作成された立法手段によって、大臣により指定された種類のものである場合、かつ
 - (c)PayPal システムによる支払の場合
- (2)支払いに関連して支払う PayPal 追加料金の金額は支払い金額の 1.01% とする。
- (3)PayPal の追加料金は、支払い時に支払われる必要がある。
- (4)大臣は、立法手段において、PayPal の追加料金についての以下の状況を指定することができる。

～後略～

ウ) ABF のホームページより

<https://www.abf.gov.au/entering-and-leaving-australia/crossing-the-border/passenger-movement/advance-passenger-processing>

(抜粋)

■事前の旅客報告の提供

オーストラリアに到着および/または出発（トランジットを含む）するすべての乗客および乗組員に関する事前の乗客報告を提供することは、航空会社の責任です。報告が行われなかった場合は違反となる可能性があります

APP を報告しなかった場合で、有罪判決となった時は、報告の欠落が意図的であるかどうかによって、最大 26,640 豪ドルまたは 13,320 豪ドルのいずれかの罰金が科されます。報告に失敗した他の事例がある場合、違反ごとに 2,220 豪ドルのペナルティが追加される可能性があります。

■ドキュメントを持っていない、または不適切なドキュメントの乗客を乗せない

航空会社は、オーストラリアに入国する乗客の認証の有無を、APP を使用して確認する必要があります。

APP が停止しているときは、Timatic 電子渡航認証チェック（TIETAC）を使用する必要があります。

運送業者が不適切なドキュメントの乗客またはドキュメントを持っていない乗客をオーストラリアに運んできた場合で、有罪判決を受けた場合、22,200 豪ドルの罰金が科せられる場合があります。起訴の代わりに、運送業者は違反通知に対して 5,000 豪ドルの罰金を支払うことを選択できます。

以上

MIGRATION ACT 1958 - SECT 45

Application for visa

ビザの申請

<p>(1) Subject to this Act and the regulations, a non-citizen who wants a visa must apply for a visa of a particular class.</p>	<p>(1) この法律および規則に従い、ビザを希望する非市民は特定のクラスのビザを申請する必要があります。</p>
---	---

MIGRATION ACT 1958 - SECT 46

Valid visa application

有効なビザの申請

Validity--general	有効性--全般
(1) Subject to subsections (1A), (2) and (2A), an application for a visa is valid if, and only if:	(1) サブセクション (1A)、(2)、および (2A) に従い、ビザの申請は次の場合にのみ有効となる。
(a) it is for a visa of a class specified in the application; and	(a) 申請書に記載されている種類のビザです。および
(b) it satisfies the criteria and requirements prescribed under this section; and	(b) 本項に規定された基準および要件を満たしていること。
(ba) subject to the regulations providing otherwise, any visa application charge that the regulations require to be paid at the time when the application is made, has been paid; and	(ba) 規則に別段の定めがある場合、規則が申請時に支払うことを要求しているビザ申請料が支払われていること。
(c) any fees payable in respect of it under the regulations have been paid; and	(c) 規則に基づいて支払うべき手数料が支払われていること。
(d) it is not prevented by any provision of this Act, or of any other law of the Commonwealth, including, without limitation, the following provisions of this Act:	(d) 本法又は連邦の他の法律 (本法の次の規定を含むがこれらに限定されない) の何れの規定によっても妨げられないこと
(i) section 48 (visa refused or cancelled earlier);	(i) 第48条(ビザが拒否されたか、以前に取り消された)
(ii) section 48A (protection visa refused or cancelled earlier);	(ii) 第48条A(保護ビザが拒否されたか、以前に取り消された)
(iii) section 161 (criminal justice visa holders);	(iii) 第161条(刑事司法ビザ保持者)
(iv) section 164D (enforcement visa holders);	(iv) 第164条D (強制査証保持者)
(v) section 195 (detainee applying out of time);	(v) 第195条(時間外被留置者)
(vi) section 501E (earlier refusal or cancellation on character grounds); and	(vi) 第501条E (性格上の理由による先の拒絶又は取消);および
(e) it is not invalid under any provision of this Act, or of any other law of the Commonwealth, including, without limitation, the following provisions of this Act:	(e) 本法の規定、又は本法の次の規定を含むがこれらに限定されない連邦の他の法律の規定に基づいて無効でないこと
(i) section 46AA (visa applications, and the grant of visas, for some Act-based visas);	(i) 第46条AA(一部の行為ビザの申請及び査証の付与)
(ii) section 46A (visa applications by unauthorised maritime arrivals);	(ii) 第46条A (不法入国者によるビザ申請)
(iii) section 46B (visa applications by transitory persons);	(iii) 第46条B (短期滞在者によるビザ申請)
(iv) section 91E or 91G (CPA and safe third countries);	(iv) 第91条Eまたは第91条G (CPAと安全な第三国)
(v) section 91K (temporary safe haven visas);	(v) 第91条K (一時避難ビザ)
(vi) section 91P (non-citizens with access to protection from third countries).	(vi) 第91条P (第三国からの保護を受けられる外国人)
(1A) Subject to subsection (2), an application for a visa is invalid if:	(1A)(2) に従うことを条件として、次の場合は、査証申請は無効とする。
(a) the applicant is in the migration zone; and	(a) 申請者が移行区域内に居ること
(b) since last entering Australia, the applicant has held a visa subject to a condition described in paragraph 41(2)(a); and	(b) 最後にオーストラリアに入国してから、申請者が第41(2)(a)項に記載された条件の下でビザを保持している場合
(c) the Minister has not waived that condition under subsection 41(2A); and	(c) 大臣が第41条 (2 A) に基づいて当該条件を放棄しなかった場合;および
(d) the application is for a visa of a kind that, under that condition, the applicant is not or was not entitled to be granted.	(d) 申請が、その条件の下では、申請者に許可を受ける資格がないか、または与えられなかった種類のビザに関するものであること
(2) Subject to subsection (2A), an application for a visa is valid if:	(2) (2 A) に従うことを条件として、次の場合は、査証申請は有効である
(a) it is an application for a visa of a class prescribed for the purposes of this subsection; and	(a) この款に規定されているクラスのビザ申請であること
(b) under the regulations, the application is taken to have been validly made.	(b) 規則の下では、その申請は有効に行われたものとみなされる
Provision of personal identifiers	個人情報の提供
(2A) An application for a visa is invalid if:	(2A) 以下の場合、ビザ申請は無効です
(aa) the Minister has not waived the operation of this subsection in relation to the application for the visa; and	(aa) 大臣が、査証申請に関する本項の適用を放棄していないこと;および
(ab) the applicant has been required to provide one or more personal identifiers under section 257A for the purposes of this subsection; and	(ab) 出願人は、本項の適用上、第257 A条に基づいて1又は2以上の個人識別情報を提供するように要求されていること;および
(b) the applicant has not complied with the requirement.	(b) 申請者が要件を満たしていない場合
Note: An invalid application for a visa cannot give rise to an obligation under section 65 to grant a visa: see subsection 47(3).	注: 無効なビザ申請は、第65条の下でビザを付与する義務を生じさせることはできない: 第47条(3)を参照。
Prescribed criteria for validity	有効性のための所定の基準
(3) The regulations may prescribe criteria that must be satisfied for an application for a visa of a specified class to be a valid application.	(3) 規則は、特定の種類の査証の申請が有効な申請であるために満たされなければならない基準を定めることができる
(4) Without limiting subsection (3), the regulations may also prescribe:	(4) 第(3)項を制限することなく、規則では、次の事項を定めることができる
(a) the circumstances that must exist for an application for a visa of a specified class to be a valid application; and	(a) 特定の種類の査証の申請が有効な申請でなければならない事情;および
(b) how an application for a visa of a specified class must be made; and	(b) 特定の種類のビザの申請方法;および
(c) where an application for a visa of a specified class must be made; and	(c) 特定の種類の査証の申請をしなければならない場合;および
(d) where an applicant must be when an application for a visa of a specified class is made.	(d) 申請人が、特定の種類の査証を申請するときでなければならないとき
(5) To avoid doubt, subsections (3) and (4) do not require criteria to be prescribed in relation to the validity of visa applications, including, without limitation, applications for visas of the following classes:	(5) 疑義を避けるために、(3) 及び (4) は、次の種類の査証申請を含むがこれに限定されない査証申請の有効性に関して定められる基準を要求しない
(a) special category visas (see section 32);	(a) 特別な種類のビザ(32項参照)
(b) permanent protection visas (see subsection 35A(2));	(b) 永住ビザ(第35 A条 (2) 参照)
(c) temporary protection visas (see subsection 35A(3));	(c) 一時保護ビザ(第35 A条 (3) 参照)
(ca) safe haven enterprise visas (see subsection 35A(3A));	(ca) セーフヘイブン企業ビザ(第35 A条 (3 A) 参照)
(d) bridging visas (see section 37);	(d) 架け橋となるビザ (セクション37を参照)
(e) temporary safe haven visas (see section 37A);	(e) 一時避難ビザ(第37 A条参照)
(f) maritime crew visas (see section 38B).	(f) 船員ビザ(38 B参照)。

Approval of primary reporting systems

一次報告システムの承認

<p>(1) The Secretary must, for each kind of aircraft or ship to which this Division applies, by legislative instrument, approve a system for the purposes of reporting under this Division. The system may be an electronic system or a system requiring reports to be provided in documentary form.</p>	<p>(1)長官は、この節で適用される飛行機または船舶のそれぞれの種類ごとに、この節に基づく報告を目的とするシステムを、法律文書によって承認しなければならない。そのシステムは、電子的なシステム、または文書形式で提供される報告書を求めるシステムである。</p>
<p>Note 1: An approval under this subsection can be varied or revoked under subsection 33(3) of the Acts Interpretation Act 1901 .</p>	<p>Note1: このサブセクションに基づく承認は、「Acts Interpretation Act 1901」のサブセクション33(3)に基づいて変更または取り消すことができる。</p>
<p>Note 2: It is anticipated that, ultimately, documentary systems will be phased out and all approved systems will be electronic systems.</p>	<p>Note2: 最終的には、文書によるシステムは段階的に廃止され、承認されたシステムはすべて電子システムになると予想される。</p>
<p>(2) Under subsection (1), the Secretary may, for a kind of aircraft or ship, approve a single system for reporting on both passengers and crew or may approve one system for reporting on passengers, and another system for reporting on crew.</p>	<p>(2)サブセクション(1)に基づき、長官は飛行機または船舶ごとに、乗客と乗組員の両方を報告するための単一のシステムを承認するか、乗客を報告するための1つのシステムと、乗組員を報告するための別のシステムを承認することができる。</p>
<p>(2A) The information about passengers or crew that is to be reported by a system must be about:</p>	<p>(2A)システムによって報告される乗客または乗組員の情報は、以下でなくてはならない。</p>
<p>(a) if the system is for reporting on passengers--passengers individually; or</p>	<p>(a) 乗客に関する報告の場合 -- 乗客それぞれごとに</p>
<p>(b) if the system is for reporting on crew--members of the crew individually; or</p>	<p>(b) 乗組員に関する報告の場合 -- 乗組員のメンバーそれぞれごとに</p>
<p>(c) if the system is for reporting on both passengers and crew--passengers individually and members of the crew individually.</p>	<p>(c) システムが乗客と乗組員の両方を報告の場合 -- 乗客それぞれごとに、乗組員のメンバーそれぞれごとに</p>
<p>(3) The instrument of approval of a system for reporting on passengers or crew must also specify the information (including personal identifiers) about passengers or crew that is to be reported by that system.</p>	<p>(3) 乗客または乗組員を報告するシステムを承認する法律は、システムで報告される乗客または乗組員の情報（個人識別情報を含む）を明示しなければならない。</p>

MIGRATION ACT 1958 - SECT 245L

Obligation to report on persons arriving in Australia

オーストラリアに到着する者の報告義務

Aircraft and ships to which section applies		セクションで適用される飛行機と船舶	
(1) This section applies to an aircraft or ship of a kind to which this Division applies that is due to arrive at a place in Australia from a place outside Australia.		(1) このセクションは、この節で適用するオーストラリア外部からオーストラリア内に到着する予定の飛行機や船舶に適用する。	
Obligation to report on passengers and crew		乗客と乗組員の報告義務	
(2) The operator of the aircraft or ship must, in accordance with this section:		(2) 飛行機や船舶のオペレーターは、このセクションに従って、以下を行わねばならない。	
	(a) report to the Department, using the approved primary reporting system for passengers, on each passenger who will be on board the aircraft or ship at the time of its arrival at the place in Australia; and		(a) 飛行機または船舶に搭乗予定のそれぞれの乗客をオーストラリアの到着地に到着するまでに、乗客向け一次報告システムを使用して、オーストラリア移民局に報告する。
	(b) report to the Department, using the approved primary reporting system for crew, on each member of the crew who will be on board the aircraft or ship at the time of its arrival at the place in Australia.		(b) 飛行機または船舶に搭乗予定のそれぞれの乗組員をオーストラリアの到着地に到着するまでに、乗組員向け一次報告システムを使用して、オーストラリア移民局に報告する。
Note 1: This obligation must be complied with even if the information concerned is personal information.		Note1: 当該情報が個人情報であっても、この義務を遵守する必要がある。	
Note 2: Section 245N contains an offence for failure to comply with this subsection.		Note2: セクション245Nには、本項に従わなかった場合の違反が含まれている。	
Information to be reported		報告すべき情報	
(3) A report on passengers or crew under subsection (2) must include the information relating to those passengers or crew that is specified, as mentioned in subsection 245J(3), in relation to the relevant approved primary reporting system.		(3) 第(2)項の乗客又は乗組員に関する報告書には、サブセクション245J(3)項に記載されているような、一次報告システムとの関連が明示的な乗客または乗組員に関する情報が含まれなければならない。	
Deadline for reporting--aircraft		報告書の締め切り--航空機	
(4) A report on passengers or crew on an aircraft must be given not later than:		(4) 航空機の乗客または乗組員に関する報告は、遅くとも次の期限までに提出しなければならない。	
	(a) if the flight from the last place outside Australia is likely to take not less than 3 hours--3 hours before the aircraft's likely time of arrival at the place in Australia; or		(a) オーストラリア国外の最後の場所からのフライトが3時間以上かかる可能性がある場合--オーストラリアの場所に航空機が到着する予定時刻の3時間前--、または
	(b) if the flight from the last place outside Australia is likely to take less than 3 hours--one hour before the aircraft's likely time of arrival at the place in Australia.		(b) オーストラリア国外の最後の場所からのフライトが3時間未満である場合--オーストラリアの場所に航空機が到着する予定時刻の1時間前--。
Deadline for reporting--ships		報告書の締め切り--船舶	
(5) A report on passengers or crew on a ship must be given not later than:		(5) 船舶の乗客または乗組員に関する報告は、遅くとも次の期限までに提出する必要がある。	
	(a) the start of the prescribed period before the ship's estimated time of arrival at the place in Australia; or		(a) 船舶のオーストラリア到着予定時刻よりも前の所定の期間の開始時、または
	(b) if the journey is of a kind described in regulations made for the purposes of this paragraph--the start of the shorter period specified in those regulations before the ship's estimated time of arrival at the place in Australia.		(b) 旅程が本項の目的のために定められた規則に記載されている種類のものである場合--その規則に定められた期間のうち、船舶がオーストラリア国内の場所に到着する予定の時刻よりも短い期間の開始時。
(5A) Regulations made for the purposes of paragraph (5)(b) may prescribe matters of a transitional nature (including prescribing any saving or application provisions) arising out of the making of regulations for those purposes.		(5A) 第五項(b)の目的のために作られた規則は、その目的のために規則を作ることから生じる経過的な性質の事項を規定することができる（保存又は適用の規定を規定することを含む）。	

MIGRATION ACT 1958 - SECT 245N

Offence for failure to comply with reporting obligations

報告義務を遵守しなかった場合の違反

(1) An operator of an aircraft or ship who intentionally contravenes subsection 245L(2) or 245LA(2) commits an offence punishable, on conviction, by a penalty not exceeding 120 penalty units.	(1) 飛行機または船舶のオペレーターが、故意に第245L(2)項又は第245LA(2)項に違反し、有罪判決を受けた場合には、120unit以下の罰則を科される。
(2) An operator of an aircraft or ship who contravenes subsection 245L(2) or 245LA(2) commits an offence punishable, on conviction, by a penalty not exceeding 60 penalty units.	(2) 飛行機または船舶のオペレーターが、第245L(2)項又は第245LA(2)項に違反し、有罪判決を受けた場合には、60unit以下の罰則を科される。
Note: See also paragraph 504(1)(jaa) (which deals with the payment of a penalty as an alternative to prosecution).	Note : 504(1)(jaa)項（起訴の代替としてのペナルティの支払いの扱い）も参照のこと。
(3) An offence against subsection (2) is an offence of strict liability.	(3) (2) に対する違法行為は、厳格責任の違法行為である。
Note: For strict liability, see section 6.1 of the Criminal Code .	Note:厳格責任については、刑法典第6.1条参照。
(4) An operator of an aircraft or ship commits a separate offence under subsection (1) or (2) in relation to each passenger or member of the crew in relation to whom the operator contravenes subsection 245L(2) or 245LA(2).	(4) 飛行機又は船舶のオペレーターは、オペレーターが第245 L条 (2) 又は第245 LA条 (2) に違反する旅客又は乗組員の各々について、(1) 又は (2) に基づく別個の罪を犯す。

Applications for Electronic Travel Authority visas

電子渡航認証ビザの申請

(1) For the purposes of sections 45 and 46 of the Act, an application for an Electronic Travel Authority (Class UD) visa that is made in Australia (except in immigration clearance), or outside Australia, is taken to have been validly made if the applicant, when seeking the grant of the visa, whether:	(1) その法律のセクション45及び46の適用上、オーストラリア国内(入国審査を除く)又はオーストラリア国外で行われる電子渡航認証(UDクラス)ビザの申請は、申請人がビザの付与を求めるときに、次のいずれかによる場合に、有効に行われたものとみなされる。
(a) in person; or	(a) 直接
(b) by telephone; or	(b) 電話で
(c) by written communication (including facsimile message or email); or	(c) 書面による通信 (ファクシミリや電子メールを含む)、または
(d) by electronic transmission using a computer; or	(d) コンピュータを使用した電子送信によるもの。
(e) in any other manner approved in writing by the Minister;	(e) 大臣が書面で承認したその他の方法。
provides his or her passport details to:	パスポートの詳細を以下に提供する。
(f) a diplomatic, consular or migration office maintained by or on behalf of the Commonwealth outside Australia; or	(f) オーストラリア国外の連邦によって維持される、または代行される外交上の領事館や移民局
(g) an office of an agent mentioned in paragraph (3)(b).	(g) (3) (b) にいう代理人の事務所。
(2) For the purposes of sections 45 and 46 of the Act, an application for an Electronic Travel Authority (Class UD) visa that is made by the applicant, in person, while in immigration clearance, is taken to have been validly made if:	(2) その法律のセクション45及び46の適用上、申請人が、入国審査の間に、自ら行った電子渡航許可(UDクラス)の申請は、次の場合に有効に行われたものとみなされる。
(a) the applicant presents to an officer an ETA-eligible passport; and	(a) 申請者がETA資格を有する旅券を職員に提示すること。および
(c) after reasonable enquiries, the officer does not find that the applicant is the holder of a visa that is in effect; and	(c) 合理的な調査の後、職員が申請者が有効なビザの所持者であることが発見できなかったこと;および
(d) the applicant asks an officer for an Electronic Travel Authority (Class UD) visa.	(d) 申請者が職員に電子渡航許可(UDクラス)ビザを申請した場合
(3) If a person makes an application for an Electronic Travel Authority (Class UD) to:	(3) 電子渡航認証(UDクラス)を申請する場合は、以下の場所に、
(a) a diplomatic, consular or migration office maintained by or on behalf of the Commonwealth outside Australia; or	(a) オーストラリア国外の連邦によって、維持される、または代行される外交上の領事館や移民局;または
(b) an office of an agent who is approved in writing by the Minister as an agent with whom an application for an Electronic Travel Authority (Class UD) visa may be made;	(b) 電子渡航認証(UDクラス)の申請を行うことができる代理人として大臣により書面で承認された代理人の事務所;
by telephone, in writing (including by fax), by electronic transmission using a computer or in any other manner approved in writing by the Minister for this subregulation, the person is taken to have made the application at that office.	電話、書面(ファックスを含む)、コンピュータを使用した電子送信、またはその他の本条規則について大臣が書面で承認した方法により、その者は、その事務所において申請をしたものとみなされる。
(4) For sections 45 and 46 of the Act, and despite paragraph (1)(d), an application for an Electronic Travel Authority (Class UD) visa made by an eVisitor eligible passport holder is taken not to have been made validly if it is made by electronic transmission using a computer.	(4) セクション45及び46に基づき、また (1) (d) にも拘らず、eVisitor資格を有する旅券所持者によってなされた電子渡航許可(UDクラス)申請は、それがコンピュータを用いた電子送信によってなされた場合は、有効に行われたものではないとみなされる。

Payment of visa application charge for Internet application

インターネットアプリケーションでのビザ申請料金の支払い

(1) The visa application charge in relation to an Internet application must be paid by:	(1) インターネット申請に関連するビザ申請料金は、以下によって支払われなければならない。
(a) credit card, in accordance with the instructions given to the applicant as part of making the Internet application; or	(a) インターネット申請の一環として申請者に与えられる指示に従って実施されるクレジットカード支払い、または
(b) funds transfer, in accordance with the instructions given to the applicant as part of making the Internet application; or	(b) インターネット申請の一環として申請者に与えられる指示に従って実施される送金、または
(c) the PayPal system, in accordance with the instructions given to the applicant as part of making the Internet application.	(c) インターネット申請の一環として申請者に与えられる指示に従って実施されるPayPalシステム
Note 1: A credit card surcharge is payable if an instalment, or part of an instalment, of visa application charge is paid by credit card: see regulation 5.41A.	Note1: ビザ申請料金の分割払いまたは分割払いの一部がクレジットカードで支払われる場合、クレジットカード追加料金が支払われる。規則5.41Aを参照。
Note 2: A PayPal surcharge is payable if an instalment, or part of an instalment, of visa application charge is paid by the PayPal system: see regulation 5.41B.	Note2: ビザ申請料金の分割払いまたは分割払いの一部がPayPalで支払われる場合、PayPal追加料金が支払われる。規則5.41Bを参照。
(2) If the visa application charge is paid in accordance with paragraph (1)(a), the charge is taken not to have been received until the payment has been confirmed by the issuer of the credit card.	(2) ビザ申請料金が(1)(a)項に従って支払われた場合、クレジットカードの発行者が支払いを確認するまで、料金は受領されなかったものとみなされる。
(3) If the visa application charge is paid in accordance with paragraph (1)(b), the charge is taken not to have been received until the payment is electronically matched to the applicant's Internet application form.	(3) ビザ申請料金が(1)(b)項に従って支払われた場合、支払いが申請者のインターネット申請フォームと電子的に照合されるまで、料金は受領されなかったものとみなされる。
(4) If the visa application charge is paid in accordance with paragraph (1)(c), the charge is taken not to have been received until the payment has been confirmed by the operator of the PayPal system.	(4) ビザ申請料金が(1)(c)項に従って支払われた場合、PayPalシステムの運営者が支払いを確認するまで料金は受領されなかったものとみなされる。

MIGRATION REGULATIONS 1994 - REG 3.13B

Obligation to report on persons arriving on ships--reporting periods for journey from last port outside Australia

船で到着した人について報告する義務-オーストラリア国外の最後の港からの航海における報告期間

(1) For paragraph 245L(5)(a) of the Act, the prescribed period is 96 hours.	(1)法の245L(5)(a)項における規定期間は96時間である。																		
(2) For paragraph 245L(5)(b) of the Act, the period mentioned in an item in the following table is specified for a journey of the kind mentioned in the item.	(2)法の245L(5)(a)項において、以下の表の項目で言及されている期間は、項目に記載されている種類の航海として指定されている																		
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">Reporting periods for certain journeys</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">Item</th> <th style="text-align: left;">Likely duration of ship's journey</th> <th style="text-align: left;">Specified period</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>72 hours or more but less than 96 hours</td> <td>72 hours</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>48 hours or more but less than 72 hours</td> <td>48 hours</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>24 hours or more but less than 48 hours</td> <td>24 hours</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>Less than 24 hours</td> <td>12 hours</td> </tr> </tbody> </table>		Reporting periods for certain journeys			Item	Likely duration of ship's journey	Specified period	1	72 hours or more but less than 96 hours	72 hours	2	48 hours or more but less than 72 hours	48 hours	3	24 hours or more but less than 48 hours	24 hours	4	Less than 24 hours	12 hours
Reporting periods for certain journeys																			
Item	Likely duration of ship's journey	Specified period																	
1	72 hours or more but less than 96 hours	72 hours																	
2	48 hours or more but less than 72 hours	48 hours																	
3	24 hours or more but less than 48 hours	24 hours																	
4	Less than 24 hours	12 hours																	

Credit card surcharge

クレジットカードの追加料金

(1) A person is liable to pay a fee (a credit card surcharge) if:	(1)以下の場合は手数料（クレジットカード追加料金）を支払う責を負う。
(a) the person pays a fee or charge, or part of a fee or charge; and	(a)手数料や料金、または手数料や料金の一部を支払う場合、かつ
(b) the fee or charge is of a kind specified by the Minister by a legislative instrument made for this paragraph; and	(b)手数料や料金が、この項のために作成された立法手段によって、大臣により指定された種類のものである場合、かつ
(c) the payment is made by credit card.	(c)クレジットカードによる支払の場合
(2) The amount of the credit card surcharge payable in respect of the payment is as follows:	(2)支払いに関連して支払うクレジットカード追加料金の金額は以下のとおり。
(a) for a payment made by Visa or MasterCard credit card--1.4% of the amount of the payment;	(a)VisaまたはMasterCardクレジットカードによる支払いの場合--支払い金額の1.4%
(b) for a payment made by American Express or Japan Credit Bureau (JCB) credit card--1.4% of the amount of the payment;	(b)American ExpressまたはJapanCredit Bureau (JCB) クレジットカードによる支払いの場合--支払い金額の1.4%
(c) for a payment made by Diners Club International credit card--1.99% of the amount of the payment;	(c)ダイナースクラブインターナショナルのクレジットカードによる支払いの場合--支払い金額の1.99%
(d) for a payment made by China UnionPay credit card--1.9% of the amount of the payment.	(d)中国銀聯クレジットカードによる支払いの場合--支払い金額の1.9%
(3) The credit card surcharge is payable when the payment is made.	(3)クレジットカードの追加料金は、支払い時に支払われる必要がある。
(4) The Minister may specify, in a legislative instrument, circumstances in which the credit card surcharge:	(4)大臣は、立法手段において、クレジットカードの追加料金についての以下の状況を指定することができる
(a) must be waived; or	(a)免除されなければならない、または
(b) may be waived; or	(b)免除されるかもしれない、または
(c) must be refunded; or	(c)返金されなければならない、または
(d) may be refunded.	(d)返金されるかもしれない状況
(5) The Minister:	(5)大臣は、
(a) must waive payment of the credit card surcharge in circumstances specified under paragraph (4)(a); and	(a) (4)(a)項で指定された状況ではクレジットカードの追加料金を免除しなければならない、かつ
(b) may waive payment of the credit card surcharge in circumstances specified under paragraph (4)(b); and	(b) (4)(b)項で指定された状況ではクレジットカードの追加料金を免除してもよい、かつ
(c) must refund payment of the credit card surcharge in circumstances specified under paragraph (4)(c); and	(d) (4)(d)項で指定された状況ではクレジットカードの追加料金を返金しなければならない、かつ
(d) may refund payment of the credit card surcharge in circumstances specified under paragraph (4)(d).	(e) (4)(e)項で指定された状況ではクレジットカードの追加料金を返金してもよい。

PayPal surcharge

PayPalの追加料金

(1) A person is liable to pay a fee (a PayPal surcharge) if:	(1)以下の場合は手数料 (PayPal追加料金) を支払う責を負う。
(a) the person pays a fee or charge, or part of a fee or charge; and	(a)手数料や料金、または手数料や料金の一部を支払う場合、かつ
(b) the fee or charge is of a kind specified by the Minister by a legislative instrument made for this paragraph; and	(b)手数料や料金が、この項のために作成された立法手段によって、大臣により指定された種類のものである場合、かつ
(c) the payment is made by the PayPal system.	(c)PayPalシステムによる支払の場合
(2) The amount of the PayPal surcharge payable in respect of the payment is 1.01% of the amount of the payment.	(2)支払いに関して支払うPayPal追加料金の金額は支払い金額の1.01%とする。
(3) The PayPal surcharge is payable when the payment is made.	(3)PayPalの追加料金は、支払い時に支払われる必要がある。
(4) The Minister may specify, in a legislative instrument, circumstances in which the PayPal surcharge:	(4)大臣は、立法手段において、PayPalの追加料金についての以下の状況を指定することができる
(a) must be waived; or	(a)免除されなければならない、または
(b) may be waived; or	(b)免除されるかもしれない、または
(c) must be refunded; or	(c)返金されなければならない、または
(d) may be refunded.	(d)返金されるかもしれない状況
(5) The Minister:	(5)大臣は、
(a) must waive payment of the PayPal surcharge in circumstances specified under paragraph (4)(a); and	(a) (4)(a)項で指定された状況ではPayPalの追加料金を免除しなければならない、かつ
(b) may waive payment of the PayPal surcharge in circumstances specified under paragraph (4)(b); and	(b) (4)(b)項で指定された状況ではPayPalの追加料金を免除してもよい、かつ
(c) must refund payment of the PayPal surcharge in circumstances specified under paragraph (4)(c); and	(c) (4)(c)項で指定された状況ではPayPalの追加料金を返金しなければならない、かつ
(d) may refund payment of the PayPal surcharge in circumstances specified under paragraph (4)(d).	(d) (4)(d)項で指定された状況ではPayPalの追加料金を返金してもよい。

電子渡航認証制度（E S T A）の
導入に向けた調査研究業務
調査報告書

別添 1-3. IAPI のみ導入国の法令調査結果

1. 制度に関する調査結果

1.1. 全体概要

IAPIのみ導入国の制度については、公開されている情報がほとんどなかった。韓国、イスラエル、英国の情報が僅かに得られたため、それについて記載する。

1.2. 韓国の調査結果

1.2.1. 根拠法令及び規定している内容

(1) 調査結果概要

韓国では、IAPI に関する法令として、航空安全及び保安法（AVIATION SAFETY AND SECURITY ACT）があり、この第 15 条にて API データの送信義務について記載されている。

詳細については条例（Ordinance）で定めるとあるが、この条例については見つけることができなかった。

表 1 法令

法令	
航空安全及び保安法	AVIATION SAFETY AND SECURITY ACT

(2) 調査結果詳細

ア) 航空安全及び保安法（AVIATION SAFETY AND SECURITY ACT）

航空安全及び保安法
(抜粋)
■第 15 条（乗客等のスクリーニング）
(1) 航空機に搭乗する旅客は、身体、身の回り品、受託手荷物の検査を受けなければならない。
(2) 空港のオペレーターは、航空機に乗り組んだ旅客及びその所持品並びに預け荷物の検査を行い、また、航空運送事業者は貨物の検査を行わなければならない。もし、犯罪の有無及び公衆に対する危害の発生を防止する必要があるときは、警察庁の長は、その者に対し、保安検査のため必要な措置をとることを求め、空港のオペレーター及び航空運送事業者は、これを拒んではならない。
(3) 空港のオペレーター及び航空運送事業者は、第(2)項の規定により直接に保安検査を行うか、または第(6)項の規定により国土交通大臣の指定を受けた事業者に保安検査を委託することができる。
(4) 空港のオペレーターは、航空法第 86 条に基づく賃貸料の一部を、第(2)項のセキュリティースクリーニングに係る費用に充てるために使用することができる。
(5) 航空運送事業者は、空港等の保安のため、航空機に乗り組んだ旅客の氏名、

国籍、旅券の番号その他の国土交通省令で定める輸送に関する情報を空港等のオペレーターに提供しなければならない。この場合において、輸送情報の提供の方法、手続その他必要な事項は、国土交通省の条例で定める。

(6) 第(2)項に基づく安全審査の方法、手続及び免除に関する必要事項は、大統領令で定める。

(7) 第(3)項の規定により保安検査の業務の委託を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が指定する。

(8) 国土交通大臣は、第(6)項の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。ただし、第(1)項又は第(2)項の規定に該当するときは、その指定を取り消さなければならない。

1. 詐欺その他不正の手段により指定された場合
2. 警備業法に基づき、警備業の許可を取り消された場合、または警備業の営業を停止された場合
3. 国土交通省令で定める指定基準に適合しなくなったとき。ただし、一時的に指定基準に満たない場合であっても、3ヶ月以内に指定基準を満たすことができたときは、その指定を取り消すことはできない。
4. セキュリティ審査業務を行うに当たり、故意又は重大な過失により人の生命又は身体を害したとき。

1.3. イスラエルの調査結果

1.3.1. 根拠法令及び規定している内容

(1) 調査結果概要

イスラエルでは、IAPI に関する法令として、イスラエル入国法 (Entry into Israel Law) があり、この第 8 条にて乗客データの提供が記載されている。

イスラエルが公開している運用ガイドラインでは、IAPI の運用が行われていることが確認できることから、IAPI の詳細については規則 (regulations) で定められていると推察されるが、この規則については見つけることができなかった。

表 2 法令

法令	
イスラエル入国法	Entry into Israel Law

(2) 調査結果詳細

PIBA (Population and Immigration Authority、人口・移民・国境局) が公表している「Advanced Passenger Processing System (APP) Implementation Guidelines for Airlines¹」の「2.2 根拠法令」に、「この運用ガイドラインはイスラエル入国法 (Israel Entrance Law) の第 8 条、及びイスラエル入国規則 (Israel Entrance Regulations) の第 16 条に基づいている旨の記載があった。イスラエル入国規則については調査で確認できなかったため、イスラエル入国法の第 8 条を以下に示す。

なお、イスラエル政府の公式ホームページ上には英文の法令がなかったため、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR、The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees) にある英文法令²を基とした。

ア) イスラエル入国法 (Entry into Israel Law)

イスラエル入国法	
	(抜粋)
■第 8 条 (国境の管理)	
(a)	イスラエルに到着した船舶の船長または航空機、列車、自動車またはその他の輸送手段の責任者は、要求に応じて、国境管理官に全乗員のリストを提出しなければならない。リストには、この法律に基づく規則によって内務大臣によって規定された詳細が含まれるものとする。
(b)	国境管理官は、イスラエルに到着したあらゆる乗り物に立ち入り、検査を実施することができる。そして、その中の全員は、要求に応じて、国境管理官に文書を作成し、この法律の実施に関連するすべての情報を国境管理官に提供するものとする。

1.4. 英国の調査結果

1.4.1. 根拠法令及び規定している内容

(1) 調査結果概要

英国では、IAPI に関する法令として、「Immigration Act 1971」と「The Immigration and Police (Passenger, Crew and Service Information) Order 2008」

¹ Advanced Passenger Processing System (APP) Implementation Guidelines for Airlines

<https://www.gov.il/BlobFolder/generalpage/iapi_interactive_advanced_passenger_information/en/ISRAEL%20PIBA%20iAPI%20Implementation%20Guidelines%20for%20Airlines%20v2.8_01032021.pdf> (最終検索日: 2021 年 4 月 14 日)

² UNHCR 「Israel: Law No. 5712-1952, Entry into Israel Law」

<<https://www.refworld.org/docid/3ae6b4ec0.html>>

がある。

「Immigration Act 1971」の SCHEDULE 2(別表 2)の 27B、「The Immigration and Police (Passenger, Crew and Service Information) Order 2008」の PART 2 にて API について記載されている。

表 3 法令

法令	
移民法	Immigration Act 1971
移民及び治安に関する要求法	The Immigration and Police (Passenger, Crew and Service Information) Order 2008

(2) 調査結果詳細

英国が Web にて公開している API についての説明資料³に、API の要求は「the Immigration Act 1971 と the Immigration and Police (Passenger, Crew and Service Information) Order 2008」に依るものとの記述があった。当該法令中の該当箇所は以下のとおり。

ア) 移民法 (Immigration Act 1971)

移民法 (Immigration Act 1971)
(抜粋)
■別表 2 の 27B
(1) この項は以下の船舶または航空機に適用される— (a) 英国に到着した、または到着する予定の船舶または航空機 (b) 英国を去った、または去ると予想される船舶または航空機 (2) 入国管理官が船舶または航空機の所有者または代理人（「運送業者」）に乗客情報またはサービス情報を要求する場合、運送業者はその情報を提供する必要がある。 (3) 入国管理官は、以下に関連する乗客情報またはサービス情報を要求することができる。 (a) 運送業者の特定の船舶または特定の航空機。 (b) 運送業者の特定の船舶または航空機（既出のとおり）。または (c) 運送業者のすべての船舶または航空機。 (4) 入国管理官は以下を求めることができる— (a) 関係する船舶または航空機に関連するすべての乗客情報またはサービス

³ GOV.UK 「Guidance Carrier information」

<<https://www.gov.uk/government/publications/carrier-information>>

<https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/300741/CarrierInformation.pdf>

<p>情報。または</p> <p>(b) 船舶または航空機に関連する特定の乗客情報またはサービス情報</p> <p>(5) 第(2)項に基づく要求は以下のとおり—</p> <p>(a) 書面である必要がある。</p> <p>(b) 効力を失う日付を記載しなければならない。そして</p> <p>(c) 入国管理官による書面による通知により早期に取り下げられない限り、その日まで効力を継続する。</p> <p>(6) 日付は、要求が行われてから6か月以内である必要がある。</p> <p>(7) 第(2)項に基づく要求が、第(5)項の結果として効力を失ったという事実は、要求の更新を妨げるものではない。</p> <p>(8) 情報は以下を満たして提供する必要がある—</p> <p>(a) 国務長官が指示するような形式および方法。そして</p> <p>(b) 要求どおりの時間。</p> <p>(8A) 入国管理官は、国務長官が指示するような形式および方法で入国管理官からの通信を受信できるように運送業者に要求することができる。</p> <p>(9) 「乗客情報」とは、指定された船舶または航空機によって輸送される、または輸送されると予想される乗客に関する情報を意味する。</p> <p>(9A) 「サービス情報」とは、指定された船舶または航空機が行う航海または飛行に関連する情報を意味する。</p> <p>(10) 「指定された」とは、国務長官による法定文書による命令で指定されたものを意味する。</p> <p>(11) そのような法定文書は、いずれかの議会の決議に従って廃止の対象となるものとする。</p>
--

イ) 移民及び治安に関する要求法 (The Immigration and Police (Passenger, Crew and Service Information) Order 2008)

<p>移民及び治安に関する要求法 (The Immigration and Police (Passenger, Crew and Service Information) Order 2008)</p> <p>(抜粋)</p> <p>■第2編</p> <p>乗客リストと乗組員の詳細を要求する入国管理官の権限</p> <p>第3条</p> <p>(1) この条は以下に適用される—</p> <p>(a) 英国に到着する、または到着する予定の、または英国を出発する、または出発する予定の船舶または航空機。そして</p> <p>(b) 英国に到着する、または到着する予定の、または出発する、または出発する予定の直通列車または折り返し列車。</p> <p>(2) 第(4)項に従い、入国管理官は、船舶または航空機の責任者に本条項で提供することとする以下を要求することができる。</p>
--

- (a) 船舶または航空機に乗って英国に到着または出発しようとしている乗客の名前、国籍または市民権を示す乗客リスト。および
- (b) 別表 1 の第 1 項に記載されている船舶または航空機の乗組員の詳細。
- (3) 第(4)項に従い、入国管理官は本条項が適用される列車に関して、列車の管理者または国際サービスを運営する者またはその代理人に以下の提供を要求することができる。
 - (a) 列車に乗って英国に到着または英国を出発する乗客の名前、国籍または市民権を示す乗客リスト。および
 - (b) 別表 1 の第 1 項に記載されている列車の乗組員の詳細。
- (4) 同条に基づいて要求できる情報は、出発の準備のために乗客が船舶、航空機、直通列車、折り返し列車に乗り込み、さらに乗客や乗務員が乗り込むことができなくなった時点までに情報を提供する必要がある状況において、責任者、列車の管理者、国際サービスを運営する者またはその代理人が知っている範囲でのみ要求することができる。
- (5) 第(4)項で定める状況で情報がすでに要求された場合において、本条項のいかなる規定も、責任者、列車の管理者、国際サービスを運営する者、またはその代理人から同じ情報が、同様の状況が当てはまらない場合において再度要求されることを妨げるものではない。
- (6) 第(2)項、第(4)項および第(5)項の目的における責任者とは、移民法(1)の別表 2 の 27 第(4)項で指定された者の 1 人である。

**乗客リストと乗組員の詳細および関連する連絡を提供および受領する形式と方法：
入国管理官**

第 4 条

第 3 条に基づいて提供される乗客リストと乗組員の詳細は、情報伝達の代替の形式と方法が国務長官または入国管理官によって承認されない限り、以下により提供されるものとする。

- (a) 国務長官が使用する技術と互換性のある電子形式。そして
- (b) 提供される関連した情報で、運送業者が国務長官または入国管理官が運送業者との間で送信および受信するシステム

【参照条文】

- ① 移民法(1)の別表 2 の 27 第(4)項

移民法(1)の別表 2 の 27

- (4)船舶または航空機に関する責任者は以下のとおり。
 - (a)所有者または代理人、そして
 - (b)キャプテン

AVIATION SAFETY AND SECURITY ACT

Article 15 (Screening, etc. of Passengers, etc.)

(1) Any passenger who boards an airplane shall undergo screening of his/her body, personal belongings and checked baggage.	(1) 航空機に搭乗する旅客は、身体、身の回り品、受託手荷物の検査を受けなければならない。
(2) Any airport operator shall screen passengers who board an airplane, their personal belongings and checked baggage, and any air transportation business entity shall screen cargo: Provided, That if necessary to investigate any crime and for the prevention of any danger to the public, the chief of any competent national police agency may request him/her to take measures necessary for security screening, and any airport operator and air transportation business entity shall not refuse such request without good cause.	(2) 空港のオペレーターは、航空機に乗り組んだ旅客、その所持品及び受託手荷物の検査を行い、また、航空運送事業者は、貨物の検査を行わなければならない。ただし、犯罪の有無及び公衆に対する危害の発生を防止する必要があるときは、警察庁の長は、その者に対し、保安検査のため必要な措置をとることを求め、空港のオペレーター及び航空運送事業者は、これを拒んではならない。
(3) Any airport operator and air transportation business entity may directly conduct security screening pursuant to paragraph (2), or may entrust any enterprise designated by the Minister of Land, Infrastructure and Transport in accordance with paragraph (6) with screening, on the recommendation of an airport operator and air transportation business entity, among security service providers pursuant to Article 4 (1) of the Security Services Industry Act. <Amended by Act No. 11690, Mar. 23, 2013>	(3) 空港のオペレーター及び航空運送事業者は、(2)項の規定により直接に保安検査を行うか、または(6)項の規定により国土交通大臣の指定を受けた事業者に、保安業務事業法第四条(1)項の規定により保安業務を行う事業者のうち空港のオペレーター及び航空運送事業者の保安検査を委託することができる。 <2013年3月23日法律第11690号による改正>
(4) Any airport operator may use part of rents under Article 86 of the Aviation Act to appropriate for expenses incurred in relation to security screening pursuant to paragraph (2).	(4) 空港のオペレーターは、航空法第86条に基づく賃貸料の一部を、(2)項のセキュリティスクリーニングに係る費用に充てるために使用することができる。
(5) Any air transportation business entity shall provide an airport operator with the transport information prescribed by Ordinance of the Ministry of Land, Infrastructure and Transport including the name, nationality, passport number, etc. of passengers who board an airplane for the security of airports and airplanes. In such cases, necessary matters such as the methods, procedures, etc. for providing the transport information shall be prescribed by Ordinance of the Ministry of Land, Infrastructure and Transport. <Newly Inserted by Act No. 12257, Jan. 14, 2014>	(5) 航空運送事業者は、空港等の保安のため、航空機に乗り組んだ旅客の氏名、国籍、旅券の番号その他の国土交通省令で定める輸送に関する情報を空港等の開設者に提供しなければならない。この場合において、輸送情報の提供の方法、手続その他必要な事項は、国土交通省の条例で定める。 <2014年1月14日法律第12257号により新設>
(6) Necessary matters concerning methods of, procedures for, and exemption from, security screening pursuant to paragraph (2) shall be prescribed by Presidential Decree.	(6) (2) に基づく安全審査の方法、手続及び免除に関する必要事項は、大統領令で定める。
(7) Any enterprise which wishes to be entrusted with security screening services in accordance with paragraph (3) shall be designated by the Minister of Land, Infrastructure and Transport pursuant to Ordinance of the Ministry of Land, Infrastructure and Transport. <Act No. 11753, Apr. 5, 2013; Act No. 12257, Jan. 14, 2014>	(7) (3)項の規定により保安検査の業務の委託を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が指定する。 <2013年4月5日法律第11753号、2014年1月14日法律第12257号>
(8) The Minister of Land, Infrastructure and Transport may, where an enterprise designated under paragraph (6) falls under any of the following subparagraphs, cancel its designation: Provided, That where it falls under subparagraph 1 or 2, the designation must be canceled: <Newly Inserted by Act No. 11753, Apr. 5, 2013; Act No. 12257, Jan. 14, 2014>	(8) 国土交通大臣は、(6)項の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。ただし、第一項又は第二項の規定に該当するときは、その指定を取り消さなければならない。 <2013年4月5日法律第11753号により新設される。2014年1月14日法律第12257号>
1. Where the designation has been made by fraud or other unjust means;	1. 詐欺その他不正の手段により指定された場合
2. Where the license of a security business has been canceled, or a security business has been suspended, under the Security Services Industry Act;	2. 警備業法に基づき、警備業の許可を取り消された場合、または警備業の営業を停止された場合
3. Where an enterprise comes to fail to meet the designation standards prescribed by Ordinance of the Ministry of Land, Infrastructure and Transport: Provided, That the designation shall not be canceled in cases where an enterprise temporarily fails to meet the designation standards but it manages to satisfy them again within three months.	3. 国土交通省令で定める指定基準に適合しなくなったとき。ただし、一時的に指定基準に満たない場合であっても、3ヶ月以内に指定基準を満たすことができたときは、その指定を取り消すことはできない。
4. Where there is the loss of human lives or the failure of security screening caused by intention or gross negligence during the provision of security screening services.	4. セキュリティ審査業務を行うに当たり、故意又は重大な過失により人の生命又は身体を害したとき。
[This Article Wholly Amended by Act No. 10160, Mar. 22, 2010]	[2010年3月22日法律第10160号による全部改正]

7. Frontier Stations	No person, whether or not he is an Israel national, shall enter Israel otherwise than at one of the frontier stations prescribed by the Minister of the Interior by order published in Reshumot and after reporting there to a frontier control officer and producing to him a valid passport of laissez-passer. The Minister of the Interior may exempt a person from the provisions of this section if in his opinion special circumstances justify his doing so.	7.国境のステーション	イスラエル国民であるかどうかにかかわらず、内務大臣がReshumot(イスラエル国の公式記録及び法律に関する公報)に公表した命令により規定された国境のステーションのいずれかにおいて、フロンティアコントロールオフィサーに報告し、有効な laissez-passer (国際機関が発給する渡航文書で、しばしば人道的理由の存在する場合に限り、発給国からの片道渡航のため発給される)のパスポートを作成した後以外は、誰もイスラエルに入国してはならない。内務大臣は、特別な事情により正当化できる場合、このセクションの規定から人物を免除することができます。
8. Frontier control	(a)The master of any ship or the person in charge of any aircraft, train, motor-car or other means of transportation which has come to Israel shall deliver to a frontier control officer, on his demand, a list of the persons in such means of transportation, including the personnel thereof; the list shall contain the particulars prescribed by the Minister of the Interior by regulations under this Law.	8.国境の管理	(a) イスラエルに到着した船舶の船長または航空機、列車、自動車またはその他の輸送手段の責任者は、要求に応じて、国境管理官に全乗員のリストを提出しなければならない。リストには、この法律に基づく規則によって内務大臣によって規定された詳細が含まれるものとする。
	(b)A frontier control officer may enter and carry out an inspection in any means of transportation which has come to Israel; and any person therein, including any member of the personnel thereof, shall produce to such frontier control officer, on his demand, any documents, and shall give him any information, relevant to the implementation of this Law.		(b) 国境管理官は、イスラエルに到着したあらゆる乗り物に立ち入り、検査を実施することができる。そして、その中の全員は、要求に応じて、国境管理官に文書を作成し、この法律の実施に関連するすべての情報を国境管理官に提供するものとする。
9. Verification of permission of entry		9.入国許可の確認	
	Where a person comes to Israel and wishes to enter it, a frontier control officer may delay his entry until it has been ascertained whether he is permitted to enter, and he may indicate a place where such person shall stay until completion of such ascertainment or until his departure from Israel.		イスラエルに来て入国を希望する場合、国境管理官は、入国が許可されているかどうかを確認されるまで入国を延期することができ、確認が完了するまでの間、またはイスラエルから出国するまでの間、入国希望者が滞在する場所を示すことができる。
10. Removal of person who is not permitted to enter		10.入国を許可されない人物の強制退去	
	(a)Where a person comes to Israel and it is found that he is not permitted to enter, the Minister of the Interior may remove him from Israel.		(a) イスラエルに来て、入国が許可されていないことが判明した場合、内務大臣はその人をイスラエルから退去させることができる。
	(b)A frontier control officer may detain such a person, in such place and manner as the Minister of the Interior may prescribe, until his departure or removal from Israel.		(b) 国境管理官は、内務大臣が規定する場所および方法で、イスラエルからの出国または強制退去まで、そのような人を拘留することができる。
	(c)The master of any ship or the person in charge of any aircraft, train, motor-car or other means of transportation which has come to Israel shall, on the demand of a frontier control officer, take out of Israel any person who has arrived by that means of transportation with the intention of entering Israel, if it has been found that he is not permitted to enter.		(c) イスラエルに到着した船舶の船長または航空機、列車、自動車またはその他の輸送手段の責任者は、イスラエルへの入国が許可されていないのが明白でありながらイスラエルに入国しようとした人物を乗せて到着した場合、国境管理官の要求に応じて、その人物をイスラエルから連れ出さねばならない。

Immigration Act 1971

SCHEDULE 2

27B		
(1) This paragraph applies to ships or aircraft— (a) which have arrived, or are expected to arrive, in the United Kingdom; or (b) which have left, or are expected to leave, the United Kingdom.	(1) このパラグラフは以下の船舶または航空機に適用される— (a) 英国に到着した、または到着する予定の船舶または航空機 (b) 英国を去った、または去ると予想される船舶または航空機	
(2) If an immigration officer asks the owner or agent ("the carrier") of a ship or aircraft for passenger information or service information, the carrier must provide that information to the officer.	(2) 入国管理官が船舶または航空機の所有者または代理人（「運送業者」）に乗客情報またはサービス情報を要求する場合、運送業者はその情報を提供する必要がある。	
(3) The officer may ask for passenger information or service information relating to— (a) a particular ship or particular aircraft of the carrier; (b) particular ships or aircraft (however described) of the carrier; or (c) all of the carrier's ships or aircraft.	(3) 入国管理官は、以下に関連する乗客情報またはサービス情報を要求することができる。 (a) 運送業者の特定の船舶または特定の航空機。 (b) 運送業者の特定の船舶または航空機（既出のとおり）。または (c) 運送業者のすべての船舶または航空機。	
(4) The officer may ask for— (a) all passenger information or service information in relation to the ship or aircraft concerned; or (b) particular passenger information or service information in relation to that ship or aircraft.	(4) 入国管理官は以下を求めることができる— (a) 関係する船舶または航空機に関連するすべての乗客情報またはサービス情報。または (b) 船舶または航空機に関連する特定の乗客情報またはサービス情報	
(5) A request under sub-paragraph (2)— (a) must be in writing; (b) must state the date on which it ceases to have effect; and (c) continues in force until that date, unless withdrawn earlier by written notice by an immigration officer.	(5) サブパラグラフ (2) に基づく要求は以下のとおり— (a) 書面である必要がある。 (b) 効力を失う日付を記載しなければならない。そして (c) 入国管理官による書面による通知により早期に取り下げられない限り、その日まで効力を継続する。	
(6) The date may not be later than six months after the request is made.	(6) 日付は、要求が行われてから6か月以内である必要がある。	
(7) The fact that a request under sub-paragraph (2) has ceased to have effect as a result of sub-paragraph (5) does not prevent the request from being renewed.	(7) サブパラグラフ (2) に基づく要求が、サブパラグラフ (5) の結果として効力を失ったという事実は、要求の更新を妨げるものではない。	
(8) The information must be provided— (a) in such form and manner as the Secretary of State may direct; and (b) at such time as may be stated in the request.	(8) 情報は以下を満たして提供する必要がある— (a) 国務長官が指示するような形式および方法。そして (b) 要求どおりの時間。	
(8A) The officer may require a carrier to be able to receive communications from the officer in such form and manner as the Secretary of State may direct.	(8A) 入国管理官は、国務長官が指示するような形式および方法で入国管理官からの通信を受信できるように運送業者に要求することができる。	
(9) "Passenger information" means such information relating to the passengers carried, or expected to be carried, by the ship or aircraft as may be specified.	(9) 「乗客情報」とは、指定された船舶または航空機によって輸送される、または輸送されると予想される乗客に関する情報を意味する。	
(9A) "Service information" means such information relating to the voyage or flight undertaken by the ship or aircraft as may be specified.	(9A) 「サービス情報」とは、指定された船舶または航空機が行う航海または飛行に関連する情報を意味する。	
(10) "Specified" means specified in an order made by statutory instrument by the Secretary of State.	(10) 「指定された」とは、国務長官による法定文書による命令で指定されたものを意味します。	
(11) Such an instrument shall be subject to annulment in pursuance of a resolution of either House of Parliament.	(11) そのような法定文書は、いずれかの議会の決議に従って廃止の対象となるものとする。	

The Immigration and Police (Passenger, Crew and Service Information) Order 2008

PART 2

<p>Power of immigration officer to require passenger list and particulars of crew</p> <p>3</p>	<p>乗客リストと乗組員の詳細を要求する入国管理官の権限</p>
<p>(1) This article applies to— (a) a ship or aircraft arriving or expected to arrive in, or leaving or expected to leave, the United Kingdom; and (b) a through train or shuttle train arriving or expected to arrive in, or leaving or expected to leave, the United Kingdom.</p>	<p>(1) この条項は以下に適用される— (a) 英国に到着する、または到着する予定の、または英国を出発する、または出発する予定の船舶または航空機。そして (b) 英国に到着する、または到着する予定の、または出発する、または出発する予定の直通列車または折り返し列車。</p>
<p>(2) Subject to paragraph (4), an immigration officer may require a responsible person in respect of a ship or aircraft to which this article applies to supply— (a) a passenger list showing the names and nationality or citizenship of passengers arriving or leaving the United Kingdom on board the ship or aircraft; and (b) the particulars of members of the crew of the ship or aircraft which are set out in paragraph 1 of Schedule 1.</p>	<p>(2) パラグラフ (4) に従い、入国管理官は、船舶または航空機の責任者に本条項で提供することとする以下を要求することができる。 (a) 船舶または航空機に乗って英国に到着または出発しようとしている乗客の名前、国籍または市民権を示す乗客リスト。および (b) スケジュール1のパラグラフ1に記載されている船舶または航空機の乗組員の詳細。</p>
<p>(3) Subject to paragraph (4), an immigration officer may, in relation to a train to which this article applies, require a train manager or a person operating an international service or his agent to supply— (a) a passenger list showing the names and nationality or citizenship of passengers arriving or leaving the United Kingdom on board the train; and (b) the particulars of members of the crew of the train which are set out in paragraph 1 of Schedule 1.</p>	<p>(3) パラグラフ (4) に従い、入国管理官は本条項が適用される列車に関して、列車の管理者または国際サービスを運営する者またはその代理人に以下を提供を要求することができる。 (a) 列車に乗って英国に到着または英国を出発する乗客の名前、国籍または市民権を示す乗客リスト。および (b) スケジュール1のパラグラフ1に記載されている列車の乗組員の詳細。</p>
<p>(4) The information which may be requested under this article may only be requested to the extent to which it is known by the responsible person, train manager or person operating an international service or his agent in circumstances where the information is to be provided before a point in time at which passengers have boarded the ship or aircraft or through train or shuttle train in preparation for departure and it is no longer possible for further passengers or crew to do so.</p>	<p>(4) 同条に基づいて要求できる情報は、出発の準備のために乗客が船舶、航空機、直通列車、折り返し列車に乗り込み、さらに乗客や乗務員が乗り込むことができなくなった時点までに情報を提供する必要がある状況において、責任者、列車の管理者、国際サービスを運営する者またはその代理人が知っている範囲でのみ要求することができる。</p>
<p>(5) Where information has been requested in circumstances set out in paragraph (4), nothing in this article prevents that same information being requested from the responsible person, train manager or person operating an international service or his agent a second time where those same circumstances do not apply.</p>	<p>(5) パラグラフ (4) で定める状況で情報がすでに要求された場合において、本条項のいかなる規定も、責任者、列車の管理者、国際サービスを運営する者、またはその代理人から同じ情報が、同様の状況が当てはまらない場合において再度要求されることを妨げるものではありません。</p>
<p>(6) For the purposes of paragraphs (2), (4) and (5) a responsible person is one of the persons specified in paragraph 27(4) of Schedule 2 to the 1971 Act(1).</p>	<p>(6) パラグラフ (2) 、 (4) および (5) の目的における責任者とは、Immigration Act 1971 (1) のスケジュール2のパラグラフ27 (4) で指定された者の1人です。 ※Immigration Act 1971 (1) のスケジュール2のパラグラフ27 (4) は以下。 (a)所有者または代理人、そして (b)キャプテン</p>
<p>Form and manner in which passenger list and particulars of crew and related communications to be provided and received: immigration officers</p>	<p>乗客リストと乗組員の詳細および関連する連絡を提供および受領する形式と方法：入国管理官</p>
<p>4</p> <p>A passenger list and particulars of crew shall be provided under article 3— (a) in an electronic form that is compatible with the technology used by the Secretary of State; and (b) by means of a system which enables the carrier to send communications to, and receive communications from, the Secretary of State or an immigration officer relating to the information provided, unless an alternative form and manner of information transmission is authorised by the Secretary of State or an immigration officer</p>	<p>第3条項に基づいて提供される乗客リストと乗組員の詳細は、情報伝達の代替の形式と方法が国務長官または入国管理官によって承認されない限り、以下により提供されるものとする。 (a) 国務長官が使用する技術と互換性のある電子形式。そして (b) 提供される関連した情報で、運送業者が国務長官または入国管理官が運送業者との間で送信および受信するシステム</p>

The Immigration and Police (Passenger, Crew and Service Information) Order 2008

SCHEDULE 1

Particulars of crew	クルーの詳細
1. The information is—	1.情報は
(a) the following information as provided on the member of crew's travel document— (i) full name; (ii) gender; (iii) date of birth; (iv) nationality; (v) type of travel document held; (vi) number of travel document held; (vii) expiry date of travel document held; and (viii) issuing State of travel document held;	(a) 乗組員の渡航文書上より提供される以下の情報- (i)フルネーム; (ii)性別; (iii)生年月日; (iv)国籍; (v)保持している渡航文書の種類; (vi)保持している渡航文書の数; (vii)保持している渡航文書の有効期限;そして (viii)保持している渡航文書の発行場所;
(b) where a travel document is not held, the following information— (i) full name; (ii) gender; (iii) date of birth; (iv) nationality; (v) type of identification relied upon; (vi) number of identification relied upon; (vii) expiry date of identification relied upon; and (viii) issuing State of identification relied upon;	(b) 渡航文書を保持していない場合、以下の情報- (i)フルネーム; (ii)性別; (iii)生年月日; (iv)国籍; (v)信頼する身分証明の種類; (vi)信頼する身分証明の数; (vii)信頼する身分証明の有効期限;そして (viii)信頼する身分証明の発行場所;
(c) the vehicle registration number of any vehicle in which the member of crew is travelling and which is being transported by ship or by aircraft or by through train or shuttle train and, if the vehicle has a trailer, the trailer registration number;	(c) 乗組員が移動し、船、航空機、または直通列車または折り返し列車で輸送されているすべての車両の車両登録番号、および車両にトレーラーがある場合は、トレーラー登録番号。
(d) the number of crew on board the ship or aircraft or through train or shuttle train;	(d) 船、航空機、直通列車または折り返し列車に搭乗している乗組員の数
(e) the fact that the person is a member of crew; and	(e) その人が乗組員のメンバーであるという事実証明、そして
(f) in relation to crew on a ship— (i) the place of birth of the member of crew; and (ii) the rank, rating or equivalent of the member of crew.	(f) 乗組員と船舶の関係- (i) 乗組員の生まれた場所 (ii) 乗組員のランク、評価、または同等のもの
information which relates to passengers	乗客に関する情報
2. The information is—	
(a) the following information as provided on the passenger's travel document— (i) full name; (ii) gender; (iii) date of birth; (iv) nationality; (v) type of travel document held; (vi) number of travel document held; (vii) expiry date of travel document held; and (viii) issuing State of travel document held;	(a) 乗客の渡航文書に記載されている以下の情報- (i)フルネーム; (ii)性別; (iii)生年月日; (iv)国籍; (v)保持している渡航文書の種類; (vi)保持している渡航文書の数; (vii)保持している渡航文書の有効期限;そして (viii)保持している渡航文書の発行場所;
(b) where a travel document is not held, the following information— (i) full name; (ii) gender; (iii) date of birth; (iv) nationality; (v) type of identification relied upon; (vi) number of identification relied upon; (vii) expiry date of identification relied upon; and (viii) issuing State of identification relied upon;	(b) 渡航文書を保持していない場合、以下の情報- (i)フルネーム; (ii)性別; (iii)生年月日; (iv)国籍; (v)信頼する身分証明の種類; (vi)信頼する身分証明の数; (vii)信頼する身分証明の有効期限;そして (viii)信頼する身分証明の発行場所;
(c) the vehicle registration number of any vehicle in which the passenger is travelling and which is being transported by ship or by aircraft or by through train or shuttle train and, if the vehicle has a trailer, the trailer registration number.	(c) 乗組員が移動し、船、航空機、または直通列車または折り返し列車で輸送されているすべての車両の車両登録番号、および車両にトレーラーがある場合は、トレーラー登録番号。
Information which relates to a voyage or flight or international service	航海、フライト、または国際サービスに関連する情報
3. The information is—	3.情報は-
(a) flight number, ship name, train service number or carrier running number; (b) name of carrier; (c) nationality of ship; (d) scheduled departure date; (e) scheduled departure time; (f) scheduled arrival date; (g) scheduled arrival time; (h) place and country from which the voyage or flight or international service departed immediately prior to arrival into the United Kingdom; (i) place in the United Kingdom into which the voyage or flight or international service first arrives from overseas; (j) any place in the United Kingdom to which a voyage or flight or international service which has arrived into the United Kingdom from overseas will subsequently go; and (k) number of passengers.	(a) フライト番号、船名、列車サービス番号、または運送業者の運航番号。 (b) 運送業者の名前。 (c) 船の国籍; (d) 出発予定日。 (e) 予定された出発時間。 (f) 到着予定日。 (g) 到着予定時刻。 (h) 英国に到着する直前に、航海、フライト、または国際サービスが発した場所と国。 (i) 航海、フライト、または国際サービスが最初に海外から到着する英国内の場所。 (j) 海外から英国に到着した航海、フライト、または国際サービスがその後行く英国内の任意の場所。そして (k) 乗客数。

電子渡航認証制度（E S T A）の導入に
向けた調査研究業務
調査報告書

別添 2-1. 米国の業務調査結果

1. 業務に関する調査結果

(1) 調査方法

主に以下より調査を行った。

- ・ESTA 申請のホームページ
- ・Policy study on an EU Electronic System for travel Authorization (EU ESTA) Annexes (2011年)¹
- ・Advance Passenger Information System Pre-Departure Final Rule & Secure Flight Notice of Proposed Rule Making
- ・DHS PRE-DEPARTURE AIRCRAFT OPERATOR COMPLIANCE REQUIREMENTS REFERENCE GUIDE (2007年)²

(2) 関連用語

関連する用語を以下に示す。

表 1 関連用語

略称	英語表記	日本語表記
API	Advance Passenger Information	事前旅客情報
APP	Advance Passenger Processing	事前旅客処理
CBP	Customs and Border Protection	アメリカ合衆国税関・国境警備局
DHS	Department of Homeland Security	アメリカ合衆国国土安全保障省
ESTA	Electronic System for Travel Authorization	電子渡航認証システム
IAPI	Interactive Advance Passenger Information	対話型事前旅客情報
TRIP	Traveler Redress Inquiry Program	(米国) 渡航者向け苦情申し立てプログラム
TSA	Transportation Security Administration	アメリカ合衆国運輸保安庁
VWP	Visa Waiver Program	(米国) ビザ免除プログラム
-	Watch List	(米国) ウォッチリスト (搭乗拒否リストおよび監視リスト)

¹ Policy study on an EU Electronic System for travel Authorization (EU ESTA) Annexes
<https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/default/files/e-library/docs/pdf/esta_annexes_en.pdf>
(最終検索日：2021年4月14日)

² MODULE 2: DHS PRE-DEPARTURE AIRCRAFT OPERATOR COMPLIANCE REQUIREMENTS REFERENCE GUIDE
<<https://www.hsdl.org/?view&did=234144>> (最終検索日：2021年4月14日)

(3) 関連組織

関連する組織として、DHSがあり、その下にCBP、TSAがある。

DHSは公共の安寧の保持を所掌事務、CBPは税関や国境警備を担当、TSAは公共交通機関の安全性を保つことを任務としている。

1.1. 主要な業務内容及び業務フロー

(1) 調査結果概要

ESTAの発行時のフロー、IAPI (APP)のチェックイン時のフローが確認できた。その他として、TRIPと呼ばれる、空港などでのスクリーニングでのトラブルを回避するための登録があることが確認できた。

(2) 調査結果詳細

ア) 業務・プロセス

確認された3つの業務・プロセスを以下に示す。

① ESTAの発行

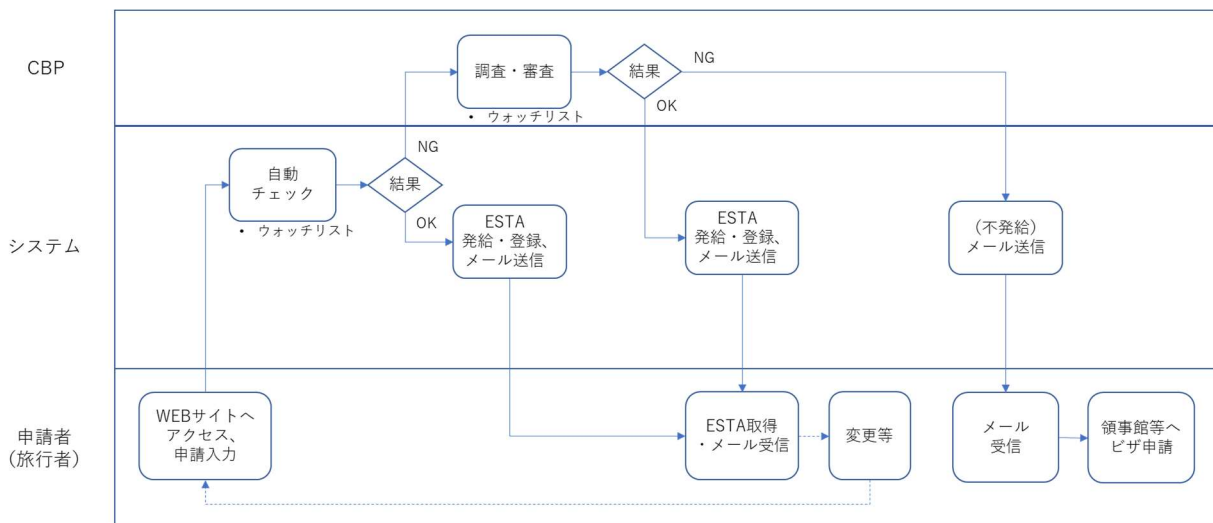


図 1 ESTAの発行

ESTAの申請画面に72時間という記載があることから、調査・審査がNGの場合でも72時間以内に対応していると思われる。

② API/IAPI (Secure Flight)

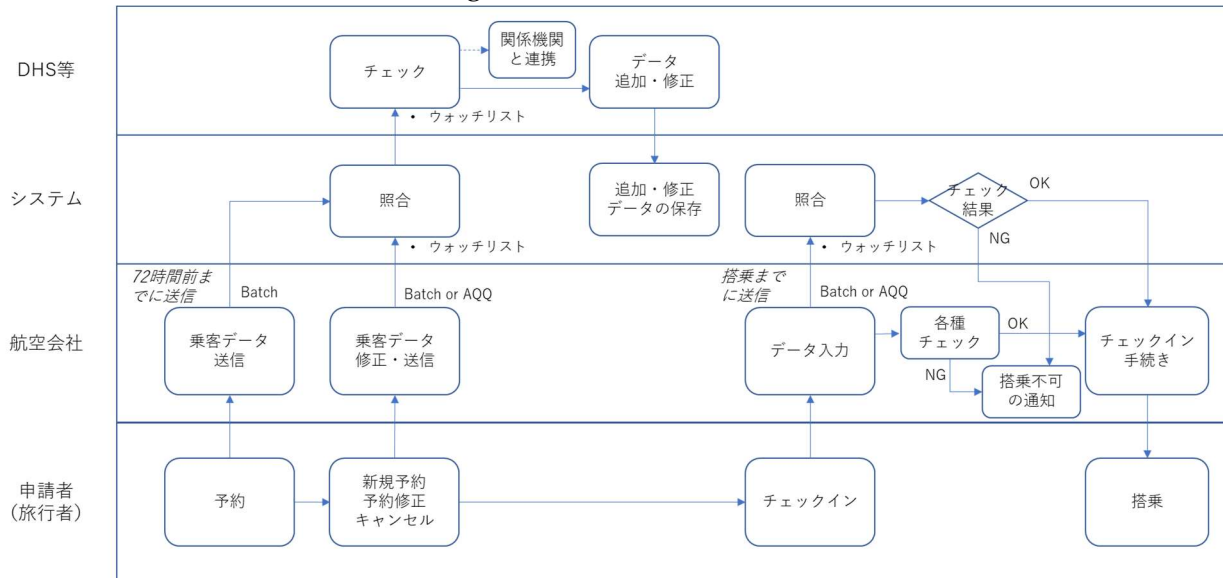


図 2 IAPI (APP) のチェックイン

システムにデータを送信する方法は大量データを一括で送信する Batch 形式と、双方向でやり取りする AQQ (APIS Quick Query) 方式がある。チェックイン時のデータ送信は、搭乗までに実施することとなっているが、Batch 方式で送信する場合は回答までに時間がかかるため、出発の 30 分前までに実施することが推奨されている。

なお、IAPI (Secure Flight Program (セキュアフライトプログラム)) 導入時までは、ウォッチリストを航空会社に配布し、これと乗客との照合を航空会社に課していたが、IAPI (Secure Flight Program (セキュアフライトプログラム)) 導入により、航空会社から DHS にこの責任が移ることとなった。上図の「ウォッチリスト」でウォッチリストとの照合を行っている。

③ TRIP

IAPI (Secure Flight Program (セキュアフライトプログラム)) 導入当初は、ウォッチリストとの照合での誤認によるチェックインやフライトの遅延や搭乗拒否が多発したようである。これを解消するために導入されたのが DHS TRIP であり、救済を求める問い合わせを受けた時に対応する業務である。その流れは以下のとおりである。

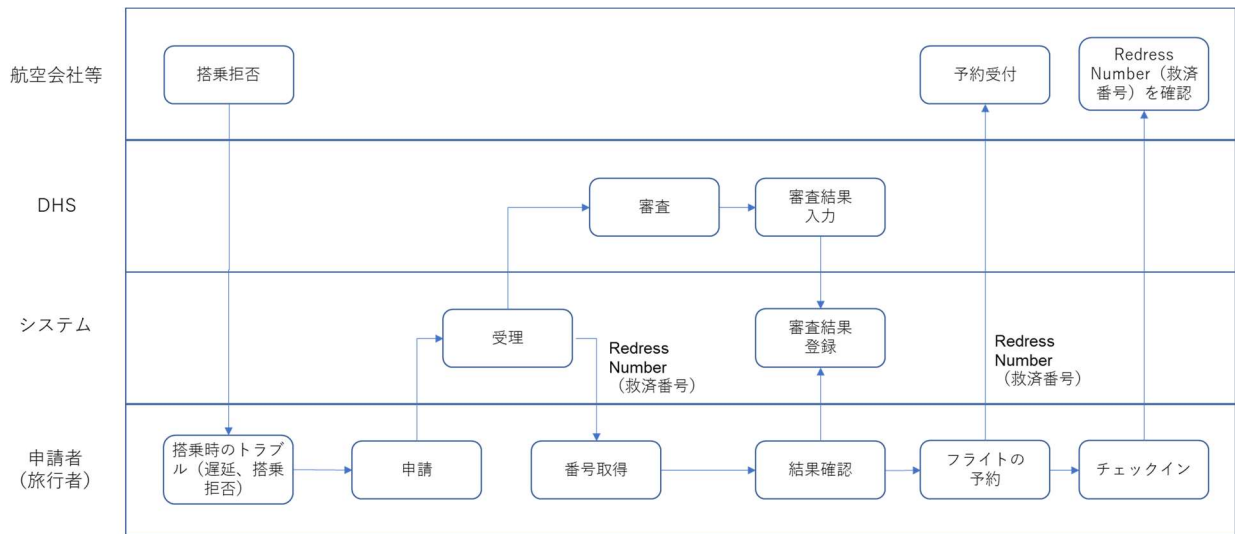


図 3 Redress Number (救済番号) の発行

1.2. 運用における職員体制及び運用費用

(1) 調査結果概要

職員体制及び運用費用については特に情報が得られなかったが、ESTA の電子申請のサポートとしては、24 時間電話対応が行われていることが確認できた。

なお、IAPI については、具体的には確認できなかったが、過去の FAQ では 24 時間のサポートが記載されていることが確認された。

(2) 調査結果詳細

ア) 組織等

関連する部署として、DHS、CBP があることが分かったが、対象業務に従事している具体的な人数や体制、費用については情報を得ることができなかった。

イ) サポート体制 (ESTA の申請)

ESTA の申請のサポートについては、日本のホームページ上では以下の 2 つの方法が記載されている。

- ・24 時間対応の電話 : Travel Communications Center (1-202-325-5120)
- ・CBP Info Center のオンラインフォーム

ただし、CBP Info Center のオンラインフォームは ESTA 専用というわけではなく、CBP 全体に対する問い合わせのフォームとなっている。

なお、電話については、シンガポール向け案内³では番号が「+1-202-344-3710」と日本とは異なっており、国ごとに対応窓口が設置されていると思われる。

ビザ免除プログラム対象国 (2021 年 3 月現在) の全ての米国大使館及び領事館 (U.S. Embassy) のホームページを確認したところ、ESTA 専用の問い合わせ窓口が確認できたものは以下のとおり。

表 2 在外公館のサポート案内状況

在外公館	問い合わせ先
在ドイツ米国大使館および領事館	電話 (CBP トラベルコミュニケーションセンター) : +1-202-325-5120 (月曜日から金曜日の 8 時から 16 時 (東部標準時))
在オーストリア米国大使館	電話 (ESTA ヘルプライン) : +1-202-344-3710 (月曜日から金曜日の 8 時から 16 時 (東部標準時) (現地時間 : 14 時から 22 時))
在スイス米国大使館	URL : http://www.ustraveldocs.com/ch/ch-niv-visawaiverinfo.asp

³ contact CBP's Travel Communications Center – ESTA Helpdesk: +1 (202) 344 3710. The ESTA helpdesk operations hours are 24. hours a day, 7 days a week, except closure on U.S. federal holidays.

在外公館	問い合わせ先
在フィンランド 米国大使館	URL : http://www.ustraveldocs.com/fi/fi-main-contactus.asp Eメール : support-finland@ustraveldocs.com 電話 (フィンランドの発信者) : 09-4245-1555 電話 (米国の発信者) : +1-703-520-2571 Skype : ustraveldocs-finland (通常の営業時間中)
在アイスランド 米国大使館	電話 (001) 202 344 3710.
在エストニア米 国大使館	Eメール : VWPEstonia@state.gov
在ラトビア米 国大使館	電話 +1 202 344 3710 (平日の 07:30 ~ 17:00 (EST)) e-mail U.S. Customs and Border Protection Information Center. ※リンクとなっているが、メール送付先が示されるわけではなく、CBP のホームページが表示される
在リトアニア米 国大使館	電話 +1 202 344 3710 (平日の 07:30 ~ 17:00 (EST)) e-mail U.S. Customs and Border Protection Information Center. ※リンクとなっているが、メール送付先が示されるわけではなく、CBP のホームページが表示される
在日米国大使館 および領事館	電話 (トラベルコミュニケーションセンター) : +1-202-325-5120 (24 時間対応)
在韓国米国大使 館および領事館	URL : https://www.ustraveldocs.com/kr/kr-niv-visawaiverinfo.asp
在シンガポール 米国大使館	URL (CBP 情報センター) : https://help.cbp.gov/app/answers/list/kw/esta/ 電話 (CBP トラベルコミュニケーションセンター (ESTA ヘルプデスク)) : +1-202-344-3710 (米国の連邦休日の休業日を除き、24 時間年中無休)
在オーストラリ ア米国大使館お よび領事館	Eメール : support-australia@ustraveldocs.com
在ニュージーラ ンド米国大使館 および領事館	Eメール : support-newzealand@ustraveldocs.com
在チリ米国大使 館	電話 (ESTA ホットライン) : +1-202 344-3710

なお、「ustraveldocs.com」に誘導するものがいくつかあるが、米国はビザ申請のサポート業務をここに委託しているようである (日本もビザの案内ではこ

こへのリンク⁴がある)。また、いくつかの問い合わせ先 (+1-202-344-xxxx) に電話したところ、「現在使われておりません」となり、繋がらなかった。

ウ) サポート体制 (API)

Secure Flight Program (セキュアフライトプログラム) 導入時の FAQ に API の記載があり、そこで継続して 24 時間の電話サポートを DHS が継続する旨の記載があった。性質上、現状でも 24 時間のサポートを実施していると思われる。

以上

⁴ 在日米国大使館・領事館「非移民ビザ」 <<https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/nonimmigrant-visas-ja/>>上に「グローバルサポートサービス (GSS) のウェブサイト」として <https://www.ustraveldocs.com/jp_jp/index.html>へのリンクがある。

電子渡航認証制度（E S T A）の導入に
向けた調査研究業務
調査報告書

別添 2-2. オーストラリアの業務調査結果

1. 業務に関する調査結果

(1) 調査方法

主に以下より調査を行った。

- ・ETA 申請のホームページ
- ・Australian BORDER FORCE のホームページ¹
- ・Advance Passenger Processing (APP) Arrivals and Departures Manual (2020年)²
- ・ANAO レポート (Electronic Travel Authority (1999年))³
- ・ICAO 資料 (Australian Advanced Passenger Processing (APP) (2017年))⁴
- ・Policy study on an EU Electronic System for travel Authorization (EU ESTA) Annexes⁵

(2) 関連用語

関連する用語を以下に示す。

表 1 関連用語

略称	英語表記	日本語表記
ABF	Australian Border Force	オーストラリア国境警備隊
ANAO	Australian National Audit Office	オーストラリア国家監査局
API	Advance Passenger Information	事前旅客情報
APP	Advance Passenger Processing	事前旅客処理

¹ Australian Border Force 「CROSSING THE BORDER」

<<https://www.abf.gov.au/entering-and-leaving-australia/crossing-the-border/passenger-movement/advance-passenger-processing>>

² Advance Passenger Processing (APP) Arrivals and Departures Manual

<<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/files/advance-passenger-processing.pdf>> (最終検索日：2021年4月14日)

³ AUDITOR-GENERAL REPORT NO.3 OF 1999–2000 Electronic Travel Authority

<https://www.anao.gov.au/sites/default/files/anao_report_1999-00_03.pdf> (最終検索日：2021年4月14日)

⁴ Australian Advanced Passenger Processing (APP)

<<https://www.icao.int/Meetings/TRIP-Symposium-2017/Presentations/Franzi.pdf>> (最終検索日：2021年4月14日)

⁵ Policy study on an EU Electronic System for travel Authorization (EU ESTA) Annexes

<https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/default/files/e-library/docs/pdf/esta_annexes_en.pdf> (最終検索日：2021年4月14日)

略称	英語表記	日本語表記
BOC	Border Operations Centre	(オーストラリア) 国境オペレーションセンター
DAL	Document Alert List	(オーストラリア) 渡航文書警戒リスト MAL の構成要素
DHA	Department of Home Affairs	オーストラリア政府内務省
ETA	Electronic Travel Authority	(オーストラリア) 電子渡航許可
IAPI	Interactive Advance Passenger Information	対話型事前旅客情報
ICAO	International Civil Aviation Organization	国際民間航空機関
MAL	Movement Alert List	(オーストラリア) 移動警戒リスト MAL には補助的なデータベースとして DAL と PAL がある
OMARA	Office of the Migration Agents Registration Authority	オーストラリア政府移住手続代行業者認定局
PAL	Person Alert List	(オーストラリア) 個人経歴警戒リスト MAL の構成要素

(3) 関連組織

関連する組織として、DHA と ABF がある。

DHA はビザや ETA の発行を管轄し、ABF は国境に関する法の執行および関税に関する業務を行う機関である。

1.1. 主要な業務内容及び業務フロー

(1) 調査結果概要

ETA の発行時のフロー、IAPI (APP) のチェックイン時のフローが確認できた。その他として、IAPI (APP) の障害時の対応、MAL と呼ばれる要注意情報のメンテナンスに関する記述が確認できた。

(2) 調査結果詳細

ア) 業務・プロセス

確認された 4 つの業務・プロセスを以下に示す。

① ETA の発行

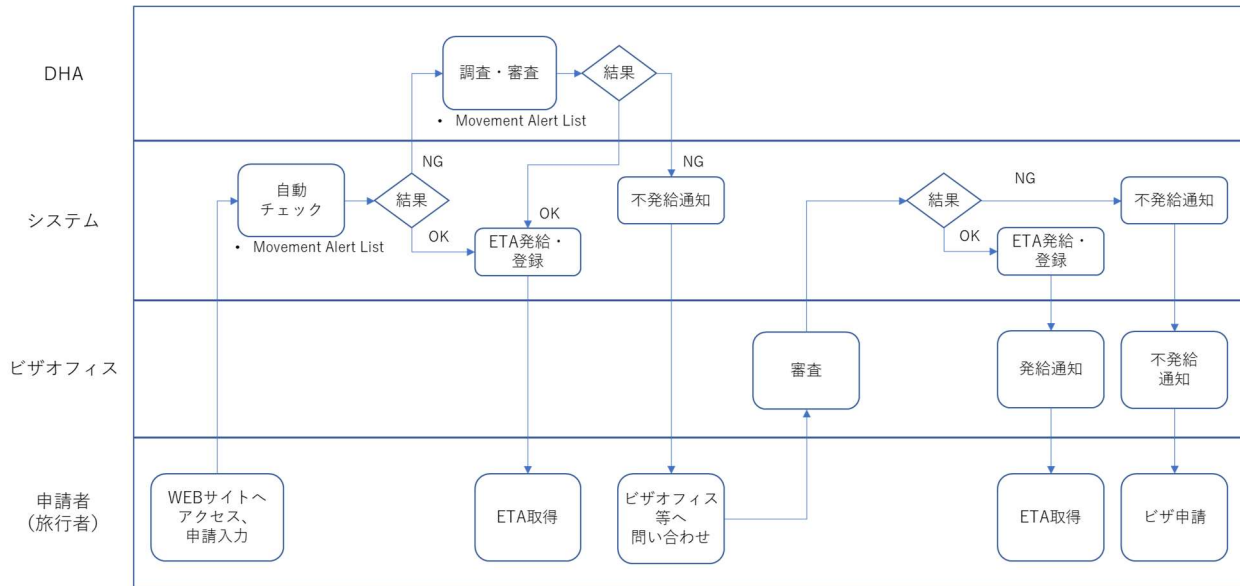


図 1 ETA の発行

基本的には、自動チェックの結果が画面上に即時に表示されるが、自動チェックで問題があった場合は 12 時間以内に回答される。⁶

また、不発給（認証拒否）となった場合は最寄りのビザオフィスでの対応となる⁷が、日本の場合は「ETA additional information form」と呼ばれる様式に記入し、パスポートのコピーとともに Web フォームから送信する方法⁸もあるようである。

⁶ ETA 申請サイト「よくある質問」<<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-text/eta/Pages/ja/Faqs.aspx>>（最終検索日：2021 年 3 月 8 日）

「12 時間ほど経ってから、「Check an ETA」を使って許可が下りたかどうか確認してください。」とある。

⁷ ETA 申請サイト「よくある質問」<<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-text/eta/Pages/ja/Faqs.aspx>>（最終検索日：2021 年 3 月 8 日）

「申請が不許可になった場合は、最寄りのオーストラリアのビザオフィスにて手続きを完了してください。」とある。

⁸ 在日オーストラリア大使館「ETA 申請についての Q&A」

<<https://japan.embassy.gov.au/kyojapanese/ETA601.html>>（最終検索日：2021 年 3 月 8 日）

「パスポートコピー及び記入済みの ETA additional information form を Australian Immigration Enquiry Form までお送り下さい。」とある。

不発給（認証拒否）となった場合でも、ビザオフィスのフォローアップを受けて、ETAが発給される場合があると推察される。⁹また、ビザオフィスのフォローアップを受けてもETAが発給されない場合は、訪問ビザ（サブクラス 600）の申請できると推察される。¹⁰

② IAPI (APP)

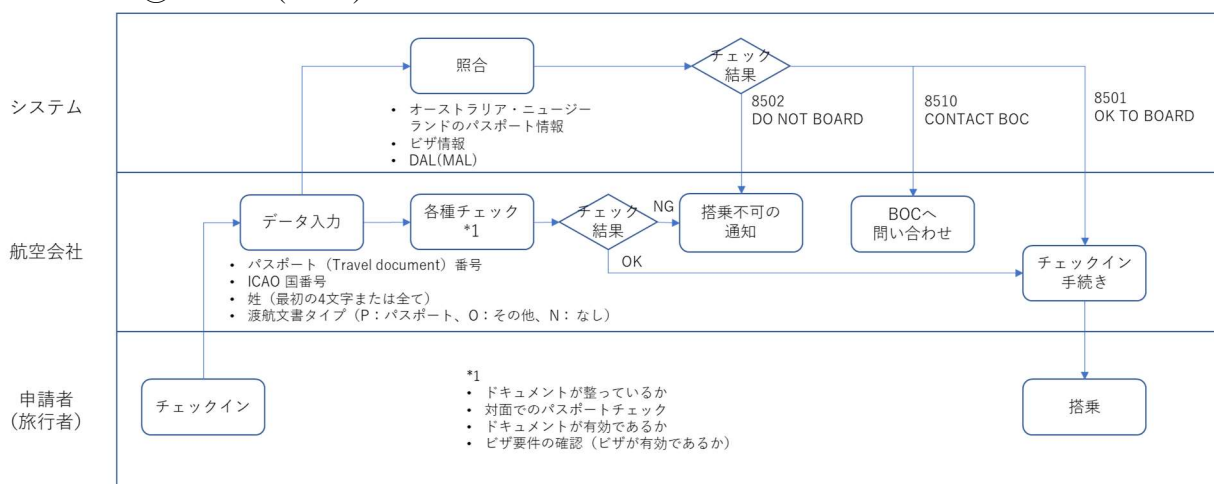


図 2 IAPI (APP)

⁹ ETA 申請サイト「よくある質問」<<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-text/eta/Pages/ja/Faqs.aspx>> (最終検索日: 2021年3月8日)

「オーストラリアのビザオフィスがETA申請のフォローアップをする場合は、二重にETA手数料を請求されることはありません。」とある。

¹⁰ オーストラリア政府観光局「ビザ、税関、検疫に関するよくある質問」

<<https://www.australia.com/ja-jp/facts-and-planning/useful-tips/visa-customs-and-quarantine-faq.html>> (最終検索日: 2021年3月16日)

「訪問ビザは、eVisitorビザまたは電子入国許可(ETA)ビザの取得資格がない方に向けたビザです。観光または商用で、オーストラリアに3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月滞在できます。申請には手数料が必要です。」とある。

③ IAPI (APP) の障害時

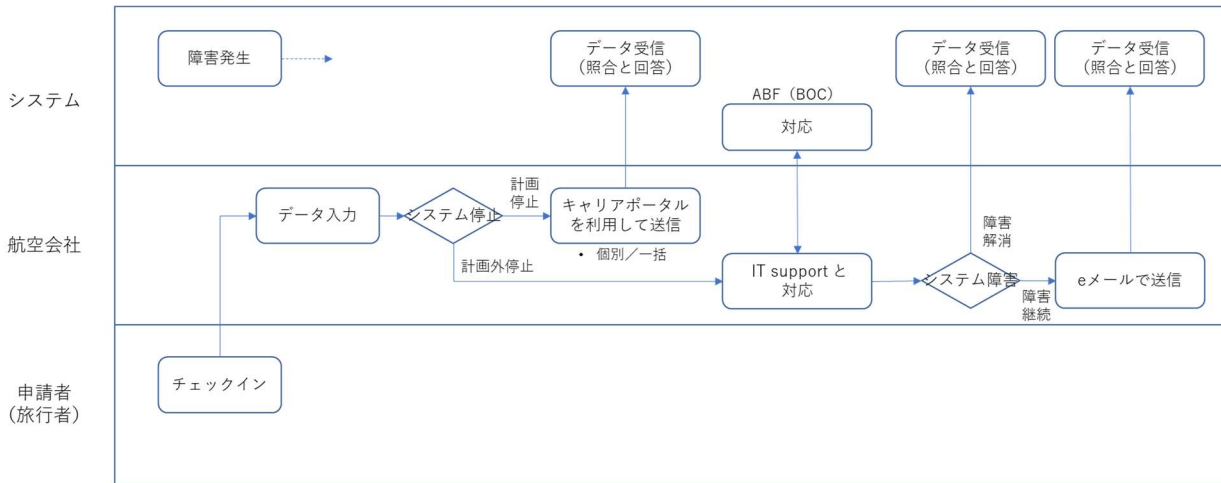
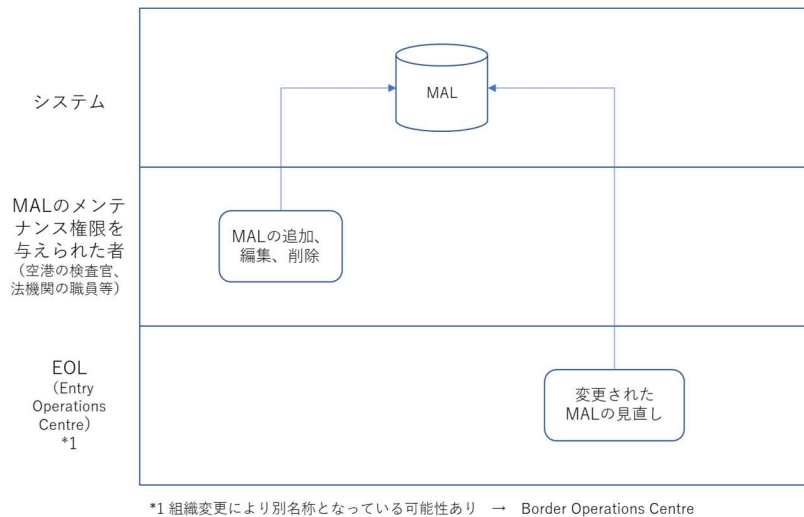


図 3 IAPI (APP) の障害時

④ MAL の管理



*1 組織変更により別名称となっている可能性あり → Border Operations Centre

図 4 MAL の管理

1.2. 運用における職員体制及び運用費用

(1) 調査結果概要

職員体制及び運用費用については特に情報が得られなかった。

オーストラリアではビザの発行等を外部に委託しており、ETA の発行が行われなかった場合は、領事館に行く以外に、外部委託業者からサポートを受けることが可能となっているなど、全体的に米国と比較して手厚くサポートを受けることができる体制となっている。

なお、IAPI(APP)のヘルプデスクも設置されており、BOC(Border Operations

Centre) が 24 時間 365 日対応、電子メールまたは電話で対応している。

(2) 調査結果詳細

ア) 組織等

関連する部署として、DHA、ABF があることが分かったが、対象業務に従事している具体的な人数や体制、費用については情報を得ることができなかった。

DHA はビザの発行に関する業務を民間企業に委託しており、OMARA が管理を行っている。¹¹ OMARA のホームページより、委託事業者の検索が可能であるほか、ETA 申請のホームページにおいてもオーストラリアのビザオフィスや ETA 相談窓口を探せるようになっている。

イ) サポート体制 (ETA の申請)

ETA 申請ホームページ上には、以下のサポートの紹介が行われている。

① よくある質問 (FAQ)

よくある質問がまとめられている。

なお、FAQ に ETA が発給されなかった場合の対応が記載されており、ビザの種類を説明し、ビザの取得を促すものとなっている。

② フォームでの問い合わせ

問い合わせフォームも利用可能となっている。問い合わせフォームは DHA のホームページ上にあり、そこへリンクされる (いくつかのフォームが表示されるが、「Electronic Travel Authority (ETA) Request for further processing form」が該当するものと思われる)

③ サポート先の紹介

ETA 申請ホームページ上より、「Help and Support」→「Who can help you with your application?」と選択すると、OMARA に登録された委託事業者の紹介と、通訳サービスの紹介が行われている。

通訳サービスも同様に、通訳サービスのホームページ¹²にリンクされる。通訳サービスは、電話通訳は無料で利用でき、オンサイト通訳は有料での利用となる。

④ 電話連絡先、オフィス等所在地の紹介

ETA 申請ホームページ上より、「Help and Support」→「Contact us」と

¹¹ Australian Government Department of Home Affairs 「Office of the Migration Agents Registration Authority」 <<https://www.mara.gov.au/>>

¹² Australian Government Department of Home Affairs 「Translating and Interpreting Service」 <<https://www.tisnational.gov.au/>>

選択すると、電話連絡先の紹介及びオフィス等所在地が紹介されている。

電話はオーストラリアにある Global Service Centre に繋がり、受付時間は月曜～金曜の 9 時から 17 時（旅行者の現地時間）となっている（休日等は除く）。カントリーコードを入力することにより、現地の大使館やヘルプデスクに転送されるものと思われる¹³。

オフィス所在地は、国を選択することにより表示される。

ウ) サポート体制 (APP)

Australian BORDER FORCE のホームページに、航空会社向けの問い合わせ窓口等の表示がある。サポートは 24 時間 365 日となっている。

・「Phone: +61 1300 368 126 or +61 (02) 6264 1301 – select “1 EOC/BOC”.」

・「Email: BOC@abf.gov.au」

以上

¹³ 以下の記述より推察「If calling from a landline please make sure you use your international dialling code (IDD), country code and the GSC number. Embassy and High Commission staff in these locations will direct you to the same service.」

電子渡航認証制度（E S T A）の導入に
向けた調査研究業務
調査報告書

別添 2-3. IAPI のみ導入国の業務調査結果

1. 業務に関する調査結果

1.1. 全体概要

IAPI に関する業務については、公開されている情報がほとんどなく、韓国・イスラエルから多少の情報が得られたのみであった。

なお、情報が少ない理由としては、IAPI は ICAO 等でルールが整備されていること、システムが行うチェックやその回答の仕組みが単純なものであることが考えられる。

1.2. 韓国の調査結果

(1) 調査方法

以下より調査を行った。

- ・ Aviation Security Panel 3 : Advance Passenger Information (API)/Submitted by: Korean Air (2005 年)¹

(2) 関連用語

関連する用語を以下に示す。

表 1 関連用語

略称	英語表記	日本語表記
API	Advance Passenger Information	事前旅客情報
ESTA	Electronic System for Travel Authorization	電子渡航認証システム
IAPI	Interactive Advance Passenger Information	対話型事前旅客情報
ICAO	International Civil Aviation Organization	国際民間航空機関
KOCA	Korea Office of Civil Aviation	大韓国民間航空当局
MOEF	Ministry of Economy and Finance	大韓民国企画財政部
MOLIT	Ministry of Land, Infrastructure and Transport	大韓民国国土交通部

(3) 関連組織

関連する組織として、MOLIT があり、その下に KOCA がある。また、IAPI の整備・運用については、MOEF が担当している可能性がある。

¹ Advance Passenger Information (API)

<http://mddb.apec.org/Documents/2005/CTTF/STAR/05_star_009.pdf> (最終検索日：2021 年 4 月 14 日)

1.2.1. 主要な業務内容及び業務フロー

(1) 調査結果概要

韓国の IAPI についての調査では、あまり情報は得られなかったが、大韓航空が発表している資料に多少の情報があったため、それを基に業務フローの推察を行った。

IAPI を使い、チェックイン時に情報のやり取りを行っているが、厳密な身元チェックを行い、搭乗の可否を判断しているかどうかは確認できなかった。

他の国の調査も実施したが、ESTA を導入していない、IAPI のみ導入国については特に業務についての説明はなく、あってもやり取りするデータのフォーマットに関するもののみであった。これは IAPI については ICAO 等でルールが整備されていること、システムが行うチェックやその回答が単純なものであることが理由であると考えられる。

(2) 調査結果詳細

ア) 業務・プロセス

確認された IAPI の業務・プロセスを以下に示す。

① IAPI (搭乗・出発)

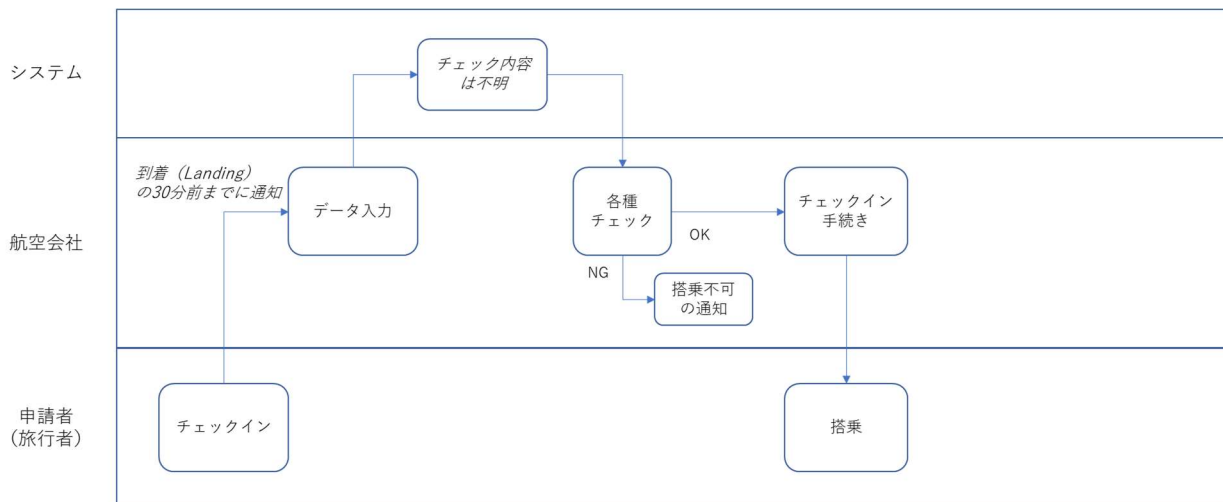


図 1 IAPI (搭乗・出発)

参照した文書には、導入時の課題が記載されており、以下に示す。

- ・ 1名あたり約9秒、フライト当たり250名で37分かかり、現場の負荷が高い
- ・ 上記対応による乗客サービスの低下
- ・ 一部の空港ではインフラが貧弱であり、対応が困難（中国や大分、福岡、鹿児島等）
- ・ 近隣国（日本、中国）では、到着の30分前というルールを守るのが困難

上記に対応して実施した内容を以下に示す。

- ・転送データの形式を標準的な形式に変更
- ・Korea Custom Office が 349 のパスポートリーダーを海外の空港へ提供
- ・インフラが貧弱な空港に対する制限時間の延長（インフラが貧弱な近隣国のほか、チャーター便も）

1.2.2, 運用における職員体制及び運用費用

(1) 調査結果概要

各組織の具体的な職員体制、及び運用費用については調査したが、特に情報を得ることができなかった。

IAPI のヘルプデスクについては、確認できなかった。

1.3. イスラエルの調査結果

(1) 調査方法

業務に関する情報は調査により得ることができなかった。

(2) 関連用語

関連する用語を以下に示す。

表 2 関連用語

略称	英語表記	日本語表記
API	Advance Passenger Information	事前旅客情報
ESTA	Electronic System for Travel Authorization	電子渡航認証システム
IAPI	Interactive Advance Passenger Information	対話型事前旅客情報
PIBA	Population and Immigration Authority	イスラエル政府人口・移民・国境局

(3) 関連組織

関連する組織として、PIBA がある。

PIBA は国民、居住者、外国人の法的地位の規制や、外国人の居住や雇用に関する法律の施行等を行う様々な政府機関の連携を強化するために設立された。

1.3.1. 主要な業務内容及び業務フロー

(1) 調査結果概要

イスラエルの業務に関する情報はあまり得られなかったが、イスラエルが公開している IAPI の導入ガイドラインから多少の情報を得ることができた。

(2) 調査結果詳細

ア) 業務・プロセス

イスラエルについて、業務に関する情報はあまり得られなかったが、「Advanced Passenger Processing System (APP) Implementation Guidelines for Airlines(2020年改訂)」にフローがあったので、その内容を以下に示す。

① IAPI (搭乗・出発)

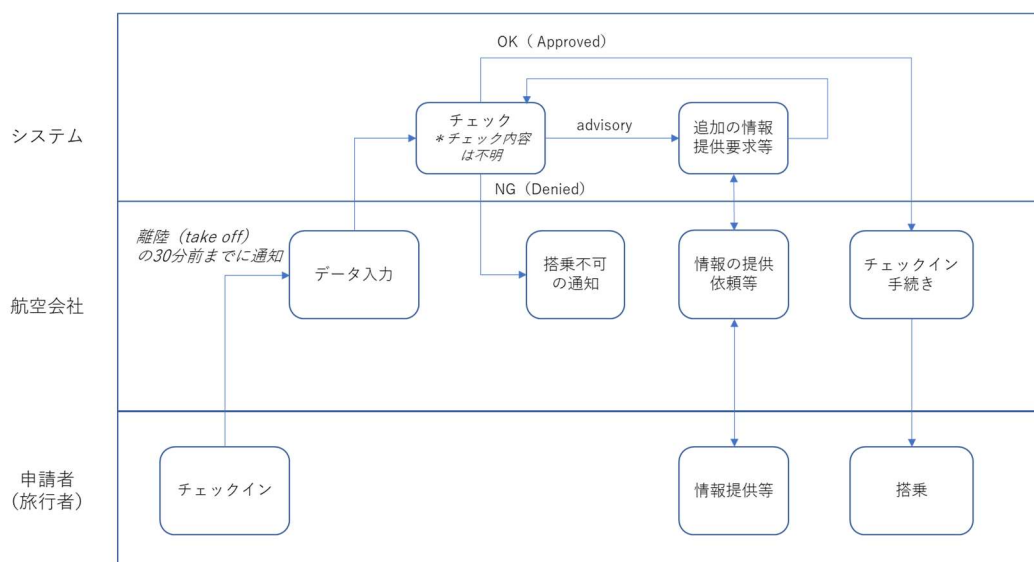


図 2 IAPI (搭乗・出発)

なお、一度搭乗許可した後に、搭乗不可のステータスに変更となる場合もあと記載されており、その場合はシステムからのメッセージのほか、電話でも連絡が行われる。

1.3.2. 運用における職員体制及び運用費用

(1) 調査結果概要

各組織の具体的な職員体制、及び運用費用については調査したが、特に情報を得ることができなかった。

IAPI のヘルプデスクについては、確認できなかった。

以上

電子渡航認証制度（E S T A）の導入に
向けた調査研究業務
調査報告書

別添 3-1. 米国のシステム調査結果

1. システムに関する調査結果

(1) 調査方法

主に以下より調査を行った。

- ESTA 申請のホームページ
- 在日米国大使館・領事館のホームページ
- Strengthening Security of the VWP through Enhancements to ESTA¹
- Message Implementation Guideline for Airlines UNEDIFACT PAXLSTCUSRES Message Sets v4.2² (2016 年)
- The US Visa Waiver Program Facilitating Travel and Enhancing Security(2017 年)³
- Policy study on an EU Electronic System for travel Authorization (EU ESTA) Annexes⁴

(2) 関連用語

関連する用語を以下に示す。

表 1 関連用語

略称	英語表記	日本語表記
API	Advance Passenger Information	事前旅客情報
APIS	Advance Passenger Information System	事前旅客情報システム
APP	Advance Passenger Processing	事前旅客処理
CBP	Customs and Border Protection	アメリカ合衆国税関・国境警備局

¹ U.S. Customs and Border Protection

<<https://www.cbp.gov/travel/international-visitors/esta/enhancements-to-esta-faqs>>

² Message Implementation Guideline for Airlines UN/EDIFACT PAXLST/CUSRES Message Sets v4.2

<https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2016-Sep/DHS_CUG_v4%202_09-06-2016_Pt%204_EDIFACT.pdf> (最終検索日：2021 年 4 月 14 日)

³ The US Visa Waiver Program Facilitating Travel and Enhancing Security

<<https://www.chathamhouse.org/sites/default/files/publications/research/2017-10-25-us-visa-waiver-wasem.pdf>> (最終検索日：2021 年 4 月 14 日)

⁴ Policy study on an EU Electronic System for travel Authorization (EU ESTA) Annexes

<https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/default/files/e-library/docs/pdf/esta_annexes_en.pdf> (最終検索日：2021 年 4 月 14 日)

略称	英語表記	日本語表記
DHS	Department of Homeland Security	アメリカ合衆国国土安全保障省
DV	Document Validation	文書検証
ESTA	Electronic System for Travel Authorization	電子渡航認証システム
IAPI	Interactive Advance Passenger Information	対話型事前旅客情報
TRIP	Traveler Redress Inquiry Program	(米国) 渡航者向け苦情申し立てプログラム
TRIPS	Traveler Redress Inquiry Program System	(米国) 渡航者向け苦情申し立てプログラムシステム
TSA	Transportation Security Administration	アメリカ合衆国運輸保安庁
TSDB	Terrorist Screening Database	(米国) テロリストスクリーニングデータベース
VWP	Visa Waiver Program	(米国) ビザ免除プログラム
-	Watch List	(米国) ウォッチリスト (搭乗拒否リストおよび監視リスト) ウォッチリストは TSDB を基に作成される

1.1. システム化の範囲及びシステム関連図

(1) 調査結果概要

以下のシステムが確認された。

①ESTA

インターネットを通じて ESTA の申請受付・審査・認証を行う。

2009 年 1 月から ESTA の事前取得が義務化され、2010 年 3 月からは ESTA の事前取得がない場合は航空機への搭乗手続きができなくなった(本格運用開始)。

2009 年 10 月 1 日から 2010 年 3 月 16 日までの間、DHS は 17,447,000 件の ESTA 申請を処理した。処理件数に申請不許可の件数が含まれているかについては、情報を得られなかった。

②APIS (IAPI)

航空会社等のシステムと連携し、API の受信、搭乗判定を行う。

2009 年 10 月に Secure Flight Program (セキュアフライトプログラム) として導入された。

③TRIPS

誤ってウォッチリストの人物と識別された旅客からの救済を求める申請を受理し、審査完了後、審査結果の登録を行う。

その他、渡航希望者に対する審査等を実施するための情報を提供する、各種システムがある。

(2) 調査結果詳細

ア) システム関連図

確認されたシステムの関連を以下に示す。

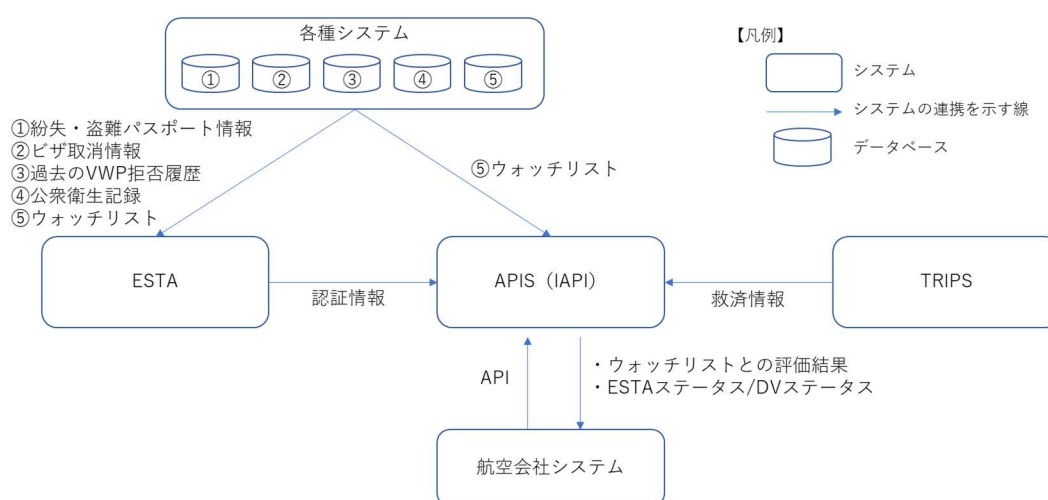


図 1 システム関連図

各種システムと ESTA、APIS (I-API) とのデータ連携は、各種システムからのデータ送信により同期が行われる。

イ) システムの内容

確認された各システムの内容を以下に示す。

① ESTA

インターネット (<https://esta.cbp.dhs.gov/esta/>) から、ESTA の申請を受け付け、認証の審査を行い、結果を通知する。

ESTA は APIS (I-API) と並行して導入が進められ⁵、2007 年 8 月にシス

⁵ Policy study on an EU Electronic System for travel Authorization (EU ESTA)

<https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/default/files/e-library/docs/pdf/esta_main_en.pdf> (最終検索日：2021 年 4 月 14 日)

テム構築が承認されると、2008年8月にはESTAの利用が可能となり、「自発的」な利用による運用が開始された。その後、2009年1月に暫定運用（取得が必須だが渡航できる、またはペナルティが免除される状態と思われる）⁶が開始され、2010年3月に本格運用が開始された。

主な機能は以下のとおり。

- ・ Web からの申請受付

Web フォームより、申請の受付を行う。

申請費用はクレジットカード／デビットカードまたは PayPal（ペイパル）で支払い⁷を行い、申請結果に依らず必要となる処理費用 4US ドル、認証された場合は発生する認証費用 10US ドルが徴収される。

確認された ESTA 申請情報を以下に示す。（2021 年 2 月現在）

表 2 ESTA 申請情報

#	申請項目	必須/任意	書式
1 申請者情報			
1-1	姓 / Surname	必須	入力
1-2	名 / Given name	必須	入力
1-3	別名の有無	必須	選択
1-3-1	姓 / Surname (別名)	必須	入力
1-3-2	名 / Given name (別名)	必須	入力
1-4	性別	必須	選択
1-5	生年月日	必須	選択
1-6	国籍	必須	選択
2 連絡先情報			
2-1	E メールアドレス	必須	入力
2-2	E メールアドレス (確認用)	必須	入力
2-3	電話番号	必須	入力
2-4	電話種別	必須	選択
3 住所情報			
3-1	郵便番号	必須	入力
3-2	都道府県	必須	入力
3-3	市区町村	必須	入力
3-4	丁番地	必須	入力

⁶ Informed Compliance と呼ばれる。

⁷ アメリカ合衆国税関・国境警備局「公式 ESTA の申請（よくある質問）」
<https://esta.cbp.dhs.gov/faq?lang=ja>（最終検索日：2021年3月8日）

#	申請項目	必須/任意	書式
3-5	建物名	任意	入力
3-6	部屋番号	任意	入力
4 パスポート情報			
4-1	パスポート番号	必須	入力
4-2	パスポート発行日年月日	必須	選択
4-3	パスポート有効期限満了日	必須	選択
5 他国のパスポート・国家身分証明書の有無			
5-1	他国のパスポート有無	必須	選択
5-1-1	発給国	必須	選択
5-1-2	種類	必須	選択
5-1-3	ID 番号	必須	入力
5-1-4	有効期限	必須	選択
6 出生国・出生都市			
6-1	出生国	必須	選択
6-2	出生都市	任意	入力
7 他国での国籍・市民権の有無			
7-1	他国籍の有無（現在）	必須	選択
7-1-1	他国籍 現在	必須	選択
7-1-2	他国籍取得の経緯	必須	選択
7-2	他国籍の有無（過去）	必須	選択
7-2-1	他国籍 過去	必須	選択
8 CBP GE メンバー			
8-1	CBP GE メンバーですか？	必須	選択
8-1-1	GE メンバーシップ番号	必須	入力
9 渡航情報			
9-1	米国への渡航目的は、他国へ乗り継ぐためですか？	必須	選択
9-1-1	滞在先の住所、電話番号を登録しますか？	必須	選択
9-1-1-1	滞在先 名称	任意	入力
9-1-1-2	滞在先 州	任意	選択
9-1-1-3	滞在先 都市名	任意	入力
9-1-1-4	滞在先 通り名 丁番地	任意	入力
9-1-1-5	滞在先 建物名	任意	入力
9-1-1-6	滞在先 部屋番号	任意	入力
9-1-1-7	滞在先 電話番号	任意	入力
10 就労経験			
10-1	現在または過去に就労経験はありますか？	必須	選択
10-1-1	雇用者名（いずれか必須（雇用状況選択、雇用者名入力））		

#	申請項目	必須/任意	書式
10-1-1-1	雇用者名（雇用状況選択）	任意	選択
10-1-1-2	雇用者名（雇用者名入力）	任意	入力
10-1-2	雇用者 都道府県	任意	入力
10-1-3	雇用者 市区町村	任意	入力
10-1-4	雇用者 丁番地	任意	入力
10-1-5	雇用者 建物名	任意	入力
10-1-6	雇用者 電話番号	任意	入力
10-1-7	職名	任意	入力
11 SNS アカウント			
11-1	SNS アカウントを登録しますか？	必須	選択
11-1-1	利用している SNS	必須	選択
11-1-2	SNS での ID または呼び名	必須	入力
12 緊急連絡先			
12-1	連絡先を登録しますか？	必須	選択
12-1-1	姓	任意	入力
12-1-2	名	任意	入力
12-1-3	E メールアドレス	任意	入力
12-1-4	緊急時電話	任意	入力
13 両親の名前			
13-1	両親の名前を登録しますか？	必須	選択
13-1-1	姓 / Surname	任意	入力
13-1-2	名 / Given name	任意	入力
13-1-3	姓 / Surname	任意	入力
13-1-4	名 / Given name	任意	入力
14 質問事項			
14-1	[質問 1]精神疾患、薬物依存、疾病などの有無	必須	選択
14-2	[質問 2]逮捕、犯罪歴の有無	必須	選択
14-3	[質問 3]違法薬物の所持、使用の有無	必須	選択
14-4	[質問 4]テロやスパイ行為の有無	必須	選択
14-5	[質問 5]違法なビザの取得、詐欺行為の有無	必須	選択
14-6	[質問 6]未許可の就労意図の有無	必須	選択
14-7	[質問 7]ビザの否認、入国拒否の有無	必須	選択
14-8	[質問 8]超過滞在の有無	必須	選択
14-9	[質問 9]特定国への渡航歴の有無	必須	選択
15 同意事項			
15-1	「免責事項」および「利用規約」に同意する	必須	選択

・ Web からの変更受付

Web 上から認証された申請内容を変更することが可能となっている。Eメールアドレス、目的地の住所や旅行日程などの情報の更新は義務ではないが、変更することを推奨されている。パスポートの有効期限、パスポート番号、身分事項（名前、生年月日、性別や国籍）の修正はできず、再申請が必要となる。

・ 審査支援

Web フォーム上から入力された情報を基に、ビザ免除プログラム (VWP) の利用資格があるか、及び米国向け飛行機への搭乗リスクがないかシステムでチェックを行い、問題等がある場合は審査員による審査の支援を行えるようになっていていると思われる。

なお、このチェック（スクリーニング）は新しく追加されるテロリスト情報等に対応するため、ESTA 認証後も毎日行われる。

・ 認証・ 認証通知

審査の結果に応じて、ESTA の申請は認証または認証拒否される。審査の結果は画面から確認する。審査結果は、即時判定される⁸とあるが、数分程度かかるのが一般的⁹なようである。ESTA 申請の回答には渡航認証許可、渡航認証保留、渡航認証拒否の 3 通りの回答があり、渡航認証保留の場合でも 72 時間以内に結果を画面上から確認することができる。

・ 期限切れ・ 失効通知

ESTA は 2 年間有効であるが、期限が近付くと期限切れに近いことを知らせる電子メールを送信する。有効期限が切れた場合には、新規の ESTA 申請手続が必要となる。

また、一度は認証されたものの、その後取消しが行われるケースもあり¹⁰、その場合も電子メールが送信される。ESTA が取り消されたことを伝える電子メールを受信した場合には、非移民ビザを申請することが勧められている。

⁸ 在日米国大使館・領事館のホームページのよくある質問には、「ほとんどのケースでは、ESTA はビザ免除プログラムを利用して渡航する申請者の適格性を即時判定します。」とある。

⁹ 即時から数分程度に変更となったと近畿日本ツーリストのホームページにある。

近畿日本ツーリスト「ESTA 電子渡航認証のご案内」

<<https://www.knt.co.jp/holiday/operate/i94w.html>>

¹⁰ 具体的なケースとしては、制度変更により、「2011 年 3 月 1 日以降にイラン、イラク、北朝鮮、スーダン、シリア、リビア、ソマリア、イエメンに渡航また滞在したことがある人」、及び「ビザ免除プログラム参加国の国籍と、イラン、イラク、北朝鮮、スーダン、またはシリアのいずれかの国籍を有する二重国籍者の人」は VWP の対象外となり、その対象者の ESTA が取り消された例がある。

- ・リスク情報の収集（連携）機能

審査に使用される各種リスク情報について、関係システムと連携される。TSDB を基に作成されるウォッチリストは、ほぼリアルタイムに CBP に送信されることが確認できたが、他のデータについてはタイミングや連携方法について確認ができなかった。

② APIS (IAPI)

航空会社等と CBP との間で API を連携するシステムである。航空会社から送信されてきた API は TSDB と照合され、搭乗の可否等について航空会社へ回答する。

APIS (IAPI) の導入は段階的に行われたようである。もともと API は導入されていたが、IAPI への移行を順次進め、2006 年に「Pre-Departure Notice of Proposed Rulemaking」というルールが作成された。その後、「Secure Flight Notice of Proposed Rulemaking」という名称で最終化が進められ、60 日のパブリックコメント期間の後、2008 年に「Final Rule」として確定され、2009 年 10 月¹¹に Secure Flight として導入が行われた。

航空会社とのやり取りは頻繁に行われたと考えられ、航空会社向けと思われる FAQ や説明資料が調査でいくつか発見された。FAQ の中には、テストに関する記述があるものもあった。

主な機能は以下のとおり。

- ・API データ送受信機能

航空会社からの API を受信し、航空機への搭乗可否を含む回答を返信する。送受信されるデータのフォーマット形式は、UN/EDIFACT 方式である。連携方法として、以下の 4 つがある。

A) AQQ (APIS Quick Query)

チェックイン時に数人程度のデータをリアルタイムにやり取りする方式である。10 名以下のデータであれば、4 秒以内に回答が行われる。

SITA、ARINC のネットワーク経由で利用される¹²。搭乗時の API の連携はこの方式が推奨されている。

B) Batch

多くの人数のデータをやり取りする方式である。SITA、ARINC のネ

¹¹ 日本航空「Secure Flight Program (セキュアフライトプログラム) について」
<https://www.jal.co.jp/other/info2009_1014.html>

¹² DHS PRE-DEPARTURE AIRCRAFT OPERATOR COMPLIANCE REQUIREMENTS
REFERENCE GUIDE Version 1.0 (2007 年) : ARINC's AviNet, SITA's America IDnet, Avfinity,
and Amadeus networks

ットワーク経由で利用される。回答までの時間を要するため、チェックイン時に使用することは推奨されておらず、使用する場合は時間に余裕をもって利用される必要がある。

C) MQ (Message Queuing)

APIS (IAPI) とデータのやり取りを直接行う方法の一つとして MQ¹³ (異なるソフトウェア間でデータを送受信する手法の一つ) が提供されている。

D) eAPIS

インターネットのWebサイト上からログイン、送受信するシステム。頻繁に大量のデータをやり取りする場合は使用しないこととされている。

・ESTA 情報取得機能

APIS では航空会社への回答時に、ESTA の認証・ビザ情報も合わせて送信する。

具体的な連携方法は確認されなかったが、ESTA 側から受信したものを送信するようである。

送信時には、ウォッチリストの結果を合わせて送信される。送信内容は以下のとおり。

ウォッチリストとの評価結果

0：ボーディングパスの発行可能

1：ボーディングパスの発行は抑制 (Inhibited)

2：身体検査、荷物検査等¹⁴後、ボーディングパスの発行可能

3：既に知られた状態¹⁵

4：情報が不十分 (エラー)

¹³ MQ を利用した場合のネットワーク接続には以下の 3 つの方法がある。

- ・ Dedicated MPLS Communications
- ・ Hardware VPN Internet Solution
- ・ Software VPN Internet Solution

¹⁴ 「Selectee, for passengers additional screening」と記載されている。Selectee とされている人物への検査と思われる。

¹⁵ 「Known Traveler status」と記載されている。意味する詳細は不明。

ESTA ステータス/DV¹⁶ステータス

Z¹⁷ - ESTA による渡航認証は対象外/DV は対象外 - OK to Board

A - ESTA で承認された渡航認証/米国のファイルにある書類

(ビザ、永住権カード、米国パスポートなど) - OK to Board

B - VWP 対象パスポート-ファイルに ESTA を介した渡航認証の

申請なし/ビザがファイルにない - Re-Submit Required

C - VWP 対象パスポート-米国で承認された渡航文書が必要、

ESTA は拒否- Recommend No-Board

D - 書類がファイルにない-米国のファイルに書類がない (ビザ、

永住者カード、米国のパスポートなど) - Re-Submit Required

E - EVUS¹⁸ 対象で EVUS が確認できない - Re-Submit Required

P - ペンディング (自動回答ができない) - Recommend No

Board until status received

R - 搭乗は推奨しない - Recommend No Board

T - Timeout - Re-Submit Required

X - データが不十分 - Re-Submit Required

③ TRIPS

誤ってウォッチリストの人物と識別された旅客が、救済を求める申請を行うことにより、誤認の再発を防止するためのシステムである。旅客はインターネットの Web フォーム上より救済を求める申請を行い、申請完了後、システムが付与する Redress Number(救済番号)で審査状況を確認できる。主な機能は以下のとおり。

・申請受理機能

インターネット上の Web フォームから、救済を求める申請を受理する。受理完了後、Redress Number (救済番号) を発行する。

・審査状況照会機能

指定された Redress Number (救済番号) の審査状況を照会する。

¹⁶ 航空会社向けメッセージ実装ガイドラインに、CBP の文書検証 (DV) プログラムは、航空会社が提出した出発前の乗客名簿データを、CBP が保持するソース文書情報と比較する旨の記載があったが、具体的な比較対象及び比較内容は確認できなかった。

¹⁷ 航空会社向けメッセージ実装ガイドラインのビジネスシナリオとメッセージの例から、「Z」が返される場合として、国内線のシングルレグフライト (セキュアフライトレポート)、オーバーフライト (外国航空会社) 等が確認された。

¹⁸ Electronic Visa Update System : 電子ビザ更新システム。中国人向けの、WEB サイトからビザ情報を更新可能なシステム。 <<https://jp.usembassy.gov/ja/evus-enrollment-nov2016-ja/>>

- ・ APIS 連携機能

航空会社職員は、予約時やチェックイン時に旅客情報の Redress Number (救済番号) を確認し、APIS を通じて送信することができる。

APIS と TRIPS の連携方法については、確認ができなかった。

1.2. システム構築及び運用に係る費用

費用について、確認された情報は以下のとおり。

① ESTA

ESTA の構築及び 2 年間の運用費用に、36,000,000 US ドル (3,168,000,000 円¹⁹) の予算が計上された。ESTA の進展に伴い、その全部または一部が手数料で賄われることになる。

上記には、構築、導入、ESTA ポリシーの伝達のための活動、プログラム・マネジメント・オフィスの費用が含まれる。

② APIS

2006 年度までに Secure Flight Program (セキュアフライトプログラム) (2009 年に運用開始) に約 150,000,000 US ドル (13,200,000,000 円) が費やされた。これは、主に IT インフラ構築、及びウォッチリストの照合プロセス構築に使用された。

2007 年度の予算では、15,000,000 US ドル (1,320,000,000 円) の予算が計上されたが、前年度の予算からの繰越金は 18,000,000 US ドル (1,584,000,000 円) であった。

1.3. セキュリティ

具体的なシステムのセキュリティについては、情報を得られなかった。

以上

¹⁹ 1US ドル=88 円換算 (2010 年の年平均)

電子渡航認証制度（E S T A）の導入に
向けた調査研究業務
調査報告書

別添 3-2. オーストラリアのシステム
調査結果

1. システムに関する調査結果

(1) 調査方法

主に以下より調査を行った。

- ・ETA 申請のホームページ¹
- ・Australian BORDER FORCE のホームページ²
- ・Policy study on an EU Electronic System for travel Authorization (EU ESTA)³
- ・Policy study on an EU Electronic System for travel Authorization (EU ESTA) Annexes (2011 年)⁴
- ・Advance Passenger Processing (APP) Arrivals and Departures Manual (2020 年)⁵

(2) 関連用語

関連する用語を以下に示す。

表 1 関連用語

略称	英語表記	日本語表記
ABF	Australian Border Force	オーストラリア国境警備隊
ANAO	Australian National Audit Office	オーストラリア国家監査局
API	Advance Passenger Information	事前旅客情報
APP	Advance Passenger Processing	事前旅客処理
APPS	Advance Passenger Processing System	事前旅客処理システム
BOC	Border Operations Centre	(オーストラリア) 国境オペレーションセンター
CTA	Crew Travel Authority	乗務員渡航許可

¹ ETA 申請サイト <<https://www.eta.homeaffairs.gov.au/ETAS3/etas?locale=ja&submit=cancel>>

² Australian Border Force 「CROSSING THE BORDER」 <<https://www.abf.gov.au/entering-and-leaving-australia/crossing-the-border/passenger-movement/advance-passenger-processing>>

³ Policy study on an EU Electronic System for travel Authorization (EU ESTA)
<https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/default/files/e-library/docs/pdf/esta_main_en.pdf> (最終検索日：2021 年 4 月 14 日)

⁴ Policy study on an EU Electronic System for travel Authorization (EU ESTA) Annexes
<https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/default/files/e-library/docs/pdf/esta_annexes_en.pdf>
(最終検索日：2021 年 4 月 14 日)

⁵ Advance Passenger Processing (APP) Arrivals and Departures Manual
<<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/files/advance-passenger-processing.pdf>> (最終検索日：2021 年 4 月 14 日)

略称	英語表記	日本語表記
DAL	Document Alert List	(オーストラリア) 渡航文書警戒リスト MAL の構成要素
DHA	Department of Home Affairs	オーストラリア政府内務省
ETA	Electronic Travel Authority	(オーストラリア) 電子渡航許可
ETAS	Electronic Travel Authority System	(オーストラリア) 電子渡航許可システム
IAPI	Interactive Advance Passenger Information	対話型事前旅客情報
ICAO	International Civil Aviation Organization	国際民間航空機関
MAL	Movement Alert List	(オーストラリア) 移動警戒リスト MAL には補助的なデータベースとして DAL と PAL がある
OMARA	Office of the Migration Agents Registration Authority	オーストラリア政府移住手続代行業者認定局
PAL	Person Alert List	(オーストラリア) 個人経歴警戒リスト MAL の構成要素
TRIPS	Travel and Immigration Processing System	(オーストラリア) 旅行および入国管理システム

1.1. システム化の範囲及びシステム関連図

(1) 調査結果概要

以下のシステムが確認された。

① ETAS

渡航希望者がインターネットを通じて ETA の申請受付・審査・認証を行う。

また、航空会社や旅行代理店などは SITA ネットワークを通じて利用することができる。

1996 年 9 月に運用が開始された。

2019 年 7 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までの観光ビザ申請（申請不許可含む）件数は以下のとおり。

・ ETA Tourist⁶ : 1,326,919 件

⁶ ETA (Visitor) (subclass 976) and ETA (subclass 601 – Tourist)

・ETA Business⁷ : 78,298 件

② APPS (IAPI)

航空会社等のシステムと連携し、API の受信、搭乗判定を行う。
1998 年に運用が開始された。開始月については、情報を得られなかった。

③ キャリアポータル

航空会社向けのポータルサイト。API の受信と搭乗判定を行う。

④ TRIPS

出入国に関する主要な部分を担うシステム。

(2) 調査結果詳細

ア) システム関連図

確認されたシステムの関連を以下に示す。

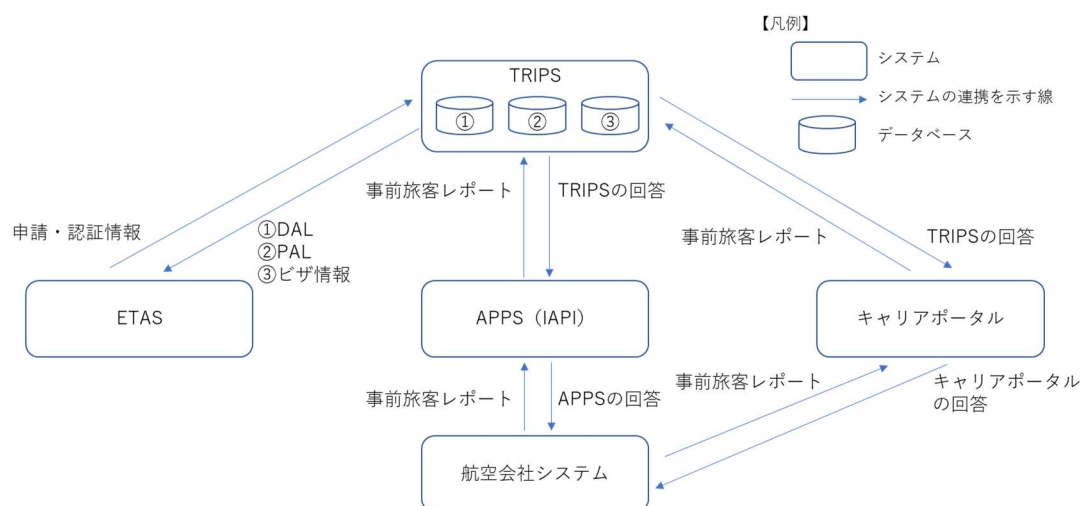


図 1 システム関連図

TRIPS と ETAS 間のデータ連携は、ETAS が TRIPS を参照する (データの同期は行われない) 方式であると推測される。

イ) システムの内容

確認された各システムの内容を以下に示す。

① ETAS

インターネット (<https://www.eta.homeaffairs.gov.au/ETAS3/etas?locale=ja&submit=cancel>) 上のサイトから、ETA の申請を受け付け、認証の審査を行い、結果を通知する。このサイトはオーストラリア政府移民

⁷ ETA (Business – Long Validity) (subclass 956), ETA (Business – Short Validity) (subclass 977) and ETA (subclass 601 - Business)

局に代わり SITA 社により開発、運営されている。⁸

このインターネット上のサイト以外にも、航空会社や旅行会社は SITA ネットワークを利用して利用できるようであり、APP の障害時には ETAS を利用して ETA やビザの有無を確認する記載がある。旅行会社も SITA ネットワークを利用して ETAS を利用でき、ETA の申請の代行業務等を行っている。

主な機能は以下のとおり。

・ Web からの申請受付

Web フォームより、申請の受付を行う。

申請費用はクレジットカード⁹で支払いを行い、20 AU ドルがシステム利用手数料として徴収される。

なお、入力を間違えた場合などの変更は行うことができず、ETA の再申請が必要である。

確認された ETA 申請情報を以下に示す。(2020 年 2 月現在)

表 2 ETA 申請情報

#	申請項目	必須/任意	書式
1 ETA の種類及び現在の所在地			
1-1	ETA の種類	必須	選択
1-2	現在の所在地	必須	選択
1-3	利用規約の合意	必須	選択
2 個人およびパスポートの情報			
2-1 個人情報			
2-1-1	姓	必須	入力
2-1-2	姓 (確認用)	必須	入力
2-1-3	名	必須	入力
2-1-4	性別	必須	選択
2-1-5	生年月日	必須	選択
2-1-6	出生国	必須	選択
2-2 別名			
2-2-1	別名の有無 (例: 旧姓)	必須	選択
2-3 犯罪歴			
2-3-1	刑事上の有罪判決を受けたことの有無	必須	選択
2-4 パスポート情報			

⁸ ETA 申請サイト「よくある質問」

<<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-text/eta/pages/ja/about.aspx>>

⁹ 1994 年移民規則第 2.12JA 条 (インターネットアプリケーションでのビザ申請料金の支払い) には、クレジット、送金又は PayPal (ペイパル) で支払いとある。

#	申請項目	必須/任意	書式
2-4-1	パスポート保持者の国籍	必須	選択
2-4-2	発行国	必須	選択
2-4-3	パスポート番号	必須	入力
2-4-4	パスポート番号（確認用）	必須	入力
2-4-5	パスポートの発行日	必須	選択
2-4-6	パスポートの有効期限	必須	選択
2-4-7	発行官庁	必須	入力
3 住所及び連絡先			
3-1 現住所			
3-1-1	町名・番地	必須	入力
3-1-2	市区町村	必須	入力
3-1-3	州/省/都道府県	必須	入力
3-1-4	郵便番号	任意	入力
3-1-5	国	必須	選択
3-2 電話（いずれか必須（自宅、現場、携帯））			
3-2-1 自宅の電話番号			
3-2-1-1	国番号	任意	入力
3-2-1-2	市外局番	任意	入力
3-2-1-3	番号	任意	入力
3-2-2 現場の電話番号			
3-2-2-1	国番号	任意	入力
3-2-2-2	市外局番	任意	入力
3-2-2-3	番号	任意	入力
3-2-3 携帯電話番号			
3-2-3-1	国番号	任意	入力
3-2-3-2	番号	任意	入力
3-3 電子メール			
3-3-1	メールアドレス	必須	入力
3-3-2	メールアドレス（確認用）	必須	入力
3-4 連絡方法			
3-4-1	希望の連絡方法	必須	選択
3-5 他の国のパスポート			
3-5-1	他の国のパスポートの有無（申請者（渡航者））	必須	選択

・ 審査支援

Web フォーム上から入力された情報を基に、ETA の資格があるかシステムでチェックを行い、問題等がある場合は審査員による審査の支援を行えるようになっていると思われる。

チェックは TRIPS で管理している MAL と呼ばれるデータベースとの照

合で行われる。MAL は DAL、PAL から構成される。

実際にこの処理が ETAS と TRIPS のどちらで実施されているのか、明確には確認ができなかった。

なお、このチェック（スクリーニング）は新しく追加されるテロリスト情報等に対応するため、ETA 発給後も行われる。

・ 認証・ 認証通知

Web フォームからの申請の結果として、認証承認、保留（12 時間後に確認）、認証拒否（オーストラリア大使館に問い合わせ）の 3 パターンがある。

基本的には、画面上で即時に上記結果が表示される。また、電子メールでの通知も可能となっている。

オーストラリア大使館に問い合わせる場合は、パスポートのコピーと ETA additional information form¹⁰を Australian Immigration Enquiry Form (<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/departmental-forms/online-forms/australian-immigration-enquiry-form>)で送ることとなる。

申請が不許可になった場合は、最寄りのオーストラリアのビザオフィスにて手続きを行うこととなる。

・ その他機能

航空会社や旅行代理店は、SITA ネットワークを使って ETAS を利用できる。

各種機能が提供されているが、確認できた機能は以下の 2 つである。

- APPS に障害が発生した場合の渡航者の ETA/ビザの所持の確認（航空会社）
- インターネットサイトを介さない ETA の申請受付・発給（旅行代理店）

② APPS (IAPI)

チェックイン時に航空会社等とやり取りを行うシステムである。なお、一般に言われる API とは異なり、最小限の情報（事前旅客レポート）のみが要求される。

PAL によるチェックは、離陸後に行われる。

確認された事前旅客レポート及び APP の回答を以下に示す。

¹⁰ Electronic Travel Authority (ETA) visa Additional Information Request Form

<<https://southkorea.embassy.gov.au/files/seol/ETA%20Additional%20Information%20Form%20-%20JPN.pdf>>（最終検索日：2021 年 4 月 14 日）

表 3 事前旅客レポート

渡航者	チェックインデータ
渡航文書の保有者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航文書番号 ・ 渡航文書に記載されている国籍コード (ICAO) ・ 姓 (最初の 4 文字又は全て) ・ 渡航文書タイプ (P)
ImmiCard ¹¹ の保有者	<ul style="list-style-type: none"> ・ ImmiCard 番号 ・ ImmiCard に記載されている国籍コード (ICAO) ・ 姓 (最初の 4 文字又は全て) ・ 渡航文書タイプ (O)
移動命令を受けた軍人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軍文書番号 ・ 軍文書に記載されている国籍コード (ICAO) ・ 姓 (全て) ・ 名 ・ 生年月日 ・ 性別 ・ 渡航文書タイプ (O)
軍人の扶養家族	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航文書番号 ・ 渡航文書に記載されている国籍コード (ICAO) ・ 姓 (全て) ・ 名 ・ 生年月日 ・ 性別 ・ 渡航文書タイプ (P)
その他の軍人	渡航文書の保有者と同様。
身分証明書またはコンベンション渡航文書の保有者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航文書番号 ・ 渡航文書に記載されている国籍コード (ICAO) ・ 姓 (全て) ・ 名 ・ 生年月日 ・ 性別 ・ 渡航文書タイプ (P)
オーストラリアの身分証明書の保有者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 身分証明書に記載されている国籍コード (ICAO) ・ 姓 (最初の 4 文字又は全て) ・ 渡航文書タイプ (P)

¹¹ オーストラリア政府と外交を結んでいない国出身の人やパスポートを持っていない人に対して発行される身分証

渡航者	チェックインデータ
家族渡航文書の所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航文書番号 ・ 渡航文書に記載されている国籍コード (ICAO) ・ 姓 (全て) ・ 名 ・ 生年月日 ・ 性別 ・ 渡航文書タイプ (P)
渡航文書のない渡航者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 姓 (全て) ・ 名 ・ 生年月日 ・ 性別 ・ 渡航文書タイプ (N)
古い渡航文書に有効なビザを持っている渡航者	渡航文書の所有者と同様。
トランジット渡航者 (ビザあり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航文書番号 ・ 渡航文書に記載されている国籍コード (ICAO) ・ 姓 (最初の 4 文字又は全て) ・ トランジット情報 (Y)
トランジット渡航者 (ビザなし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航文書番号 ・ 渡航文書に記載されている国籍コード (ICAO) ・ 姓 (全て) ・ 名 ・ 生年月日 ・ 性別 ・ トランジット情報 (到着) (Y)
航空会社の乗組員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航文書番号 ・ 渡航文書に記載されている国籍コード (ICAO) ・ 姓 (最初の 4 文字又は全て) ・ 渡航文書タイプ (P) ・ PAX 乗組員情報 (操作乗組員 : C、便乗乗組員 : X)

表 4 APP の回答

コード	名称	概要
6092	Override Not Authorised	BOC から権限が付与されて航空会社が上書きしたが、認証できなかった場合。BOC へコンタクトが必要。
8501	OK to Board	搭乗許可。
8502	Do Not Board	問題があり、搭乗不可の場合。
8505	Cancelled	APP への取消しが受け付けられた場合。

コード	名称	概要
8506	No Record	取消対象データが見つからなかったため、取消しが失敗した場合。
8507	Duplicate names	複数のデータが該当してしまい、(最小限の情報以外の) 追加の情報提供を求める場合。
8508	Repeated OK to Board	グループでのチェックイン時に間違っって登録したと思われる場合の警告。
8510	Contact BOC	BOC にコンタクトが必要 (対象者の搭乗は不可)。
8516	Insufficient Data	情報が不十分であるため、(最小限の情報以外の) 追加の情報提供を求める場合。
8517	Override Accepted	事前に 8502 (Do Not Board) を受けていても、その後の対応で可能となる場合があり、その場合は情報が上書き修正 ¹² される。その結果、OK となった場合。

③ キャリアポータル

APPS 以外にも航空会社等と APP や CTA 等のやり取りを行うことができるシステムである。APPS の計画停止時にも利用される。

④ TRIPS

出入国業務一般を管理するシステムと思われる (詳細は確認できなかった)。MAL やビザ情報の管理を行うほか、出入国の際のデータを収集し、Movement Database で管理を行っている。

1.2. システム構築及び運用に係る費用

費用については、ETAS や APPS は 1996 年 1 月から順次開発されており、詳細な開発費用等は確認できなかったが、ETAS に関する費用として以下の情報が得られた。

開発費用 : 6,000,000 AU ドル (492,000,000 円¹³)
 運用費用 (1998 年) : 5,500,000 AU ドル (451,000,000 円)

¹² 上書き (Override) される場合のコードには A と G がある。A は航空会社側が判断して上書き修正を行う場合、G は BOC 側が判断して上書き修正を行う場合である。

¹³ 1AU ドル=82 円換算 (1998 年の年平均)

1.3. セキュリティ

具体的なシステムのセキュリティについては、情報を得られなかった。

以上

電子渡航認証制度（E S T A）の導入に
向けた調査研究業務
調査報告書

別添 3-3. IAPI のみ導入国の
システム調査結果

1. システムに関する調査結果

1.1. 全体概要

IAPI については公開されている情報が少なく、IAPI のみ導入国のシステムに関しては僅かな情報しか得られなかった。

1.2. 韓国の調査結果

(1) 調査方法

以下より調査を行った。

- ・ Aviation Security Panel 3 : Advance Passenger Information (API)/Submitted by: Korean Air (2005 年)¹

(2) 関連用語

関連する用語を以下に示す。

表 1 関連用語

略称	英語表記	日本語表記
API	Advance Passenger Information	事前旅客情報
ESTA	Electronic System for Travel Authorization	電子渡航認証システム
IAPI	Interactive Advance Passenger Information	対話型事前旅客情報

1.2.1. システム化の範囲及びシステム関連図

(1) 調査結果概要

韓国について、IAPI のシステムに関する情報はあまり得られなかった。

(2) 調査結果詳細

IAPI の機能を有することは確認できたが、システム構成等については確認できなかった。

判明した内容は以下のとおり。

- ・ データフォーマットは EDIFACT (US-EDIFACT、UN-EDIFACT)
- ・ 一人当たりの処理 (レスポンス) 時間は 9 秒

¹ Advance Passenger Information (API)

<http://mddb.apec.org/Documents/2005/CTTF/STAR/05_star_009.pdf> (最終検索日：2021 年 4 月 14 日)

1.2.2. システム構築及び運用に係る費用

開発、運用等の費用についての情報は得られなかった。

1.2.3. セキュリティ

システムのセキュリティについては、情報を得られなかった。

1.3. イスラエルの調査結果

(1) 調査方法

以下より調査を行った。

- ・ Advanced Passenger Processing System (APP) Implementation Guidelines for Airlines (2020年改訂)²

(2) 関連用語

関連する用語を以下に示す。

表 2 関連用語

略称	英語表記	日本語表記
API	Advance Passenger Information	事前旅客情報
APP	Advanced Passenger Processing	事前旅客処理
APPS	Advanced Passenger Processing System	事前旅客処理システム
IAPI	Interactive Advance Passenger Information	対話型事前旅客情報
PIBA	Population and Immigration Authority	イスラエル政府人口・移民・国境局

1.3.1. システム化の範囲及びシステム関連図

(1) 調査結果概要

以下のシステムが確認された。

① APPS

航空会社等のシステムと連携し、APIの受信、搭乗判定を行う。
2020年7月に運用が開始された。³

² Advanced Passenger Processing System (APP) Implementation Guidelines for Airlines
<https://www.gov.il/BlobFolder/generalpage/iapi_interactive_advanced_passenger_information/en/ISRAEL%20PIBA%20iAPI%20Implementation%20Guidelines%20for%20Airlines%20v2.8_01032021.pdf> (最終検索日：2021年4月14日)

³ <https://www.gov.il/en/departments/general/iapi_interactive_advanced_passenger_information>

(2) 調査結果詳細

ア) システム関連図

確認されたシステムの関連を以下に示す。



図 1 システム関連図

イ) システムの内容

確認された各システムの内容を以下に示す。

① APPS (I-API)

チェックイン時に航空会社等とやり取りを行うシステムである。
受領した API に対して航空会社に返す APP の回答を以下に示す。

表 3 APP の回答

回答	内容
Cleared	ボーディングパスの発行を許可。
Not-Cleared	ボーディングパスの発行を許可しない。
Advisory	データ処理・回答に時間を要しており、追加情報の提供が要求される場合もある。最終的には、上記2つの回答のどちらかが返される。
Error	送信した API データにエラーあり。

やり取りは UN/EDIFACT の PAXLST と呼ばれる形式で行われる。
航空会社側からの送信、APPS 側からの送信、それぞれのメッセージの形式を以下に示す。

航空会社側が送信するデータの形式

- ・ 情報タイプ：UN/EDIFACT standard information
- ・ 乗客の API データ：PAXLST
- ・ 出発時やキャンセル時：PAXLST
- ・ 航空会社がイレギュラーに受け取るメッセージ：CUSRES

PIBA が送信するデータの形式

- ・ 情報タイプ：UN/EDIFACT standard information
- ・ 航空会社からの PAXLST への回答：CUSRES
- ・ 航空会社にイレギュラーに送るメッセージ：CUSRES

回答は 4 秒以内に行われる。10 秒経っても回答がなく、2 回試行を行っても回答が得られない場合は障害と判断し、航空会社は PIBA に連絡する必要がある。

1.3.2. システム構築及び運用に係る費用

開発、運用等の費用についての情報は得られなかった。

1.3.3. セキュリティ

システムのセキュリティについては、情報を得られなかった。

1.4. 英国の調査結果

(1) 調査方法

インターネット検索により調査を行った。

(2) 関連用語

特になし

1.4.1. システム化の範囲及びシステム関連図

(1) 調査結果概要

以下のシステムが確認された。

- ① e-Borders

(2) 調査結果詳細

e-Borders というシステムが存在することが分かったものの、詳細に関する情報は得られなかった。

ただし、送受信するデータの構造に関する情報のみ得られた⁴。

具体的内容については技術情報参照⁵。

1.4.2. システム構築及び運用に係る費用

開発、運用等の費用についての情報は得られなかった。

ただし、過去の BBC（英国放送協会）のニュース⁶に e-Border の開発に失敗した記事があり、そこで金額面に触れられていたため、その記事の概要を以下に報告する。

- ・ 2003 年に開始された e-Borders プログラムは、国境管理を改革するための 10 億ポンド（1910 億円⁷）の試みであった。
- ・ 米国の Raytheon という企業が契約を勝ち取った
- ・ 3 年度、1 年の遅延が発生しており、信頼を失ったとして英国側は契約を打ち切ることを決定した。
- ・ Raytheon は仲裁裁判所に提訴した。結果として、英国側は 2 億 2400 ユーロ（389 億円⁸）を Raytheon に支払うこととなった（2014 年）

1.4.3. セキュリティ

システムのセキュリティについては、情報を得られなかった。

⁴ <<https://www.gov.uk/government/publications/transfer-e-borders-data-general-aviation-and-maritime>>

⁵ Submit e-borders data: data fields and structures

<https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/257325/explanatory-text.xls>（最終検索日：2021 年 4 月 14 日）

Submit e-borders data: XML schema

<https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/257324/xml-schema.zip>（最終検索日：2021 年 4 月 14 日）

⁶ <<https://www.bbc.com/news/uk-28840966>>

⁷ 2003 年のレート 1 ポンド 191 円を使用して計算。レートは<<https://www.fx-foreign-exchange.com/rate/gbpjpy.html>>のものを使用した。

⁸ 2014 年のレート 1 ポンド 174 円を使用して計算。参照先は同上。

電子渡航認証制度（E S T A）の導入に
向けた調査研究業務
調査報告書

別添 3-4. システムに関する
その他調査結果

1. システムに関する調査結果

1.1. その他調査結果

1.1.1. EU の ETIAS 導入時における費用見積り

EU のレポート（Feasibility Study for a European Travel Information and Authorisation System (ETIAS) (2016 年)）¹において、EU の ETIAS 導入時における費用試算（2025 年時点で年間 4,700 万人からの申請を想定）が行われていたため、参考情報として以下に記述する。

なお、現時点では ETIAS 運用開始予定は 2022 年となっている。²

①ETIAS 導入費用（②～⑥の合計）（単位：千ユーロ、百万円）

段階 年	開発段階			運用段階						
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
EUR	25,453	13,182	58,832	22,593	22,593	22,593	22,593	22,593	22,593	22,593
JPY ³	3,054	1,582	7,060	2,711	2,711	2,711	2,711	2,711	2,711	2,711
	計：EUR 245,547（千ユーロ）、JPY 29,466（百万）									

開発段階合計費用：EUR 97,467（千ユーロ）、JPY 11,696（百万）

②委託業者開発費用（単位：千ユーロ、百万円）

段階 年	開発段階			運用段階						
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
EUR	5,940	5,940	5,940	4,010	4,010	4,010	4,010	4,010	4,010	4,010
JPY	713	713	713	481	481	481	481	481	481	481
	計：EUR 45,887（千ユーロ）、JPY 5,506（百万）									

¹ Feasibility Study for a European Travel Information and Authorisation System (ETIAS) Final Report <https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/default/files/what-we-do/policies/european-agenda-security/legislative-documents/docs/20161116/etias_feasability_study_en.pdf>（最終検索日：2021 年 4 月 14 日）

² ETIAS application site<<https://etias-web.com/>>（最終検索日：2021 年 3 月 8 日）

³ 1 ユーロ = 120 円換算（2016 年の年平均）

開発段階の委託費用には以下が含まれる。

- ・ ETIAS IT アプリケーション
- ・ 旅行者用アプリケーションプロセッサ
- ・ Web サイト、モバイルアプリケーション、フィールド検証ロジック、中央データベースのマスキング抽出、通知およびメールサーバおよびキャリアゲートウェイなどの「インターネットサービス」を提供するソフトウェア
- ・ 他のシステム(EES⁴, VIS⁵, SIS⁶)を検索するインタフェース
- ・ ETIAS 導入による他のシステムのソフトウェアの変更に関する打ち合わせや既存データの変更の通知の受付
- ・ セキュリティ要件に対処するためのセーフガードの開発

運用段階の委託費用にはシステムのソフトウェアメンテナンス及び機能追加のための費用が含まれる。

③ネットワーク費用（単位：千ユーロ、百万円）

段階	開発段階			運用段階							
	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
EUR		6,441	2,472	2,472	2,472	2,472	2,472	2,472	2,472	2,472	2,472
JPY		773	314	314	314	314	314	314	314	314	314
計：EUR 28,693（千ユーロ） 、 JPY 3,443（百万）											

ネットワーク費用（拠点間の接続やインターネット接続）には、以下が含まれる。

- ・ 構築のための一時費用
- ・ 運用・保守のための毎月発生する費用

④ハードウェア費用（単位：千ユーロ、百万円）

段階	開発段階			運用段階							
	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
EUR		1,932	343	8,743	1,829	1,829	1,829	1,829	1,829	1,829	1,829
JPY		232	41	1,049	219	219	219	219	219	219	219

⁴ Entry-Exit System の略

⁵ Visa Information System の略

⁶ Schengen Information System の略

	計：EUR 23,822（千ユーロ）、JPY 2,859（百万）
--	----------------------------------

ハードウェア費用には以下が含まれる。

- ・ 開発段階における取得のための一時費用
- ・ 運用段階における運用・保守のための費用

なお、データセンタの費用は含まれていない。

④ソフトウェア費用（単位：千ユーロ、百万円）

段階	開発段階			運用段階							
	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
EUR	8,862	1,974	38,352	10,075	10,075	10,075	10,075	10,075	10,075	10,075	10,075
JPY	1,063	237	4,602	1,209	1,209	1,209	1,209	1,209	1,209	1,209	1,209
	計：EUR 109,638（千ユーロ）、JPY 13,157（百万）										

ソフトウェア費用には以下が含まれる。

- ・ 開発段階における取得のための一時費用
- ・ 運用段階における運用・保守のための費用

⑤管理費用（ヘルプデスク、オペレーション等）（単位：千ユーロ、百万円）

段階	開発段階			運用段階							
	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
EUR	2,278	2,453	3,325	4,207	4,207	4,207	4,207	4,207	4,207	4,207	4,207
JPY	273	294	399	505	505	505	505	505	505	505	505
	計：EUR 37,507（千ユーロ）、JPY 4,501（百万）										

上記には以下が含まれる。

- ・ マニュアル処置のための要員工数
- ・ ヘルプデスク要員工数
- ・ 技術専門家工数
- ・ テスト要員工数
- ・ 監視要員工数
- ・ プロジェクト管理（契約管理、品質管理含む）工数

なお、ETIAS のシステム構成が複雑であること、他のシステムとのインタフェースが多いこと、航空会社とのテストが継続的に必要性なことなどによ

り、より多くの技術専門家とテスト要員が提案されている。

1.1.2. EUにおけるセキュリティ対策の検討

米国、オーストラリア及び韓国のシステムに関する調査において、システムのセキュリティについては、具体的な情報を得られなかった。

但し、EUのレポート（Feasibility Study for a European Travel Information and Authorisation System (ETIAS) (2016年)）⁷において、EUのETIAS導入時におけるセキュリティリスクの評価が行われており、ここにセキュリティリスク軽減措置に関する記述があったため、以下に記載する。

■人的資源保護

ETIAS⁸の場合、少なくとも以下のように、人的資源に対する安全措置を実施すべきである。

- ・ アクセス制御ポリシーの仕様、および関連するマネジメントシステムの構築
- ・ Access Control List(ACL;アクセスコントロールリスト)、Role Based Access Control(RBAC;ロールベースアクセスコントロール)、またはAttribute based access Control(ABAC)などのポリシーを、Identity and Access Management(IAM;アクセス管理)ソリューションの一部として割り当てる。これには、情報資産の分類、システムにアクセスする当事者の役割の作成、及びどの情報へのアクセスが正当化されるかの定義、等の作業が含まれる。なお、旅行者情報へのアクセスは、インターネットサービスを介してアプリケーションを提出すること、および参照番号を使用してアプリケーションのステータスを要求することに限定されるべきである。
- ・ 旅行者を除くすべてのユーザの認証
- ・ 監視および追跡
- ・ 通信の観点からは、「接続する」という「認可」が実施されるべきである。

■暗号保護

- ・ 適切なアルゴリズムの更新を含む選択及び鍵の長さの選択
- ・ 適切な TLS(Transport Layer Security)証明書を通じて申請者に対してインターネットサービスの認証を行う

⁷ Feasibility Study for a European Travel Information and Authorisation System (ETIAS) Final Report <https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/default/files/what-we-do/policies/european-agenda-security/legislative-documents/docs/20161116/etias_feasability_study_en.pdf> (最終検索日：2021年4月14日)

⁸ EUで導入が検討されているESTAのシステム

- ・ オペレータ及びシステム管理者の認証の少なくとも一つの要素が十分強力な暗号アルゴリズムを持っていること
- ・ アプリケーションステータス確認電子メールへの電子的なシール(電子署名のようなもの)の添付
- ・ 申請者の基準番号のランダム性であって、当初の申請者よりも他の当事者の推測を困難にしたもの
- ・ 申請者とインターネットサービスとの間のネットワークの暗号化、インターネットサービスと中央システムとの間、および中央システムとその他のシステム(EES、SIS、VIS および加盟国のシステム)の間の暗号化。
- ・ 中央システムオペレータのエンドポイントとの間のネットワークトラフィックの暗号化、及びシステム責任者との間の暗号化。
- ・ 申請者のプライバシー保護のための、管理や監査向け文書中の個人データの暗号化やハッシュ化

■通信保護

- ・ 通信装置の物理的セキュリティ(アクセス制御および電力の保護を含む)、および電力変動の防止
- ・ DDoS(Distributed Denial of Service)などの攻撃シナリオに対する保護を行うこと
- ・ すべての ETIAS 通信装置(ファイアウォール、ルーター、アクセスポイントなど)のソフトウェア更新の整合性を確保すること
- ・ アプリケーションレベルおよびネットワークレベルで動作するファイアウォール
- ・ 侵入検知/防止システムにより、ネットワークトラフィックを自動的に監視し、自動イベント分析を実行して、一時的なネットワーク切断やトラフィック再ルーティングなどの保護メカニズムを実行・警告できること

■システムの取得・開発及び保守に関する保護

- ・ 申請者の視点を反映した、ビジネスプロセスの観点からの詳細なセキュリティ要件の明確化、及び経営視点を反映した、オペレータやマネージャ観点からの詳細なセキュリティ要件の明確化。これには以下が含まれる。
 - ・ 識別および認証
 - ・ アクセス・セッション管理
 - ・ ユーザーデータ保護
 - ・ 通信
 - ・ ユーザーデータ保護
 - ・ 信頼性の高いパス/チャネル
 - ・ セキュリティ管理
 - ・ プライバシーおよびデータ保護(匿名化など)
 - ・ リソースの利用方法 (インターネットサービスのフォールト

トレランス等)

- ・セキュリティ監査
- ・セキュリティ要件の全体的な要件の統合、およびそれらの実施に関する説明責任の割り当て
- ・業務システムがこれらの要件を満たしていることを保証する措置の開発又は取得を行うこと
- ・予防措置のモニタリング

■インシデント管理の保護

以下のようにインシデント管理を実施する必要がある。

- ・報告した事象を報告し、それらに対応する役割、責任及び通信ライン
- ・インシデントの分類
- ・証拠の収集及びそれらの関連性の確保
- ・是正処置および回復処置
- ・エスカレーション・レベル及びビジネス継続性管理との関係

■業務セキュリティ保護

- ・標準操作手順及びプロセスの文書化
- ・事業者の職務の分離
- ・開発、試験及び運用施設の分離
- ・システムの強化(オペレーティング・システムのインストールおよび構成、不要なコンポーネントの除去、パッチ作成、スキャン)
- ・サプライヤ/サブコントラクター間の契約および役割、および責任のフォローアップ
- ・サービスレベルアグリーメントおよび報告
- ・資産管理(機器の進化、ハードウェア、ソフトウェア)、ライセンス管理、脅威と脆弱性管理

1.1.3. COVID-19 への対応

2020年3月現在、米国とオーストラリアの両方で、申請のトップページにCOVID-19についてのメッセージ(宣言)を確認することができ、そこではESTA/ETAの申請はできない旨が記載されている。

オーストラリアでは、申請のトップページに以下のメッセージが確認できる。

現段階で、渡航免除をお持ちの方に限りオーストラリアへ渡航頂けます。渡航免除をお持ちでない方は、オーストラリアへの渡航が出来かねます。ご了承ください。

現段階での渡航許可(ETA)の申請はいま一度、ご考慮下さい。渡航制限及び新型コロナウイルスにおける渡航許可の手続きに関しては最新情報をご覧ください。

さい。

また、渡航許可(ETA)の申請は、特定のパスポートをお持ちの方に限り、オーストラリア ETA 携帯アプリから申請可能の場合がございますので、ご確認ください。

また、オーストラリアでは、実際にシステムから申請できないようになっていたのが確認された。実際に申請を開始すると、現在申請はできない旨が表示され、次ステップに進めない仕組みとなっている（最初に現在いる国を選択するが、選択された国によって制限することができる可能性が高い）。

なお、米国では ESTA 所有者が渡航しようとする場合、ESTA が強制的に取り消される旨も併せて記載されている（取り消されても料金は返金されない旨も記載されている）。

1.1.4. 運用における懸念点

EU のレポート（Policy study on an EU Electronic System for travel Authorization (EU ESTA) Annexes (2016 年)）において、米国の ESTA 導入時に発生したトラブルの事例があったため、今後の運用を検討する際において懸念すべき事項として以下に示す。

- ・ 文字 o（オー）と 0（ゼロ）を誤って入力するケース
- ・ ある国籍の渡航者が別の国に居住し、居住国でパスポートを発行している場合、誤って居住国をパスポート発給国に入力するケース
- ・ 複数のパスポートを所持している渡航者が、ESTA 申請時のパスポートとは別のパスポート情報を入力するケース
- ・ フランスとドイツには、最初のページにチェックディジット⁹が含まれているパスポート番号が記載されているパスポートがあり、チェックディジット込みのパスポート番号を誤って入力するケース

なお、人的ミスによる誤入力に対応するための方法の一つとして、オーストラリアの ETA 申請では、姓、パスポート番号、メールアドレスの欄に確認用の欄が設けられているのが確認できた。

⁹ 数字列の誤りを検知するために付加される検査用の数字のこと。また、そのような数字を用いた誤り検出方式。

1.1.5. 自動パスポートコントロール（APC）について

米国では多くの空港に自動パスポートコントロール（APC、Automated Passport Control）が導入されている。

無人のキオスク端末で入国審査を実施するものであるが、在日米国大使館のホームページ¹⁰では「渡航前に電子渡航認証システム（ESTA）を取得し、2008年以降に少なくとも一度米国を訪問していること」が条件とされているが、現在では少なくとも一部の空港では初回の米国訪問時でも APC は利用できるようであり、実際に問題なく入国できた事例がインターネット上で多く報告されている。

また、米国の CBP の APC に関するホームページ¹¹上には、上記の「一度米国を訪問していること」の記載はないことが確認できている。なお、旅行代理店等のホームページ¹²上に過去の米国 CBP のホームページ上の記述が説明の一部として記載されており、そこには「一度米国を訪問している」という条件が記載されていることから、現在はこの条件は除かれているものと考えられる。

【代理店の HP にある、過去の APC の説明】

Who Is Eligible to Use APC?

U.S. and Canadian passport holders and international visitors from Visa Waiver Program countries are eligible to use APC kiosks. Visa Waiver Program visitors must have Electronic System for Travel Authorizations (ESTA) approval prior to travel and have visited the United States on at least one occasion after 2008.

【現在の CBP の HP 上の記載】

Who is eligible to use APC?

U.S. citizens, U.S. legal permanent residents, Canadian citizens, eligible Visa Waiver Program participants, and travelers entering with B1/B2, C1/D, or D visa can utilize APC kiosks.

なお、APC で取得された写真や指紋の情報は最高 30 日までしか保存されない¹³ルールとなっているようである。

¹⁰ <<https://japan2.usembassy.gov/pdfs/wwwf-cbp-apc2016.pdf>>

¹¹ <<https://www.cbp.gov/travel/us-citizens/apc>>

¹² <<https://esta-center.com/hawaii/index.html>>

¹³ <<https://www.dhs.gov/sites/default/files/publications/privacy-pia-cbp051-apcmpc-march2018.pdf>>

1.1.6. モバイルパスポートコントロール（MPC）について

モバイルパスポートコントロール（MPC、Mobile Passport Control）¹⁴は CBP から認可を受けたスマートフォンやタブレットを使用したアプリケーションで、入国審査の際に自動化プロセスを提供する。

アプリケーションからパスポート情報や税関申告書、顔写真等をアップロードすることが可能であり、発行される QR コードを利用して入国手続きを簡素化している。

CBP 自体は開発を行っておらず、空港会社などがビジネスへの活用のために開発している。

現在は、米国人、カナダ人のみが利用可能である。

以上

¹⁴ <<https://www.dhs.gov/sites/default/files/publications/privacy-pia-cbp051-apcmpc-march2018.pdf>>

電子渡航認証制度（E S T A）の導入に
向けた調査研究業務
調査報告書

別添 4. E S T A 及び I A P I を
併用した場合と I A P I のみを
使用した場合における出入国審査への効
果等の比較調査結果

1. ESTA及びIAP Iを併用した場合とIAP Iのみを使用した場合における出入国審査への効果等の比較

1.1. ESTA及びIAP Iを併用した場合とIAP Iのみを使用した場合における出入国審査への効果等の比較

(1) 調査結果概要

IAP Iのみ使用した場合は、審査の精度を上げると処理が複雑になる傾向となり、システムのレスポンスが遅くなってしまう懸念が生じる。また、人による判断が必要となる場合は、回答までに時間がかかってしまうため、チェックイン時のみに審査を行う IAP I だけで対応が可能であるかは見極める必要がある。

IAP I だけで目的が達成できるのであれば、ESTA は不要であるが、IAP I だけでは難しい部分がある場合、それを ESTA によって補完できる可能性が高いと考えられる。

ESTA を併用した場合のメリットとして、以下が考えられる。

- ①審査に利用する項目数が多い
- ②審査時間に余裕を持つことができる
- ③審査システムの審査ロジックの複雑さ回避
- ④航空会社の負担の減少

逆に、ESTA を併用した場合、以下のデメリットを考慮する必要がある。

- ①構築、運用費用の発生
- ②セキュリティリスクの増加
- ③個人情報を取り扱う際の負担の発生
- ④外交面での問題

(2) 調査結果詳細

米国ではまずセキュアフライトプログラムを導入し、IAP I によってテロリストの航空機への搭乗防止を行った。API の情報とウォッチリストを照合することにより、危険人物を判定するものであったが、人物の誤認によるトラブルが多かったものと調査結果から推測することができる。

危険人物が搭乗するリスクを最小限とするため、スクリーニングの網の目を細かくすると検知される比率が高くなるのは当然ではあるが、それがチェックイン時という時間的に余裕がないタイミングで実施される点及び IAP I で送信される情報（項目数）が ESTA より少なく人物の特定が難しい点が、運用を難しくしていたものと考えられる。

ただし、基本的に、IAP I だけで十分な審査が可能である場合、及び回答までのレスポンス速度が十分である場合においては、ESTA はシステムの構築、運用の負担等の分だけデメリットとなる。

その点を踏まえ、比較の観点と比較した結果は以下のとおり。

観点	ESTA及びI APIを併用した場合の効果等(効果やデメリット)	I APIのみを使用した場合の効果等(効果やデメリット)
①審査項目数		
	<p>米国 ESTA の申請時の項目に SNS に関する情報、両親の名前や他国籍の有無など、必須ではないものもあるが、API よりも多くの情報を収集することができる。</p> <p>審査の精度が高くなるほか、他人が誤認される確率を下げることが可能と考える。</p> <p>また、米国の場合 I API はテロリストに対するウォッチリストとの照合であると考えられるため、テロに関するもの以外は対象外となるが、ESTA の場合は防疫に関する項目等を追加することで、より広い対象をカバーすることができる。</p>	<p>原則としてパスポートが保持している情報のみとなるため、項目数は限定される。</p> <p>生年月日が同じで同姓同名の場合などは、人物の特定が容易でなくなる可能性が高い。</p>
②審査時間の確保		
	<p>米国、オーストラリアともにチェックイン時まで ESTA/ETA を取得していれば良いものの、米国は 72 時間前、オーストラリアは 12 時間前までに申請しておくことが推奨されている。実際には、もっと余裕をもって申請されることから、余裕を持って人物の同一の確認や審査を行うことができる。</p> <p>さらに、事前に審査済みであるビザでの渡航者もいるわけであり、ESTA を併用することにより全ての渡航者がチェックイン時には事前審査済みの状態とすることができる。</p> <p>ただし、米国では API を 72 時間</p>	<p>I API ではチェックイン時に審査が行われるが、一般的に結果の通知は自動チェックにより数秒で実施される。審査で問題が生じた場合は、人による審査と判断を行うこととなるが、かなり短い時間で判断を行う必要が生じる。</p> <p>ただし、米国では API (I API ではない) を 72 時間前までに一度送信することとなっており、この情報を基に一度審査を実施しておくことができれば、チェックイン時の審査時間の問題はかなり解消できる (ただし、48 時間前以降に急遽搭乗券を購入した場合など、時間に余裕があるとは限らないケース</p>

	前に一度送信することとなっており、APIで送信される情報が十分であり、かつ72時間で十分な審査が可能である場合においては、このメリットはかなり減少する。	は残る)。
③チェックイン時のレスポンス速度と誤認リスク		
	<p>ESTA申請時及びその後の定期スクリーニングで、その申請者についての評価が行われているため、チェックイン時の搭乗可否の判断の際も、ESTAの有無で判断することも可能となる。</p> <p>パスポート番号とESTA情報を照合するだけで良いため、チェックイン時におけるレスポンス速度が速いほか、人物の誤認リスク生じない。</p>	<p>パスポートの情報をブラックリストと照合する必要性が生じるが、照合のロジックが複雑である場合や、照合先のデータ量が多い場合は結果が出るまでに時間を要する可能性がある。</p> <p>また、パスポートが保有する情報は限られているため、名前と生年月日が危険人物と同じ場合などは、誤認が生じる可能性がある。</p>
④航空会社の負担		
	<p>航空会社は危険人物を搭乗させてはならないが、ESTAを導入した場合は以下のメリットがあると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェックイン時に「搭乗を許可できない」と説明するよりも、「ESTAを所持していないため搭乗させることができない」と説明する方が容易 ・IAPIで拒否される人物はESTAも発行されないことから、そもそも空港に来ることがなく、トラブルの発生自体を抑制できる 	<p>航空会社は搭乗を許可できない理由の説明をするのが難しく、渡航希望者への対応の難易度が高い。</p>
⑤構築、運用費用		
	<p>新たにESTAシステムを構築する初期費用、及び継続的に発生する運用費用が発生する。</p> <p>ただし、各国ともESTA発給の手</p>	<p>IAPIだけの場合、ESTAシステムを構築する初期費用、及び継続的に発生する運用費用は発生しない。</p>

	数料等の料金を徴収することで、このデメリットを解消している。	
⑥セキュリティリスク		
	<p>ESTA は個人情報を扱うが、インターネット接続となることからサイバー攻撃等を受ける可能性が高い。漏洩等が発生した場合のリスクは非常に高く、十分な対応が必要。</p> <p>情報漏洩の事例は確認できなかったが、Web サイトへの悪意のある攻撃（DDoS 攻撃）¹によりアクセスできない、メールが送信できない、といった事例は実際にあったようである²。</p>	I-API のみであれば、インターネットへの接続はない（あるいはポータル等の利用など、かなり限定される）ため、攻撃等のリスクは少ない。
⑦ 個人情報を取り扱う際の負担の発生		
	個人情報を扱うため、それに伴う各種制約が発生する。特に、EU の一般データ保護規則（GDPR）の対象となるため、これに対応する必要がある。	現状でも API は取得しており、特に追加で問題は発生しない。
⑧ 外交面での問題		
	ビザ免除国に新たな義務を課すことになり、実際には外務省が他国に条件を加えることになると思われる。ビザとの違いの明確化や制度面での整合性を取るとともに、外務省と調整を行う必要がある。	現状でも API は取得しており、特に追加で問題は発生しない。

以上

¹ DDoS 攻撃と呼ばれる、複数のコンピューターから一斉にアクセスすることによりネットワークに負荷をかけアクセス等をできなくする攻撃。

² 代理店が攻撃によるメール送信エラー等の対応について報告している。

<<https://australia-etas.com/contact.php>>